

平成 3 0 年 6 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 3 0 年 6 月 7 日 開会

平成 3 0 年 6 月 1 9 日 閉会

飯 島 町 議 会

平成30年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年6月7日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 第 2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第10号専決）

日程第 7 第 4号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）

日程第 8 第 5号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号専決）

日程第 9 第 6号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第6号専決）

日程第10 第 7号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）

日程第11 第 8号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号専決）

※第3号議案から第8号議案まで一括議題

・提案説明、補足説明

・議案説明に対する質疑

・議案ごと討論、採決

日程第12 第 9号議案 飯島町工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例

・提案説明、補足説明

・提案説明に対する質疑

・委員会付託

日程第13 第10号議案 飯島町モーテル類似旅館建築規制条例の一部を改正する条例

日程第14 第11号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算（第1号）

日程第15 第12号議案 飯島町長及び副町長の給料の減額に関する条例

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美（早退）	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野 一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田 浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	平成30年6月7日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまで。これから平成30年6月飯島町議会定例会を開会いたします。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的な御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力をいただきますようお願いをいたします。なお、今定例会は節電・省エネ対策等の一環として軽装としましたので、御理解と御協力をお願いをいたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元の配付のとおりです。開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。
町 長	おはようございます。平成30年6月議会定例会の招集に当たりましてごあいさつを申し上げます。平成30年5月8日付、飯島町告示第32号をもって平成30年6月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会におきましては、町が管理するキャンプ場における蜂被害に関する裁判の判決が確定したことにより、町が相手方に支払う必要が生じた51万円余りの損賠賠償金を含む平成30年度の一般会計補正予算案及び平成27年度における農地中間管理事業での経営転換協力金の未払い案件の発生という不適正な事務処理の発生に関しまして、町の組織全体を統括する責任者として町長及び副町長の月額給料の減額に関する条例案を提案させていただきます。このような事案が発生してしまったことにつきましては、町民の皆様を初め議員の皆様にも深くおわび申し上げるところでございます。今後は、裁判の判決文や不適正な事務処理を教訓とし、私以下、理事者並びに職員が緊張感を持って町政の運営、事務事業の執行に取り組む決意でございます。 さて、6月に入り野山も一層色濃い緑へと季節が移ってまいりました。多くの水田で水をたたえ、うっすらと緑を増した稲が初夏の風を受け、飯島町らしい田園風景が広がってきております。さて、気象庁は6日に関東甲信地方が梅雨入りしたと発表しました。低気圧や前線の影響を受けやすく、降水量は平年並みか多いと予想されております。これから一月余りの間、水害や土砂災害に備え、緊張感を持って臨んでまいりたいと思っております。世界に目を転じますと、アメリカのトランプ政権は通商政策で次々に保護主義的な方向を打ち出しております。このほどカナダで行われましたG7、財務大臣中央銀行総裁会議の終了後には、アメリカを除く6カ国の財務大臣がアメリカの通商政策に懸念を示す声明を発し、鉄鋼とアルミニウムに対する追加関税をめぐって先進6カ国とアメリカとの新たな対立が始まっております。また、アメリカ政府は中東の火薬庫と呼ばれるイスラエル、エルサレムに米国大使館を移設することを発表したことに続き、ことし5月初めにはイラン核合意からの離脱を決定し、対イランの経済制裁を再開する方針を示したことから中東情勢が不安定となり、原油価格が高騰し、国内でもガソリン価格の高騰が続いております。この12日には米朝両首脳の間で会談が予定されており、この会談の結果い

かんによっては、我が国を初め東アジアの情勢も大きな影響を受けることとなると思います。今このときが世界の政治経済、社会の枠組みが変わっていく重大な岐路を迎えていることは間違いなく、その行方を注視していかなければならないと思っておるところでございます。国政では、6月20日までの会期で第196通常国会が開催されております。安倍総理は今国会の冒頭「働き方改革を断行する。戦後の労働基準法制定以来70年ぶりの大改革だ。」と述べ、同一労働同一賃金の実現や長時間労働の是正などに取り組むと表明したところでありますが、働き方改革関連法案、TPP関連法案、民法改正法案などの重要法案の審議よりも加計学園問題や森友学園問題の追及に重きが置かれ、国会審議もはや終盤を迎えております。今後も国や政府の動きが地方財政や国民の暮らしへどう影響するのかなどに注視していかなければならないと思っておるところでございます。平成30年度も2カ月が経過いたしました。平成30年度予算は、みんなが安心して暮らせる豊かなまちを目指しつつ、生活基盤の増強と教育振興を重点に各種施策に対応できるマンパワーを充実させることにより、安定的な行政運営とまちづくりを行うための未来へつなぐ底固め予算として位置づけております。各種事業の執行に当たりましては、役場組織の機構改革により、この4月に新設した地域創造課を中心とした住民協働による地方創生の充実、子育て支援と教育への投資、住民生活に直結するインフラ整備等に向け、職員の創意工夫、英知を結集し、スピード感を持って計画的に進めているところでございます。

さて、本会議定例会に御提案申し上げます案件は、専決処分条例案件2件、平成29年度一般会計予算及び特別会計予算の専決処分案件6件、条例案件3件及び平成30年度一般会計補正予算案件1件の計12案件でございます。いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重な審議をいただきまして適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、議会招集のあいさつといたします。ありがとうございました。

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により10番 三浦寿美子議員、11番 中村明美議員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から6月19日までの13日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの13日間とすることに決定しました。会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。議長から申し上げます。請願、陳情等の受理について報告いたします。受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであ

り、会議規則第 89 条及び第 92 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に、例月出納検査の結果について報告いたします。3 月から 5 月における例月出納検査の結果、特に指定事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

次に、町当局からの報告を求めます。

町 長

それでは、私からは 4 件について御報告を申し上げます。初めに平成 29 年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき御報告を申し上げます。平成 29 年度事業の繰越明許費にかかわる支出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり平成 29 年度に繰り越しいたしました。繰り越しました事業は、飯島町地域福祉センター石楠花苑駐車場造成事業であります。細部につきましては、お手元の繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

次に飯島町土地開発公社の平成 29 年度決算について御報告申し上げます。平成 29 年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る 5 月 28 日開催の公社理事会において審議をお願いし、議決いただきましたので、その概要を地方自治法 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき御報告申し上げます。平成 29 年度の土地開発公社の事業としましては、工業団地関連事業及び保有土地売却事業に取り組んでまいりました。保有土地売却関係では、久根平工業団地について未売却土地 2 区画のうち 1 区画を平成 30 年 2 月に売却しました。陣馬工業団地につきましては、優良企業の誘致に向けて数社と交渉を進めてきたところでございます。今後も引き続き保有土地の早期売却に向けて取り組んでまいります。主な収益の内容ですが、土地造成事業収益で 3,590 万円、附帯等事業収益がおおよそ 230 万円で、事業収益はおおよそ 3,820 万円となりました。これに事業外収益等を加えた収益合計はおおよそ 7,040 万円となりました。これに対する費用につきましては、取得原価おおよそ 1,330 万円に一般管理費及び事業外費用等を加えた費用合計はおおよそ 2,030 万円となり、差し引きおおよそ 5,010 万円の利益となっております。前期繰越欠損金につきましては、おおよそ 3,420 万円から当期純利益を差し引きプラスとなり、準備金合計はおおよそ 1,590 万円となりました。これにつきましては、平成 29 年度において町の一般会計より経営補助として 3,000 万円の交付を受けたことと保有土地を 1 区画売却したものによるものです。今後は、町財政も厳しい状況でありますので、保有土地の売却状況を見ながら慎重に検討し、対応してまいりたいと考えております。以上、公社の決算概要について申し上げます。決算の詳細はお手元の決算報告書のとおりでございますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。

次に一般財団法人まちづくりセンターいいじまの平成 29 年度事業報告並びに決算について報告申し上げます。一般財団法人まちづくりセンターいいじまも第 6 期の事業を進めてまいりました。事業報告、決算につきましては、去る 5 月 31 日の評議委員会において承認されましたので、地方自治法第 243 の 3 第 2 項の規定により御報告申し上げます。平成 29 年度のまちづくりセンターいいじまの事業は、指定管理業務 4 業務及び山岳施設管理、道の駅本郷管理、信州いいじまマルシェ管理運営、観光協会事務局の 4 業務において契約に基づき業務を実施いたしました。アンテナショップ信州いいじまマルシェにつきましては、飯島町のおいしい農産物、加工品、特産品の販売及び都市住民の田舎暮らしの案内窓

口として平成29年度も週2日の営業を行い、およそ5,200人の方に御利用いただきました。しかし、土地店舗の使用貸借契約が満了となったため平成30年3月31日で閉店となりました。千人塚公園、与田切公園は、ともに利用者数、利用料が前年度に比べ若干増加いたしました。信州の名水秘水15選の越百の水が多くの方に認知され、地元はもとより県外からも利用者が多くなってきております。文化館の利用状況につきましては、利用者数は減少しましたが、利用団体及び利用料は増加いたしました。また、事業として千人塚マレットゴルフ、千人塚オートキャンプ場事業を実施いたしました。マレットゴルフの年間登録者は残念ながら前年に比べ15人減少し78人となっています。自主事業のマレットゴルフ世界大会は第33回大会を実施し、前大会から6名増の140名が参加されました。外国籍の方は6カ国から8名参加し、4名増えました。主な収益は、指定管理料収入、施設利用料収入、委託料収入、補助金、マレットゴルフ事業収入、キャンプ事業収入、販売事業収入でおよそ6,180万円、事業費は一般管理費を含みおよそ6,340万円で、当期収益額はおよそ160万円の赤字となりました。今後も事業の効率化及びサービスの向上を図るために努力してまいります。内容につきましては、お手元の決算書を後刻ごらんいただきたいと思います。固有名詞

次に、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、第27期決算について御報告申し上げます。株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の第27期の決算につきましては、去る5月28日開催の定時株主総会におきまして承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その経営状況について御報告申し上げます。全国のケーブルテレビ普及率は約52%、3,001万世帯となり、ケーブルテレビは重要な社会基盤となっている一方、大手通信事業者との競争は、ドコモの固定モバイルのセット販売を初めとするNTT光回線の卸売りを利用したサービスの拡大もあり、依然として厳しい事業環境にあります。また、テレビ放送では、BSチャンネルによる4K・8K放送がことし12月に開始されるため、視聴環境に関する周知や設備面での対応が必要となってまいります。このような状況の中、エコーシティー・駒ヶ岳では平成24年度から設備の光ファイバー化を進めてまいりました。昨年4月には中川村エリアでの伝送路設備高度化事業を開始し、本年3月に竣工をいたしました。これにより伝送路の光ファイバー化事業が完了し、伊南4市町村どこでもケーブルプラス電話、超高速インターネットサービス、BSパススルー放送が利用可能となりました。加入状況につきましては、キャンペーンの実施、光サービスのPRに努めた結果、主にインターネットとケーブルプラス電話の加入が大幅な増加となりました。経営的には、当初1,860万円ほどの赤字を見込んでおりましたけれども、インターネットやケーブルプラス電話の加入の増加により、決算において3,411万円余りの当期純利益を確保することができました。今後のケーブルテレビ業界は引き続き厳しい競争環境が予想されますが、みなこいチャンネルの充実を図り、伊南4市町村や関係機関と連携しながらきめ細やかな地域情報の提供と安心・安全な地域づくりへの貢献に努めるとともに、業界連携での新サービスの検討を行ってまいりたいと思います。なお、決算の詳細につきましてはお手元の資料のとおりでございますので、後刻お目通しいただきたいと思います。以上4件について御報告申し上げます。

企画政策課長	ただいま町長より4件報告させていただきましたが、1件目の平成29年度飯島町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、この予算の経費について「平成29年度に繰り越しました。」という言葉でございましたけれど、これにつきましては平成30年度に繰り越したという内容になりますので、訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。
議 長	ただいま報告のありました4件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を受けることといたしますので、お願いします。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第4 第1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例は、働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、賃上げ、生産性向上や地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じるとともに、たばこ税国際課税制度の見直しや税務手続の電子化の推進等を行うため、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する政令、これらが平成30年3月31日に交付され平成30年4月1日に施行されたことにより、地方自治法第197条第1項の規定により3月31日付で一部改正に係る専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本会議におきまして報告し承認を求めるものでございます。条例の主な改正点でございますが、一つとして町民税の非課税の範囲について障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件引き上げに伴うものの、一つとして法人の町民税における納付に係る延滞金の計算及び大法人——大法人とは資本金の額が1億円を超える法人等でございます、に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務を規定するもの、一つとしてたばこ税における加熱式たばこの課税区分を新設し、これから5年をかけて段階的に引き上げるため移行するもの、一つとして中小企業が行う新規の設備投資を後押しするため生産性向上特別措置法が新たに可決されたことにより固定資産税——償却資産の特例——これはわがまち特例と言われているものがありますが、の創設などでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	これより質疑を行います。質疑はありますか。——ありませんか。
6 番	
浜田議員	この税条例の変更に伴う実際の税収ですね、これとそれの影響を受ける町民の概略というのは何か概算ございますでしょうか。
住民税務課長	現在のところ、税収関係でございせんけれども、たばこ税につきましては、現在、紙巻きたばこにつきましては440円の品につきましては税額としまして244.88円でございます。

ます。それが3段階引き上がりますと 304.88 円でございます。また、加熱式たばこにつきましては、現在3種類ございまして、一番安いもので34.28 円、一番高いもので192.23 円でございます。そのたばこ税につきましては、5段階上がった先でありますけども、210 円～270 円の予定でございます。それぞれの、今たばこ税につきましては答弁もいたしましたけれども、それ以外のまだ税目につきましては現在検証してございません。

議 長 ほかに質疑はございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。早く手を挙げてください。

6 番

浜田議員 確認いたします。所得税の控除の基準が変わったと思うんですけども、これも検討していないということなんでしょうか。

住民税務課長 所得関係につきましの控除ですけども、適用が、今回専決処分させていただいておりますけれども、対象の年度が平成33年1月1日ですので、平成33年の所得からとなりますので、ちょっと現在のところは試算のしようがございませんので、よろしくお願いします。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第5 第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例は、第1号議案と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に交付され平成30年4月1日に施行されたことにより、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本会議において報告し承認を求めるものでございます。条例の主な改正点でございますが、一つとして課税限度額の引き上げに伴う改正でございます。また、もう一つとして国民健康保険税の軽減措置に伴う5割2割軽減の軽減判定所得の算定方法変更による所要の規定の整備を行うものでございます。細部につきましては担

		当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。
住民税務課長		(補足説明)
議 長		これから質疑を行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
		ここで議事進行についてお願いをします。これから提案になります第3号議案から第8号議案までの6議案については、いずれも平成29年度補正予算にかかわる案件で、一般会計から各特別会計への繰越金の計上など関連がありますので、案件の審議方法につきましては6議案を一括議題として質疑の後、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。
議 長		日程第6 第3号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算(第10号専決)、日程第7 第4号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号専決)、日程第8 第5号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専決)、日程第9 第6号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第6号専決)、日程第10 第7号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号専決)、日程第11 第8号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号専決)以上、第3号議案から第8号議案までの平成29年度補正予算6議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長		第3号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算(第10号専決)から第8号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号専決)までの6議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、3月7日の飯島町議会3月議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき今回の議会において報告し承認を求めるものでございます。まず初めに、平成29年度事業につきましては、厳しい財政環境のもとではありましたが、おおむね計画どおりの行財政運営ができました。これも町議会の皆様初め町民の皆様の深い御理解と御協力のたまものと、心より感謝申し上げる次第であります。それでは第3号議案の平成29年度一般会計の補正予算第10号について申し上げます。今回の補正予算の規模につきましては、

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 826 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 51 億 1,295 万 7,000 円とするものであります。主な内容であります。まず歳入について、町税は収納状況等を踏まえおよそ 4,500 万円の増額補正を、また各種交付金や国・県支出金は交付確定に基づき補正いたしましたが、特に特別地方交付税はおよそ 5,000 万円の増額補正となりました。また、町債につきましては事業の確定等によりおよそ 6,800 万円の減額といたしました。一方、歳出の内容ですが、社会資本整備総合交付金事業を全体でおよそ 5,700 万円、県営農道整備事業負担金をおよそ 2,800 万円、県営農村地域防災減災事業負担金をおよそ 2,700 万円、長期債利子償還金をおよそ 1,200 万円、それぞれ減額といたしました。また、繰出金につきましては、それぞれの特別会計の事業確定等により 5 会計合わせておよそ 3,000 万円減額といたしました。そのほか、平成 29 年度の決算処理に当たって必要な補正を行ったところでございます。次に第 4 号議案の平成 29 年度国民健康保険特別会計の補正予算第 5 号について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,025 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 11 億 5,716 万 4,000 円とするものであります。内容につきましては、平成 29 年度における保険給付費の確定、これに基づく国・県社会保険診療報酬支払基金等からの交付金、また国民健康保険税賦課の変更、総務費及び保健事業費の執行状況に基づき、それぞれ増額及び減額の補正をするものでございます。歳入では、国民健康保険税県支出金・国庫支出金、共同事業交付金、諸収入を増額し、療養給付費交付金、繰入金を減額するものです。歳出では、総務費、保険給付費、介護納付金、保健事業費、予備費をそれぞれ減額するものです。次に第 5 号議案の平成 29 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算第 4 号について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 億 3,180 万 2,000 円とするものであります。内容につきましては、平成 29 年度における徴収保険料、一般会計繰入金、後期高齢者医療広域連合納付金の確定などにより必要な補正をするものです。歳入では、徴収保険料を増額し、一般会計繰入金を減額するものです。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものです。次に第 6 号議案の平成 29 年度介護保険特別会計の補正予算第 6 号について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,013 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 10 億 8,485 万 8,000 円とするものであります。内容につきましては、歳入において介護保険料を実績により増額し、事業確定に伴う国・県支出金、社会保険医療報酬支払基金からの負担金及び補助金を減額するとともに、一般会計繰入金と基金繰入金を減額するものでございます。また、歳出につきましては、総務費、保険給付費、予備費について、事業確定に伴いそれぞれ減額するものでございます。次に第 7 号議案の平成 29 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,130 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 3 億 8,689 万 1,000 円とするものでございます。主な内容につきましては、事業の確定に伴い、歳入につきましては、新規加入に伴い分担金及び負担金を増額し、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。歳出につきましては、公共下水道及び公債費、予備費を減額するものです。次に第 8 号議案の平成 29 年度飯島町農業集落排水事

	業特別会計補正予算第4号について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ958万6,000円減額し、歳入歳出それぞれ2億7,323万円とするものであります。主な内容につきましては、事業の確定に伴い、歳入につきましては使用料及び手数料を増額し、一般会計からの繰入金と分担金及び負担金を減額するものでございます。歳出につきましては、管理費及び公債費、予備費を減額するものです。その他細部につきましては、第3号議案については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第4号議案から第8号議案につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	引き続き一般会計補正予算について各課長から補足説明を求めます。
企画振興課長	(補足説明)
総務課長	(補足説明)
企画政策課長	(補足説明)
住民税務課長	(補足説明)
健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
地域創造課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	以上で平成29年度補正予算6議案にかかわる提案説明を終わります。ここで休憩とします。再開時刻は11時20分といたします。休憩。
休 憩	午前11時06分
再 開	午前11時20分
議 長	休憩を解き会議を再開します。これから先ほど説明がありました6議案について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。
7 番 竹沢議員	それでは2点質問いたします。 最初に担当課長様に、12ページの歳入のところの株式等譲渡所得割交付金、これが当初予算の150万円が300万円っていうことは2倍の補正額で大幅に伸びています。それから、自動車取得税交付金につきましても1,000万円の補正っていうことで、これも倍ですね。2つ大幅に伸びているんですけど、それぞれ何か増える要因があったか分析されているかどうかについてお尋ねします。 2つ目、町長にお伺いします。ざっくり、これで10号補正予算が承認されますとですね、平成29年度から30年度に繰り越す一般会計の繰越金が2億円を上回る額になるというふうに思われます。これは冒頭の繰越明許を除いてもそうなるのではないかなあというふうに予想されるわけでありまして、9月の議会に向けての30年度一般会計補正予算の中で、一つは貯金をする、すなわち基金造成、2つは借金を減らす、起債の償還を繰り上げる、

企画政策課長

そして住民要望に応えるいろいろな事業を行うという、そういうスタンスですね、補正予算をやるような財政運営を望むわけですが、そのことについての町長の所見を求めます。

それでは、初めに交付金の関係について御質問いただきましたのでお答えしてまいりたいと思います。5款 株式譲渡所得割交付金の関係でございます。このものについては、株式等を譲渡する際に課税される県税の一部を市町村に交付されるというものであります。29年度当初予算150万で、ただ、その前までは、その前の年は800万、その前700万で、いろいろな状況を見ながら1,500万というふうに上げてまいりました。しかし、決算としまして交付金450万ほどいただきました。これも昨年度に比べて大きく伸びておるんですけど、実は、28年度は1,800万ほど、27年度は460、26年度は430と、おおむね400という数字で来ておりまして、その辺の分析については、28年度が株価低迷等によって低かったということも要因になろうかと思えます。交付金としましては、割らないように、また状況を踏まえながら予算編成に努めてまいりたいというふうに思っております。続いて8款 自動車取得税交付金の関係になりますが、この交付金は自動車の取得に対し課税されるもので、県徴収につきまして市町村道の延長面積に応じて交付されます。なお、特段、市町村道延長面積については大きな変動はございませんので、これは、いわば、その自動車の取得の状況において大きく伸びたと思えます。昨年度、28年度が1,400万ほど、27年度が1,500万ほどでございました。国県から細かい情報は入っておりませんが、場合によっては消費税10%引き上げ前の駆け込み需要等が考えられます。説明は以上であります。

町 長

29年度末までに2億、約7,000万ぐらいの剰余金が出るかなというふうに思っております。この処理の方法につきましては、竹沢議員のおっしゃったような幾つかの方法があるわけでございますけども、今後、庁舎内です、しっかりと検討した中で慎重に取り扱っていきたいと思っております。

議 長
3番

そのほかにありませんか。

久保島議員

ええとですね、37ページ、8款 土木費のですね、4552 社会資本整備事業交付金の橋梁なんですが、これ、年末にですね、課長から説明をいただいていたんですが、やっぱり年度末までNEXCOのほうの対応がですね、よくなかったということを非常に私は遺憾に思っているところでございまして、住民の安心・安全っていうことに対してですね、NEXCOはどのように考えておるのかということ非常に疑問に思うところでございます。その点に関しまして、町長もしくは課長がですね、もう少し強力にっていうのがなかったのかどうかも含めてですね、どういう状況だったか、もう一度御説明いただきたいと思えます。

建設水道課長

御質問のNEXCOへの工事委託でございます。この予算の内容につきましては、中央道に係ります上ノ原橋の修繕でございまして、平成27年度より3年計画で実施をしております。3年目でございました。過去2年におきましては、NEXCOへ工事委託いたしまして事業を執行していただいたわけですが、この3年目になりまして、管

議長
11 番
中村議員

内のほかの橋梁も補修が始まる中、なかなか事業的に回らないのかどうかは、そこまで説明はありませんでしたけども、未契約繰り越してないと工事ができないということで最初に言われまして、それでは困るということで、年の最終、12 月までに協議を進めてきたところでありますけども、やはり、この予算が補助事業ということもございまして、このままずるずるいってしまうことができなかったものですから、事業的にはここで一旦区切りをつけさせていただきました。NE X COへは、再三協議をして、その工事委託について協議をしてきたわけですけども、それが願わず、こういった結果となった次第でございます。そこで、本年度へ持ち越したわけですが、ことしにつきましては、みずから発注をしていこうということで予算化いたしまして、既に一般競争入札で発注をし、業者と契約いたしまして施工協議も進めておる状況でございます。以上でございます。

ほかに（中村議員「議長、関連」）

土木費の中の関連で質問いたします。4235 の社会資本整備総合交付金事業の中で、先ほどの説明の中で要望の 30.9%しか決定できなかったという説明だったと思います。そのことによって南田切線が翌年に回すということになったということを報告されました。従来と比べて、この 30.9%という決定率はですね、どのように判断されているのでしょうか。その原因というのですかね、そこらの辺はどのように分析されているのか、どんどん計画から——待たれているところが多いと思うんですね、そういうところがどんどんおくれしていくことは、町のインフラ等に大きく弊害を及ぼすと思うんですけども、その辺を町はどのように考えているのか伺います。

建設水道課長

社会資本整備総合交付金の決定についてでございますけども、29 年度ですと、28 年度に町としての要望額を県を通じまして国に要望いたします。その決定が、国会が通る 3 月末に来るわけですが、そこになるまで決定がわからないという状況というのが現状でございます。それで、この数年については低い決定率で、事業の執行につきましても苦慮しているのが実態でございます。南田切のお話がありましたけれども、北街道縦 3 号線も、あと工事を残すのみとなっておりますので、できるだけ進めたいということもあります。昨年については南田切線を取りやめまして北街道のほうへ予算を回したところでありますけども、低い決定率でございますので、進捗もはかれていないということもありますので、要望額を多くして執行していきたいと担当の方では思っております。

議長
9 番
坂本議員

ほかにありませんか。

25 ページなんですけれども、25 ページの 2102 臨時福祉給付金事業なんですけれども、200 万の減額ということで事業決定というお答えだったんですが、これは受け取らなきゃいけない人がいるわけで、対象者に対して予算を盛るということだと思うんですけども、実際の対象者は何人で、そのうちの何%、受け取らない人がいたので減額になったと思うんですけど、そこをお答えいただきたいと思います。また、それに対してちゃんと、何ていうか、本人にわかるようなことをしたかどうかということですよ。

それから、26 ページの 2303 の扶助費の中の敬老福祉金、介護慰労金なんですけれども、

健康福祉課長

やはりですね、これも対象者がいるわけで、この減額になった原因はどうしてなのかというところをお聞きしたいと思います。

2102 の臨時福祉給付金のほうでございますが、執行率は 96% ぐらいでございますので、1 人 1 万 5,000 円という額なので、減額の額は大きゅうございますが、執行率は 96% でございます。こちらについては、通知をしまして申請をしていただくという形になっておりますので、申請をして見えた方が、そういうことで、その人数だったということになります。具体的には、通知等を複数回出しておりますので、対応をしております。

それから、2303 のほうなんですけれども、こちらのほうは見込み数で予算を立てたものが結果として少なかったということでございますので、福祉タクシー券等は拡大をした結果ということでございます。介護慰労金のほうは施設入所のほうが多かったりとかするもので、今待ちの状況も余りなく入所できるということで、介護度の高い方々がということでございますが、詳しい人数等につきましては、これから分析をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。最初に第 3 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算（第 10 号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。

1 番

本多議員

10 号の補正に対して賛成する立場で討論いたします。特別会計の繰出金が減額となっております。特別会計では予備費をもらっております。国保会計が 1,695 万、介護保険が 288 万、公共下水道事業が 300 万、農業集落排水が 300 万です。予備費を減少させて一般会計からの繰入金を減少させています。特別会計の予備費の見直しを求めていましたので、これについては大いに評価するものです。それから、特別会計の予備費の見直しにより繰出金が減少し、減少した 2,500 万、これは一般会計決算収支に大きく影響を与えると考えます。特別会計の実質収支は圧縮して、一般会計の実質収支をあえて増額させています。これは 29 年度決算収支を考えた補正ではないかと私は推測して、賛成といたします。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 3 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算（第 10 号専決）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、第 3 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第 4 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 それでは、第４号議案 平成２９年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第５号専決）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第４号議案は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第５号議案 平成２９年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 それでは、第５号議案 平成２９年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号専決）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第５号議案は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第６号議案 平成２９年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第６号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第６号議案 平成２９年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第６号専決）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第６号議案は原案のとおり承認することに決定をしました。 次に、第７号議案 平成２９年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第７号議案 平成２９年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号専決）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第７号議案は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第８号議案 平成２９年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議 長	それでは、第 8 号議案 平成 2 9 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号専決）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第 8 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	日程第 1 2 第 9 号議案 飯島町工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
	第 9 号議案 飯島町工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、工場立地法の一部改正により工場の緑地面積率などの策定権限が地方自治体に移譲されたことを受け、当町の緑地面積率の緩和などを行うため関係条例の整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
産業振興課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。なお、本案は常任委員会へ審査を付託することとしておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありますか。
議 長	(なしの声)
	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮りします。ただいま議題となっております第 9 号議案については総務産業委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。第 9 号議案については総務産業委員会に審査を付託いたします。
議 長	日程第 1 3 第 1 0 号議案 飯島町モーテル類似旅館建築規制条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
	第 1 0 号議案 飯島町モーテル類似旅館建築規制条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。本条例案件は、ことしの 4 月 1 日から自治組織の呼称が耕地から自治区会に統一されたことに伴い条例の一部を改正するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
建設水道課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
議 長	(なしの声)
	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

		これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第10号議案 飯島町モーテル類似旅館建築規制条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩とします。
休	憩	午前11時46分
再	開	午前11時55分
議	長	休憩を解き再開をいたしますが、本日の議事運営についてを事務局長から説明をいたします。
事務局長		それでは、本日これから後の議事運営について申し上げます。これから休憩をいたしまして1時半から議会全員協議会をこちらの議場で行います。1時半から議場で始まりますのでお願いいたします。全協が終わり次第、今度は本会議になりまして、11号議案、12号議案の審議をいたしまして、本日の分は閉会といたします。以上となります。
議	長	それでは昼食のため休憩とします。再開時刻は追って連絡をいたします。休憩。
休	憩	午前11時56分
再	開	午後 2時00分
議	長	休憩を解き会議を再開いたします。なお、中村副議長から都合により欠席の届け出がありましたので報告いたします。
議	長	日程第14 第11号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第11号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,449万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ46億2,649万3,000円とするものでございます。主な内容でありますけれども、宝くじ助成事業、長野県市町村振興協会市町村交付金、長野県地域発元気づくり支援金等の交付決定に伴う予算のほか、観光スポーツ振興を推進する地域おこし協力隊関連経費、七久保診療所居住部改修にかかわる工事請負費、御座松橋における蜂訴訟にかかわる賠償損害金を計上いたしました。その他、新年度間もない時期ではありますが、緊急性のある当面の事業執行に必要な補正を計上いたしました。細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長	それでは、引き続き各課長から補足説明を求めます。
企画政策課長	(補足説明)
総務課長	(補足説明)
企画政策課長	(補足説明)
住民税務課長	(補足説明)
健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
地域創造課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 11 号議案 平成 30 年度飯島町一般会計補正予算(第 1 号)を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 15 第 12 号議案 飯島町長及び副町長の給料の減額に関する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 12 号議案 飯島町長及び副町長の給料の減額に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成 27 年度における農地中間管理事業での経営転換協力金の交付事務に関しまして、支給の可否の判定ミスにより本来交付の対象とするべき 5 人の方につきまして交付申請についての案内状が発送されず、その結果、総額で 230 万円の交付金の支給をしなかったという不適切な事務処理を行っていたことが平成 29 年度になりまして判明いたしました。当時の事務処理について再度精査した結果、交付対象とすべきだった方とその方への交付すべき額を確定し、平成 29 年度末に該当者にお支払いしたところでございます。この案件に関係した方々を初め町民の皆様には多大な御迷惑をおかけしましたことに深くおわび申し上げますとともに、今後は確実に正確な事務が行えるよう努めてまいり所存でございます。この決意を広く明らかにするため、監督管理責任があります町長及び副町長の 7 月分の給料につきまして、その 100 分の 10 の額を減額するため本案を提出するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番		
浜田議員		本件は先ほど全協で説明のあった懲戒処分とも関連していると思うのでちょっとお伺いしたいんですけども、普通、憲法だと国民は裁判を受ける権利があるということですね、弁護的な立場に立つ方によって懲罰を方が保護される仕組みがあるわけですが、町の懲罰についてはそういうような仕組みはあるのでしょうか、お伺いいたします。
総務課長		町が行いました職員の懲罰につきましては、上伊那広域連合の中に上伊那公平委員会がございまして、そこへの申し立てをすることによりまして、その公平性については、また審議をいただくという機会がございます。
議 長		ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 1 2 号議案 飯島町長及び副町長の給料の減額に関する条例を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長		以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。
散 会		午後 2 時 2 6 分

平成30年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年6月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

滝本登喜子 議員

橋場みどり 議員

坂本 紀子 議員

浜田 稔 議員

三浦寿美子 議員

○出席議員（12名）

1 番	本多 昇	2 番	滝本登喜子
3 番	久保島 巖	4 番	好村 拓洋
5 番	橋場みどり	6 番	浜田 稔
7 番	竹沢 秀幸	8 番	折山 誠
9 番	坂本 紀子	10 番	三浦寿美子
11 番	中村 明美	12 番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会計管理者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成30年6月11日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いをいたします。3番 久保島巖議員。
3番 久保島議員	それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。今回、私は大きく分けて2つの2点について御質問をいたします。一つは観光政策の課題につきまして、もう一つは定住促進に対する提案、私からの提案でございます。早速入ってまいります。 1－1でございます。下平町長の大きな柱の一つに飯島町の観光振興がございます。昨年度末に飯島町観光基本計画とアウトドアプランニング調査報告書が提出、制作されまして、本年度から具体的な動きが始まると期待されているところでございます。まず観光計画なのですが、骨太の計画を中心に、具体的に、より実践的に戦略を立てるべく観光戦略会議が創設されるとなっております。設置要綱の第3条によれば、戦略会議のメンバーは定員委員が20人以内とし、識見を有する者、産業関連の者、観光関連の者、交通関連産業の者、そしてその他町長が必要と認める者というふうになっております。一般公募も一部入るようございまして、告示がされているというふう聞いております。戦略会議の委員のメンバーの選考は進んでいるのでしょうか。戦略会議の位置づけというのはですね、どうもはっきりしないということで、公募をしようかなって言っている方から御相談を受けました。何を行うのかというのが余り具体的ではない、周知されていない、私だけがわからないのかなあと思ったら、わからない方がいらっしゃるようございまして、町民の方から「どんなメンバーで、どんなことをするんだ。」というお問い合わせでありました。何をするかは設置要綱の第2条に所掌事項としまして挙げられております。要綱でありがちなものでして、決して具体的なものではありません。読んでみますと、①として「地域資源の発掘・保全、磨き上げるための調査・研究等に関すること。」②として「基本計画を具体的に推進すること。」③として「各種調整、取り組みの評価及び情報共有等に関すること。」そして④「その他町長が必要と認める事項。」と4項目でございます。②のですね、基本計画を具体的に推進するというふうにありますけれども、基本計画の中にはですね、ウオーターパーク構想っていうのが載っているわけですが、それを進めるということなのかなあと、ちょっとリスクだなあっていうふうには私は思っています。委員の中に観光関係の方がいらっしゃるの、その方が実施するのかなあというふうにも思えなくもありません。どうなんでしょうか。また④にはですね、町長が必要と認めたことという、ちよっ

と見逃せない事項がございます。観光事業のことなのか、それともこの委員会、戦略会議の所掌事項のことなのか、ちょっと不明なところがございます。以前の御答弁では、戦略会議は実戦部隊だというふうにおっしゃられておりました。しかし、これを見ますとですね、どうもこの会議で事業展開ができるというふうには思えない。この委員会は、企画とかですね、立案とか、そういうことをする、いわゆる頭脳集団としての位置づけなのではないかなあと私は思うんですが、それともですね、実際にこの人たちがお金と汗を出してですね、実行部隊というふうになるのか、この辺についてまず最初にお伺いいたします。

町 長

おはようございます。久保島議員の御質問にお答えいたします。観光戦略会議がこれからメンバーを構成して実際に戦略会議が行われるわけなんですけども、この戦略会議の位置づけとして頭脳集団となるのか実行部隊になるのかと、こういう御質問と受け取らせていただきます。飯島町観光戦略会議は、平成29年度に策定した飯島町観光基本計画を具体化し、推進する会議として設置をいたします。当面の具体的検討課題として考えられるのは、飯島町の観光拠点である与田切公園から坊主平、御座松エリアを経て千人塚公園に至る与田切溪谷の活用方法や整備についての検討等がまずは想定されております。あわせて住民の皆さんにも参画いただいた中でワークショップを開催し、いただいたその御意見を戦略会議にフィードバックしてまいります。また、戦略会議で検討した項目については、地域や各種団体との連携、合意形成を図った上で実行に移し、その進捗を管理することも戦略会議の役割として重要だと考えております。したがって、議員、御指摘のように、委員それぞれが観光推進の旗振り役で終わることなく、現在設立に向けて準備が進んでいる上伊那DMO、伊南DMOとの連携も視野に入れる中で、委員の皆さんにも当事者となっていただきまして実行していくことが求められると考えております。

久保島議員

そうすると、戦略会議そのもので事業を推進するということじゃなくて、参画したメンバーの中で、この意に沿ったものがあれば、そこを取り上げて実行に移していくと、そういうスタンスでよろしいのでしょうか、もう一度お伺いします。

町 長

先ほど申しました観光地域の資源の可能性等のメニューをピックアップしまして、その場所をどこにするのかとか、それを誰がやるのかと、そういったような大きな調整役をする会と認識しております。また、そのメンバーの中にも実質的に動ける方に動いていただくと、こういうことになるかと思います。

久保島議員

それでは1-2に入ってまいります。観光基本計画にある、先ほど町長がおっしゃってございました与田切川ウオーターパーク構想、またアウトドアプランニング調査報告書で示されましたアウトドアスポーツ事業というのはですね、どこが担うのかっていうのは今まで見えていません。観光計画やアウトドアプランニングの調査報告書で浮き彫りになりましたジップラインっていう話がですね、ひとり歩きしておりまして、町民の間には「もう、すぐにでもできるんなら私を管理人として使ってくれ。」というようなPRもある、そんなふうでございます。そんなように、町民の方々は町がやるもんだなあというふうに思っているのではと心配するところです。万一ですね、予算がとれたとしても、運営業者、事業者っていうのがしっかり決まらない限り、私は取り組むべきではないなというふうに思っています。蒸し返すようで大変申しわけないんですが、千人塚の拠点施設のときにはです

ね、私はこういうふうに思っていました。千人塚公園内の観光開発構想を持った事業者がいて、例えばグランピングだとか、例えばオートキャンプとか、バーベキューだとかっていうのをやりたいと、そういう業者が町に企画、構想をですね、提案して、承認した後、業務委託をすると、町は支援のために、その業者の意向やですね、目的に沿ったトイレとかシャワーとか売店とかレストランとかってというような整備をすることのほうがベストだったなあというふうに私は思っているんですね。今の拠点施設は、どう使うかというんじゃないくて、誰がですね、どう使うかじゃなくて、トイレとシャワーがキャンプ場には欲しいですねと、炊事場も大分老朽化していますねっていうところに視点が置かれてしまっていて、当拠点としての利用性とかですね、それから機能性には、若干中途半端かなあというふうに思っています。利用説明のですね、拙速さとか、採算性の甘さとかがですね、表面に立っちゃったもんですから、トイレ、シャワーの必要最小限というような表現をうたっていくしかしようがなかったというふうには理解しております。一つ例がございます。信濃町野尻のやすらぎの森オートキャンプ場っていうのがございます。ここはですね、本部が埼玉県の坂戸市にありますNPO法人ネーチャーサービスっていうところが運営しています。1995年に信濃町が開設しましたキャンプ場なんですが、PR不足や施設の老朽化で利用者が減ってですね、2012年に閉鎖をいたしました。町民と交流がありましたNPOの共同代表がですね、その話を聞いて、町の観光と交流拠点にしたいということで再生に取り組みました。散策道の倒れた木を片づけて、生い茂ったクマザサを刈り取るなどしてですね、16年に再オープンいたしました。4年間閉鎖していたわけですね。ことしのゴールデンウィークにはですね、何と800人が宿泊したということでございます。ここにはですね、シャワーがありませんので、それを逆手にとってドラム缶風呂を設置いたしました。このようなユニークなアイデアですね。それから、インターネットを活用した無人のチェックインシステムなんかもですね、導入して、利用者本位の改善を進めているということです。行政では思いつかないところ、手の届かないところにアイデアを次々と実行していくということで、評価も高くですね、キャンプ場で利用者と町民との親睦会も開いているというようなことで、経済効果だけではなくて、交流も活発になってきたというふうに変化喜ばれています。やはりですね、民間の熱意ある事業者に任せるということで、これは大きな効果を生んだというふうに見えていいだろうというふうに思うんですね。うちの町のそういうものもですね、民間の力を借りるということが大事ななあというふうに思っています。そこで、アウトドアスポーツ事業全般、いろいろあるんですが、それを捉えてですね、どのような形を町長は描いていらっしゃるのか、公設公営、公設民営、民設民営、3パターンが考えられますが、どんなものでしょうか。お答えをお願いします。

町 長

アウトドアスポーツ事業の展開につきましては、どこでどのような内容に誰が取り組んでいくか、昨年度実施しましたアウトドア調査結果とともに各地区のワークショップで出された意見を踏まえ、観光戦略会議で検討を行ってまいります。検討に際しましては、施設整備も含めて、アウトドア事業の推進について町が実施するもの、また民間が推進していくもの、また協力して推進していくものと、いろいろな方法があると思いますけれども、それぞれを利用していきたいと思っております。今、官だけではできない部分、もちろん

民だけでも官の協力がなければできない部分があります。官民連携、あるいは公民連携という町づくりが今盛んに行われております。できるだけ民と官が連携して行われるのがよろしいかというふうに思っております。民としまして、やはり地元の人がいかにそこに携わっていただけるかということが重要な要素だと思っております。民で資本があるからといってですね、一手にそれが、その地域、その大きな大企業にしてみれば微々たる投資かもしれませんが、それに丸投げしたときにはですね、町民の意見というのがどこまで組み入れられるかという不安もございます。今まで開発してこられた多くの観光地域にはそういった部分がありまして、なかなか民間にその利益が回ってこない、こういうことも多く聞くわけでございます。そのようなことがないように、やっぱり基本的には、この地域の自然を守りながら、それを利用して観光資源としていくわけでございますから、地域の方々が、なるべく多くの方がかかわっていただくことが大事なあというふうに思っております。ウオーターパーク構想とアウトドア、いろいろのスポーツ、今までいろいろな構想がございました。それを全部やるというよりもですね、この地域でこれをやろうじゃないかと、この人たちにかかわってもらおうじゃないかと、誰か手を挙げてもらおうじゃないかと、行政がそれを運営しやすい状況にはどういうことをしたらいいかと、こういうようなことを考えていくことが観光基本戦略だと思っております。そんなような感じで進めていきたいと思っております。

久保島議員 そこでですね、一つ、民とは言えないのかもしれませんが、まちづくりセンターいいじまという組織が町にはあるわけでございまして、ここがですね、公設民営となるのか、公設公営という形になるのか、そのところはちょっと線引きが難しいとは思いますが、このまちづくりセンターいいじまをですね、もっと活用できないかなあというふうに思っているんですね。ここ、今は管理だけですよ。だから、そこをもっと事業展開できるようにレベルアップ、バージョンアップできないかなあというふうに思っているんですが、この点、町長いかがでしょうか。

町 長 まちづくりセンターいいじまにつきましては、現在その組織のあり方を検討しているところでございます。次年度以降の与田切公園や千人塚公園の指定管理も含めて、事業転換に必要な体制を整備する必要があると考えております。まちづくりセンターも変化した中で、どの部分でどのようなことができるかということは、もう一度ゼロから考えていきたいと思っております。

久保島議員 ぜひともですね、その辺も含めて、民の力を利用していってもらいたいと思います。

それではですね、1－3に入ってます。観光基本計画のですね、具体的な取り組みというのには明記はされていませんでしたけれども、6月定例会の初日におきまして本年度の補正予算が計上されまして、スポーツ観光というのがですね、上程され承認されたところでございます。私もですね、スポーツ観光という取り組みには非常に共感をしてですね、大いに推進していってもらいたいなあと思っています。この可能性について、また需要、供給のバランス等について考えていきたいというふうに思っています。ハード面ではですね、人口減少が叫ばれる中、これ以上増やすっていうことは、将来にわたっても維持管理、それらに不安や懸念があるということはこの前も申し上げたとおりでございまし

て、公共施設の統廃合っていう議論の中に含まれるべきだろうというふうに思っています。スポーツを観光としてですね、アピールする上に、現在不十分だと思っているところ、不適切であると思っているところがある場合にはですね、思い切った統廃合も必要かなあというふうに思います。今回の予算措置はですね、ソフト面のものでありますので、整備計画、見直し計画等は入っていないというふうに思いますが、あえてお尋ねするものでございます。飯島町はですね、昔から体育館がたくさんあるってということで有名でございまして、小学生のですね、大きなバレーボール大会なんかも開かれ、各地の体育館を使って開催されるっていうのもございます。しかし、これもだんだん老朽化をしてくるっていうことで、修理・修繕費もかさんでまいります。全体的にはですね、利用状況等を見て統廃合も視野に入れていかなきゃならない時期が来るだろうなあというふうに思っています。屋外のスポーツでも同じでございます。サッカー、野球、マレットゴルフ、テニスなど、どんな状況なんでしょうか。施設は、改めてはないかもしれませんが、ジョギングなど、その整備ですね、その辺は進んでいるのかどうか。スポーツをするために訪れる町外の方も含めた各スポーツ人口はどのくらいあってですね、施設の充足度、足りているとか、足りねえとか、余っているとかですね、その辺のところはつかんでいらっしゃるかどうか。不十分だったり、ちょっと不適切だなあと思うところがあるのかどうかお尋ねをいたします。また、各種スポーツ団体からですね、こういうことをしてほしい、ああいうことをしてほしいって、いろんな要望が出ているかと思いますが、それも掌握しているところで結構ですので御紹介をいただきたいと思います。

地域創造課長

まず、スポーツ観光の可能性といいますか、どのようなふうに町として認識をしているかというところの部分についてのお尋ねでございます。飯島町でございますけれども、社会体育施設というのは非常に充実しておりまして、特に夏季、夏につきましては多くの学生の皆さんがスポーツ合宿に訪れているというふうに思っております。また、近年は、議員さん御指摘で御承知のとおり、米俵マラソンですとかアウトドアフェスティバルといったスポーツに関連したイベントが開催され、町の観光振興には大きく寄与されているというふうに認識をしているところでございます。一方で、町内のスポーツ施設の関係ということになってくるわけでございますけれども、まず、公式戦が行える規格とか規模、こういったものが、備えたものがないということがございます。ですので、大きな大会の開催ですとか、観客も含めて多くの方を収容するということが難しいということですので、体育施設の数足りているとは思っておりますけれども、その規模とかレベルというところが足りないという現状があるというふうに考えているところでございます。また、さきに述べましたように、夏季、夏のシーズンですとか、そういった米俵マラソンといった一時的なスポーツ観光客の増加に対応できる宿泊施設というものが町内に少ないということですので、そのスポーツ観光の推進については、まだまだ多くの課題があるというふうには認識しているところでございます。各競技人口ですとか体育施設の利用状況につきましては教育委員会のほうから答え申し上げます。

教育次長

それでは、スポーツ人口等の御質問のほうのお尋ねにお答えをいたします。なお、スポーツ人口につきましては、教育委員会で把握しておりますのが町に登録のある団体のみでござ

ざいますので、外からいらっしゃる方につきましてはちょっと不明でございます。ソフトテニスの競技人口につきましては、今年度、スポーツ連絡協議会に登録している団体の人数データによりますと 41 人です。それから、マレットゴルフにつきましては、千人塚マレットゴルフ場のクラブに入っている方だけでも約 60 人、そのほか町内自治会等でも行っておりますので、少なくとも 100 人を超えるのではないかというふうに思われます。サッカーにつきましては、少年団体に属する小中学生が 80 人、指導者が 13 人ということで、大人の方はスポーツ連絡協議会に登録している団体ございません。フットサルならば 45 人いらっしゃるというようなことです。また、野球につきましては、まず軟式野球は、スポーツ連絡協議会に登録している団体の人数データによると 87 人ということで、硬式野球のほうにつきましては町内者のデータはございません。ジョギングの愛好者の人数は、教育委員会としては把握しておりません。また、それ以外のスポーツでは、スポーツ連絡協議会のデータで最も競技人口が多い種目としましてはバレーボールでございます。121 人となっております。体育施設の利用状況につきましては、平日の昼間にはあきがございますが、土日や夜間につきましては、少年団体やスポーツ連絡協議会の一般登録団体が埋まっているような状況でございます。また、夏季でございますが、毎年多くの学生がスポーツ合宿に訪れております。町の体育施設のほうを利用させていただいております。そうした合宿の利用につきましては最大限便宜を図っておりまして、施設の予約につきましては先着順を基本にしておりますが、既に予約が入っている町内団体をお願いして遠慮していただいて、合宿を優先するというのもございます。町外の宿泊施設に泊まる皆さんが町の体育施設を使うことも多く、限界とまでは行かないまでも調整に苦労しているというようなことがあるのが現状でございます。また、町内団体からの要望というようなことでございますが、具体的には、ソフトテニス、またサッカーのほうからもっとちょっと施設の充実をというような要望のほうはいただいておりますという現状でございます。

久保島議員

なかなかね、こんなにたくさんあっても、下條課長がおっしゃるように公式戦が行えるものがないということは、これは非常に残念ですよね。できれば、まとめてどこかに一つにして公式戦が行えるようなものができればいいかなあというふうに思うところです。体育館にしてもそうなんでしょうし、それからグラウンドにしてもそうなんだろうというふうに思います。そこで、今後ですね、スポーツ観光を推進するためにハード対策及び整備計画をどういうふうに持っていくか、町長お考えございましたらお願いいたします。

町 長

飯島町の特色として、公式の規格ではないけれども数が多いということは一つの特徴かなというふうに思っておりまして、毎年開催していただいております上伊那あるいは諏訪の方々もお招きする中でママさんバレーボール大会が開催されるわけでございます。これは、1カ所に集中してあるという、その便利性をもって毎年大会が続いているわけでございます。グラウンド等も何面もあるんですけれども、一つの町にこれだけ数があるということではですね、大きな公式な大会、あるいはスタンドをつけて正式にというようなことはできないかもしれませんが、幾つもの試合が同時にできるという利便性はあるのかなというふうに思っておりますのでございます。現在の段階では、飯島町の特色を生かした中でスポーツというものを振興していただければと思っております。大改革については、

久保島議員

今のところ想定はしておりません。

それでは、設備等ですね、整備計画についてはないということで、今の施設を有効利用していきたいということだというふうに解釈いたしました。

話は変わります。1－4に入ります。アウトドアスポーツとかですね、キャンプ、ジョギングコースなどはですね、飯島町の大自然の中でおいしい空気を吸っていただいて、緑を味わっていただくということで魅力的なメニューだというふうに思っています。この自然はですね、美しさもある半面、ある意味で危険や厳しさも備えているというものだと思います。野山には、鹿、イノシシ、猿、熊、鳥などが住んでいます。当然、蛇や蜂、ダニやヒル、こんなような害虫や毒虫ですかね、もいるわけでございます。彼らは彼らで生活の拠点でございまして、そこで営巣しているわけでございますので、そこに侵入してくる人間は敵でございまして、威嚇や、当然危害をもたらすことも考えられるものでございます。一昨年、キャンプ場で与田切川を挟む橋の下にスズメバチが営巣し、橋を渡っている利用者を襲う事故が発生いたしました。町に瑕疵があると認められ賠償責任を負うことになりました。被害に遭われた方には、大変お気の毒であり、心身ともに傷つかれたということに対しましては心中よりお見舞い申し上げるところでございます。一方、町はですね、このようなアウトドアスポーツ、このすばらしい自然を売り物にした観光開発ということを推進していくということになれば、当然、このような事例を体験してですね、今後どういうふうにしていったらいいのかなあというふうに考えていく必要があるだろうというふうに思います。町長の記者会見、それから全協等の説明でですね、単に公共施設の賠償責任を負ったものではないということで説明がございました。しかし、今後はですね、キャンプ場、公園、また公共施設等の安全管理にはしっかり努めていきたいという話もされておりましたので、その辺も含めて定期的なパトロールも必要だろうというふうに思っています。またですね、責任の所在ということにつきましても、全部町が責任を負うということではなくて、個人責任でやってもらわなきゃならないところもあるだろうと思うんです。この辺の線引きについて、お考え等、今後の対策についてありましたらお話をいただきたいと思います。

町 長

先日、皆さんも御存じかと思いますが、御座松の橋の上でスズメバチに刺されて被害を受けられた方に対しまして、裁判の結果、飯島町が、原告140万円相当の要求に対し、損賠賠償に対し、判決では51万円、飯島町は損害賠償せよと、こういう判決がありました。これにつきましては、原告側も、我々被告、飯島町も、その判決を受け入れ、結審をしたところでございます。この判決の要点は、飯島町にその被害が起こるであろう予見ができたということがポイントでございます。と申しますのは、同じ橋の同じ場所で5年前に同様に蜂に刺され、町としては、その蜂の巣を危険と見て撤去した、なおかつ、そこへ、蜂がおるから危険だと、こういう注意喚起の看板を立てたという、その危険性は認識していたということでございます。そして5年たって、同じ場所で蜂に刺されたということです。その注意看板は5年前のままでございましたので、識別しづかったと、目立たなかったと、また、蜂の習性として同じ場所に巣をつくるだろうという習性もあるから、町としては予見ができたし、注意喚起も怠りましたねと、そのことにつきましては、そん

なに大きな金額もかかるわけでもないのに怠ったと、こういう見解でございました。ですから、町が管理する公園内すべてにおいて、突発的に熊に襲われたとか、蜂に刺されたとか、そういったものを損害賠償の対象にしたわけではないということでもございまして、過去に同様なことがあったのに対応しなかったということの判決でございました。それでですね、今後、アウトドアスポーツにおける——スポーツというか、アウトドアでのキャンプの行楽もそうなんですけれども、けがへの対応につきましては、主催者や運営主体がさまざまな危険性を認識した場合において、事故の発生を予見し、未然に防ぐ対策を継続して行っていたかどうか責任の有無につながっております。この点については、このたびの御座松橋の蜂訴訟からの教訓であると認識しております。今後とも、アウトドアスポーツのみならず、町が管理する公園等を利用される方が容易に危険性を認識できるよう、看板等により注意喚起を行うほか、管理人の定期的な巡回など、きめ細やかな対策を行って、安心・安全の確保を行ってまいりたいと思っております。そういう対応を今後はしていきたいと思っております。

なお、今回の被害に遭われた方に対しまして、私どもの不行き届きにつきましておわびと、今後の御健康へのお見舞いを心より申し上げる次第でございます。

久保島議員 確かにですね、蜂の巣をつくるだろうという予見はできたかもしれないんですが、なかなか普通の素人がですね、蜂が通っているとか巣をつくっているなあというのは気がつかないのが普通なんですね。そこで、以前にも竹沢委員からですね、御提案のありました蜂ハンターの皆さんにお願いをして、公共施設等をパトロールしてもらうということがですね、よろしいのかなあというふうに思います。その点については、町長どうでしょうか。

町 長 担当課からの報告によりますと、一度それを受けて、この春にですね、女王蜂の駆除にチャレンジしたそうでございます。これは、今議員おっしゃられる蜂の専門家の御指導のもとに、そういったことにチャレンジしてみたということを聞いております。そういったことを、こういう方々の知識者と連携する中で対応を深めてまいりたいと思っております。

久保島議員 町民もしくはですね、町を訪れる皆さんが安全で安心なアウトドアが過ごせるといいなあというふうに思っています。

それでは2－1にまいります。一昔前はですね、移住、定住といいますと、現役のリタイア組がですね、リタイアの後、ここに来てですね、ゆっくりと過ごしたいというふうなことが多かったというふうに認識しています。でも、最近ではですね、現役世代、子育て世代がですね、地方移住の動きが定着して進んでいると言われております。この現象は、既にですね、下平町長がことあるごとにいろんなところで発しておられまして、注目しているところです。その対策になるんですが、子育て世代がですね、例えば地方移住を考えている中で重視すべき点は何かという調査がNTTのデータ研究所によって行われ公表されています。平成28年度のものなんですが、複数回答による%集計でございます。1位はですね、生活コスト、物価、光熱費、住居費などですね、これが65.8%、2位がですね、子育てのしやすさ55.8%、3位が買い物の利便性52.5%、4位がですね、交通の利便性、これが50.4%、5位が仕事で49.5%というふうになっています。従来ですね、私はいいですか、私たちっていいですかね、は、仕事があるかどうかというのが一番だというふう

に認識していたんですが、そうではないと、生活コストや生活費用、子どもの子育て環境、この辺がですね、1位2位を占めているんだというところを再認識する必要があるだろうというふうに思います。移住者を呼び込みたい我が町といたしまして必要なことはですね、これらの情報を正確に明示することだというふうに思います。生活コストなんですが、なかなか、これはちょっと難しいので設定します。例えば35歳夫の夫婦、若夫婦と子どもが6歳と4歳というような4人家族の場合どうかというような設定を、シミュレーションをして、それを発表するというのはどうだろうか。これは、もちろん民間アパートに住む場合、それから公共住宅に住む場合、それから1戸建てを購入の場合、いろいろ違ってくると思いますが、その辺のパターンを示したらどうか。食費とかですね、水道光熱費、教育費、交通費等はですね、なるべく具体的にこの項目でこのくらいかかりますというような明細のものがあるとよろしいと思います。特に交際費関係ですね、ここは自治会の加入費とか自治会費、これもあるわけですので、これが思わぬ出費だということになっているようでございます。ですので、ここも平均と下限はこのくらい、上限だとこのくらいかかりますっていうようなことも正直に明記する必要もあると。そしてですね、その自治会の加入ということがなぜ必要なのかということもですね、明記していただく必要があると思います。それから、忘れてはならないのは、無料のですね、子育て支援センターの件ですとか、保育園の待機児童がゼロだとか、それから保育料の減免措置がありますよとか、18歳年齢まで医療費が無料ですとか、ランドセルをプレゼントしますとかっていうですね、コストマイナス面、この辺もですね、しっかりアピールする必要があると思います。データはですね、なるべく正確、精度の高いものがいいんですね。ホームページはもちろん、移住セミナー等の資料としても提供すると、移住希望者の皆さんからはですね、非常に検討しやすいということで評価があるだろうというふうに思います。このようなデータ収集とかですね、資料作成はですね、現在の職員体制の中ではなかなか厳しいかなあというふうには承知しています。こういった場合こそ、コンサルなりですね、民間事業者に委託するというようなことも考えてもいいかなあというふうに思っています。このお考えについて町長のお考えをお伺いいたします。

地域創造課長

では、地域創造課のほうからお答えをさせていただきます。先ほど、飯島も移住者の方に飯島町で暮らしていくために正確かつ精度が高い生活コストの明示について御提案をいただいたというふうな御質問だと思っております。まず、移住者の方、または移住を希望される方への情報提供につきましてでございますけれども、定住促進室のほうで作成をいたしました、この移住のパンフレット、これをごらんをいただきながら個別相談などで今対応している状況でございます。このパンフレットの中でございますけれども、移住後の家計簿としまして、夫婦のみ、あるいは子育て世代ということでケース分けをしまして世帯構成別の生活費について触れさせていただいております。それから、子育て支援につきましましては、議員さん御指摘がありましたように、小学校入学時のランドセル贈呈ですとか、保育料の軽減並びに第3子以降の無料化、それから、ことし8月からの高校3年生までの医療費の窓口負担ゼロ円、こういったものについてもファミリー世帯の生活コスト面の負担軽減につながるものということで、もう既に御案内をしているところでございます。

一方、実際に移住された方が感じるギャップということで移住者の方の声というものも載せているところまでございまして、例えば都会に比べて水道料ですとか燃料費の負担が増えるということ、それから町内には生鮮食品の買い物ができる店が少ないということ、車がないと暮らすには不便な環境であるということ、したがって自動車免許の取得ですとか車の維持管理費が必要となるということ、あるいは地域コミュニティーである自治会への加入ですとか、それに伴う費用負担が発生するといったことも移住推進については負担とを感じる、こういったこともあわせてパンフレットのほうに掲載をしております。議員さんのほうから御提案いただきました飯島町で暮らしていくためのコストの開示につきましては、定住を促進する上でもとても重要な部分であるというふうに思っておりますので、今後とも関係課と連携をしまして、移住コストのわかりやすい情報の発信ということで、自治会の加入ですとか、そのデータの制度を高めるということも含めましてですね、わかりやすい情報発信に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

久保島議員

既にですね、移住希望者へお配りするパンフレットにはある程度のものが載っているということでございまして、非常によいなあと思っています。もっとですね、じゃあ今後また、精度を上げてですね、移住者の皆さんからちょっと顎を食い違えたなあということのないようなデータ開示が必要かと思っておりますので、よろしく今後とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは2-2にまいります。移住のポイントの第5番ではありますけれども、仕事という点で少し注目しなければいかなあというふうに前々から私も思っていてまして、職種さえ選ばなければですね、結構な求人があるということはわかっています。しかし、子育て中のお母さん方がですね、短時間で、例えば、もしくは時差出勤退勤等を考えるとですね、非常に制限があります。もともと地方の求人は、そもそもですね、事務職の求人等は少なくですね、主婦とか子育て中とか、それから介護負担を抱えた方なんかはですね、遠方まで行かなきゃならないということでは、非常に難しいというふうになります。今はインターネット回線の整備などで通信関係、関連ですね、が非常に都会と遜色のないように進んできています。それらを活用したサテライトオフィスの開設っていうのがですね、地方で徐々に始まっています。コールセンターなどのですね、一部の機能を請け負う小規模なコンタクトセンターを運営するものでございます。地方で埋もれていた人材を有効に活用したいという企業とですね、短時間に自由時間で働きたいというですね、そういうような種の職種、例えば電話オペレーターなどの仕事はですね、両者にメリットがあるというふうに思います。空き施設を使ってですね、複数の企業と連携するシェアドサービスを採用すればですね、繁閑期、要するに忙しいとき暇なときがですね、余りないような組み合わせができて、年中仕事ができるということもあるだろうと思います。このようなですね、仕事をつくるという意味でもですね、移住者の仕事確保の意味からも有意義な取り組みというふうに感じています。町で取り組むには多少ちょっとハードルが高いものですから、ある大手関連企業がですね、これに取り組んでいますので、そこに協力するという形もあるだろうということで提案をするものでございます。次にシェアオフィスの件なんですけど、飯島町へ移住してもらうためにですね、お試し住宅トレーラーハウスっていうのを

やっています、これが非常に効果を上げている、評価するところです。さらにですね、視点を変えてお試しオフィスはどうかということでございます。このアイデアをですね、話そうと思っていましたら、実は中川村に先を越されてしまいました。二番煎じになってしまったので、一番が好きな町長にはですね、非常に不満でしょうが、内容より実をとりたいというふうに思っています。どんな機会でもですね、ここに一時住んでもらう、仕事をしてもらうことにすれば、飯島町の澄んだ空気やおいしい水、それから多少人見知りの人々やですね、打ち解けると食べ切れないほどの野菜や果物を持ち込んでくる親戚づき合いをする近所の皆さんとかね、そういったことを体験してもらって移住につながっていけばいいかなあというふうに思います。そこでですね、空き家とか空き店舗とかなどを使ったシェアオフィスの開設を提案いたします。インターネットのW i - F i 環境を備えてですね、個々のブースも幾つかいるでしょう、それから共有スペース、それから共有のプリンターとかね、共有のコピー機、この辺がやっぱり事務所としては負担になりますので、そこを共有するといいいかなあというふうに思います。できれば炊事場等もあってですね、簡単な食事ができる、つくれるというふうな施設も必要だと思います。食事提供はですね、しないほうがいい。衛生管理も必要で大変ですし、メニュー開発も大変なんで、そこはしないと。食事は個々で責任とってやってもらうということですね。トイレはもちろん男女別が必要です。シャワーもあるといいいかなあ、贅沢にいろいろ考えています。先ほどもちょっと課長から話がありました、この田舎のですね、必須アイテム車ですね、これも軽自動車もしくはミニバイクなんかもですね、置いておいてシェアするというと非常に助かるかなあというふうに思います。そこにはですね、管理人さんを必ず置いてもらって安心して利用してもらうということも必要だというふうに思います。そのような、しかし、泊まることはちょっと御遠慮いただいて、ほかで泊まってもらうというふうなアイデアはどうかと。サテライトオフィス、シェアオフィスの開設について町長のお考えはいかがか、検討に値しませんかと提案いたしますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

地域創造課長

地域創造課のほうからお答えをさせていただきます。町内の空き家ですとか空き施設、そういったものを活用したサテライトオフィス、シェアオフィスについての御提案をいただいたものというふうに思っております。サテライトオフィス、シェアオフィスの開設につきましては、今議員さんからお話もありましたように近隣市町村でも導入を始めておりますので、町としましてはニューズ調査を含めた研究の必要性というのは感じておるところでございます。町内には空き家ですとか空き事務所、こういったものもございますので、まずは利用可能な物件、こういったものの調査を行いまして、あと、既にサテライトオフィスとかシェアオフィスを開設する近隣市町村の状況もお聞きをする中でですね、御提案いただきましたお試し事務所等の開設につきまして検討してまいりたいというふうにも考えているところでございます。また、町の公共施設ですとか町有施設についての利用も考えられるわけでございますけれども、こちらの有効利用についても検討する時期にあるんじゃないかというふうに考えているところでございます。今後の維持管理も含めまして、町の施設利用につきましてもあわせて研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

久保島議員

終わります。

議長
2番

2番 滝本登喜子議員。

滝本議員

それでは質問をいたします。今回、私は3点質問いたします。そのうちの、まず最初に1番でございます。「学童クラブ支援の取り組みは。」ということでございます。①「学童クラブ開設の趣旨は。また、学校、保護者への説明・理解は充分行われているか。」お答え願いたいと思います。町では、学童クラブは平成13年に開設されています。保護者への説明として概要チラシが配布され、チラシには利用できる児童や時間、開所日など、また保護者負担の説明はありますが、開設の趣旨は説明されていません。保護者にも家庭での子育てだけでなく学童クラブでの育成の意味をよく理解し意識してもらえるよう、趣旨をしっかりと伝える説明も必要ではないかと考えます。学童クラブに預けてお任せでなく、保護者がクラブの活動や行事に参加する機会も設けて協力体制をつくるのが大切だと厚生労働省が27年に市町村に出した放課後児童クラブの運営方針にも載っています。この運営方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように自主性、社会性や創造性の向上及び基本的な生活習慣の確立などにより健全育成を図る、学校や地域のさまざまな社会資源と連携を図り、保護者と連携して育成支援や家庭の子育てを支援するとしております。開設の趣旨と保護者との関係をどのようにしたらよいとお考えになっておりますか。お聞きいたします。

教 育 長

学童クラブの設立の趣旨に関する御質問でございます。学童クラブは、児童福祉法第6条の規定に基づき小学校1年生から6年生までの児童のうち学校から帰っても家庭で面倒を見る親、祖父母、兄弟等がない児童の受け入れを行うためのものです。また、学校の長期休みや祝祭日及び学校の計画休業日、先生方の研究会による休業日等、学校は休みだが家庭で面倒を見る方がいないというときにも受け入れを行っています。保護者等への説明の質問がございましたが、新1年生が2月にランドセル贈呈式を行うわけですが、そのときは必ず保護者も同席しておりますので、その席で新1年生向けには丁寧に説明しております。2年生から後につきましては、今御指摘のありましたとおり印刷物を配布しながら希望を募っておりますし、またお問い合わせもかなりありますので、教育委員会事務局で直接お話を伺って示すことがあります。なお、先ほどの趣旨の徹底についてですが、2年生から6年生の保護者宛ての中にも「1年生から6年生の児童のうち学校から帰っても家庭で面倒を見られる親、祖父母、兄弟等がない児童の受け入れを行うものです。」という文面はありますが、先ほど運営指針、厚労省の出している運営指針のお話がありましたが、そこにまではちょっと踏み込んでいない部分はございます。今後も、特に新1年生の親御さんにしっかりと説明しておいて、2年生3年生のとき

	にもそれが再確認できるような通知等を研究していきたいと思っております。
滝本議員	詳しいことは、そのランドセル贈呈のときにお話しているということでございますけれども、保護者の方もそのクラブの内容っていうことをよく周知でき——周知っていうか、知ることができるような対策ということも考えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、保護者組織というものはあるのでしょうか、それ、もう1点お聞きします。
教 育 長	小中学校のPTAのような保護者組織はございませんけれども、年に1回ですけれども、教育委員会と、それから指導員さんと保護者さんを交えた懇談会は行うようにしております。
滝本議員	支援員の方も交えてというお話でしたので、しっかり現場の御意見とか要望などを、また聞いていただきたいと思います。
	次の②にまいります。「学校と学童クラブの連携を密にし、情報共有がどのようにされているのか。」ということでございます。子どもの一日の生活は、学校と連続してのクラブ活動であると考えます。情報交換や情報共有は、子どもの日々の状態を知る上では、日常的に、また定期的に行うことが必要だと考えます。例えば障害のある子、特に世話のかかる子など、さまざまなお子さんがいらっしゃいます。早い時点での的確な情報の共有を求められるが、連絡、情報共有はどのような形で行われているか、この点をお聞きいたします。
教 育 長	学校との連携につきましては、一昨年、学童クラブの指導員の皆様方が子どもの指導のために学校と情報連携をしたいというようなお話もあって少しずつ進展してきているところでありますが、飯島小学校、七久保小学校ともに、幸い学童クラブが校舎内にあるということから、常に連絡をとり合って情報交換は行っております。七久保小学校では、毎年の年度初めに学校職員と学童クラブ指導員との懇談会を開催し、職員同士の顔合わせと情報交換を行っておりますし、飯島小学校も、今お話にありましたさまざまな課題を持つ子どもたちに対しましては、関係する担任と指導員の懇談を行い、子どもに対して的確な指導、支援ができるように心がけております。両校とも、その敷地内にあることから、時折教頭が学童クラブを訪れてはですね、情報交換をして、指導員から聞き取ったことを担任に丁寧に伝えるというようなことを行っております。なかなか、学校で知り得た情報がすべて学童クラブに流せるかっていうのは、なかなか難しい制約もあるんですけれども、その子の指導にとって有益なものについては、今後も学童クラブ、学校、教育委員会で連携をとりながら進めていきたいと思っております。
滝本議員	子どもさんの中には、先ほどもお話ししましたように手のかかるお子さん、ちょっと発達のことに問題があるとかいうようなお子さんもいるということも聞きまして、それを支援員の方は余りよく知らなかったということもちょっと耳に入ってきておりますので、そこら辺、そういうお子さんに関しては、そのクラブ内においても1人を1人で見なきゃという状態も多々あるということですので、そこら辺の情報をしっかり連絡し合って、また指導員のほうの方にお話しいただければと思います。
	③の「学童クラブの実態は。」についてお聞きいたします。まず初めに、この実態をお聞

	きいたします。
教 育 長	新学期を迎えまして、飯島小学校は1年生 21 名が登録して、全体で 100 名、七久保小学校は1年生 10 名が登録して 52 名の登録となっています。ただ、登録はあっても毎日学童クラブに出席するというわけではなく、平日、飯島ではおおむね 25 名くらい、七久保小学校は 10 名前後の子どもたちが元気に学童クラブで生活をしております。ある程度固定的に参加するお子さんもいらっしゃる、家の都合によって時々参加されるお子さんも当然ございます。参加状況については、そんなような状況であります。
滝本議員	わかりました。また、次のことなんですけれども、「学習材料や運動・遊び道具の提供は充分か。」ということですが、工作や資源には必要な材料、色鉛筆、テープやマジックなどは消耗品で、毎月 1 人 100 円の教材費で購入しているとのことですが、この 100 円で賄えるのでしょうか。また、ゲーム用品は将棋、トランプ、オセロなど、また壊れやすい道具ということもあると思いますが、これらの道具についてはどのように要望して提供されているのでしょうか。お願いいたします。
教 育 長	学童クラブでの子どもたちの過ごし方ですけれども、学校が終わって学童クラブに行きますと、まず宿題をこなさいということで、指導員の先生の指導も受けながらですけれども、それぞれの子が宿題に取り組みます。その後、体育館等でですね、ボール遊びをしたり、塗り絵をしたり、そこにあるものを使って指導員が見守っている中で子どもたちが元気に過ごしているという状況です。学習材料、遊び道具についてのお尋ねであります。子どもたちが欲するものが十分あるという状況では正直ありません。お子さんからいただく 100 円のものも使えますけれども、担当者が絶えず連絡をとったり、あるいは先ほど申し上げた懇談会でいろんな御要望が出ますので、そういったものに対しては予算化して、その範囲の中で購入しております。今お話にありましたオセロみたいなものは町の予算で購入をしておるところであります。以上であります。
滝本議員	それで、十分ではないということをお聞きしましたので、予算化をしているということですが、その予算化をして執行するに当たりまして、早い段階で指導員の方にお伝えして、子どもさんは 4 月から学校が始まるわけですので、十分道具など、そういう材料費もそろえられている状態っていうことを早い段階で知りたいということでしたので、執行をしていただきたいと思います。次でございます。支援員の方は足りているかということでございますが、児童期の発達には個人差が大きく、低学年、中学年、高学年と 3 つの時期に区分され、発達段階に応じて子ども一人一人の心身の状態を把握しながら行うことが求められます。支援の単位は子ども 40 人以下に対して支援員 2 人以上と定められておりますが、40 人から、また多いときでは 80 人の子どもさんがいる中では、対応は十分できているのでしょうか。宿題を見るにしても全員は見切れない状態だと聞いております。また、支援員の業務として、子どもの出欠や状況に関する日誌の記入、おやつのこと、遊びの環境と点検、衛生管理など、学校や保護者との連絡調整、また会計事務など、多岐にわたっております。現在の人数で足りていますか。お答えをお願いします。
教 育 長	学童クラブの支援員さんについてでありますけれども、学校の教員定数よりははるかに少ない割合ですので、例えば飯島であれば 20 数人の学童クラブへ来る子どもたちがいても

支援する方は2人か3人ということですので、それは、より細かくといえば、もちろん足りないわけですが、何とか回ってきていただいているという状況です。なお、この通称指導員と呼んでいる方はですね、教員免許とか保育士などの基礎資格を持った上で、県などが開催する講習会を受けて初めて学童クラブの支援員さんになれるんです。ところが、まだ現在経過措置中なので、毎年何人もその支援員の講習に登録できるというものではないので、支援員という、指導員ということであると、かなり限定された人数で町内を運営しています。その指導員さんを支援する、いわゆるサポーター的な方をお願いをして、何人かお願いをしますが、今御質問にありましたように、特に夏休み期間中は人数が多くなったりするもんですから、そういうときには臨時、本当の臨時の支援員さんをお願いして、できるだけ人数が多くなるようには、もちろん予算という制約はありますけれども、その中で対応をしております。

滝本議員

では、次の④にまいります。長期休業中など、各分野のボランティア受け入れに対するクラブへの支援はということでございます。春休み、夏休みは70名〜80名と、先ほど登録の方は100名ということでお聞きいたしました。本当に多くなって、大学生のボランティアもお願いするということをお聞きしましたが、このボランティアの皆さんには報酬はあるのでしょうか。また、町内の幾つかのグループ、例えば工作や実験、手品や手芸グループにお手伝いをお願いしたいということを考えているそうですが、謝礼をする余裕がないということでした。金銭的な支援を要望したいと思いますが、どうお考えですか。

教 育 長

今お話にありました人数が多いときに実際に支援に入っていただく方には、報酬を時給でお支払いをしているところであります。全くボランティアでお越しいただいて御支援いただくというケースもあろうかと思っておりますけれども、そこら辺のところは、ちょっと今後の課題とさせていただきます。また、その指導員の方、あるいは支援員の方から率直な御意見をお聞きできればというふうに思っております。こちらとしても、特に課題のあるお子さんに接していただくには、ある程度期間的に回数や時間を多く接していただかないと子どもが安定しないということがありますので、飛び飛びでも長期間、あるいは長期休業中のようにある一定の長期間というような形をお願いをしているのが現在でありますし、そういった方には報酬は予算化してお支払いをしておりますが、今お話にあったように工作のグループ、手芸のグループ等のことについては、今お聞きしたところでありますので、また検討はさせていただきたいと思っております。

滝本議員

そういうボランティアの方たちがたくさん携わって、学童クラブの皆さんとも接触して、また地域で育てるという意味もありますので、そういう受け入れ体制に十分な支援をお願いしたいと思います。そこで提案でございますが、以前にも質問しました子ども食堂、子どもカフェのことでございます。この子どもクラブにおいて取り組むことはどうかと考えましたが、学童クラブは、家庭、学校、クラブへと続く子どもの居場所で、3番目の居場所だと考えました。以前の答弁でありましたのが、子ども食堂は居場所として考えているというお答えでした。そうすれば、この学童クラブでの食事の提供も可能ではないかと思っております。平日は無理だと思いますけれども、長期休業中のある1日を食堂として開設する取り組み、これを御検討していただくことを要望いたします。これは要望でございます。

では、次に2-①にまいります。「子ども議会開催に対してのその後の検討は。」ということでございます。昨年9月議会で質問し、答弁は「子どもたちや学校などの意見を聞いた中で検討する。」ということでありました。どのように検討されましたか。この②の要旨と似た内容ですので、①②まとめてお答えいただければと思います。

町 長 子ども議会開催についてのお尋ねでございます。子ども議会の取り組みにつきましては、子どもたちからまちづくりに対する意見を聞く場として、また、より多くの方々にその子どもたちの意見を聞いていただくということで、町民の未来や夢を語っていただくという場ではいい機会かなというふうに思っております。この開催時期につきましては、第5次総合計画が平成32年度に満了することを踏まえまして、次期総合計画に向けて子どもたちの声も反映できたらいいなということで、平成31年度に開催してみたいと思っております。ただし、形はですね、議会という、そういう重苦しいものではなくて、町への関心、郷土愛を深めたり、興味を持っていただく、子どもたちに町についての興味を持っていただくという機会の掘り起こしというような目的を持って行えればいいのかなというふうに思っております。形にしては、教育上、学校との関係とのすり合わせも必要かと思っておりますので、それらを相談しながら行ってまいりたいと思っております。

滝本議員 31年度、来年でございますね、その議会関係ということで開催されるということをお聞きいたしました。近隣市町村でも子ども議会ということをやっているところもあるようです。学校の負担、生徒の負担ということも多いかとは思いますが、町のこと、議会のことを知っていただくという意味も含めて内容の検討をしていただき、ぜひ開催を実現させてください。

では、3-①にまいります。「伊南バイパス開通後の対策をどう考えるか。」でございます。町としては秋ごろの開通を要望、希望しているということですが、開通後は車も人の目的も他市町村へ流れていくことが多いと予想されます。街中の特に商業関係への影響が大きいと考えますが、どのように捉えているか。中心市街地の活性化も含め街中の買い物施設、Aコープとの関係性など、早急な対策が求められますが、具体的な対策は考えていますか。お聞きいたします。

町 長 伊南バイパス開通後の町中心部商店街等への影響は少なからずあると考えております。過去にその影響を軽減するために住民の皆さんがみずから種をまいた取り組みとして今挙げてみますと、平成24年度に住民の手で花桃街道を430本の苗木を定植した活動でつくっていただきました。現在ハナモモの木も大分大きくなってきておりまして、これらが見ごろになれば観光街道となり、町中心部へ向けて車が往来するのではないかとというふうに期待もいたしております。また、昨年度には伊南バイパス本郷中央信号機の南側に商工会におきまして飯島町商店街を案内する看板を設置していただきました。町も中心商店街の販売促進への支援として特売広告支援事業に対する補助金交付や地域おこし協力隊による町中活性化の取り組みを住民の皆さんとともに進めております。また、飯島町駅周辺では、生鮮食料品店や3つの金融機関が隣接しているという好条件ですので、これを生かした街中活性化を進め、人の流れをつくるよう検討していかなければならないと思っております。伊南バイパスができるということは、生産性向上、すなわち時間の短縮という部分におい

て経済活動に非常に大きな効果あるいは影響を及ぼすと思っております。時間の短縮ということは空間が拡大するわけでございますから、あっという間に今までほかの地域へ届くという環境になってきます。その分のデメリットは十分あるし、メリットも大きなもの、地域住民にとりましては大きなメリットもありますでしょうし、地域経済界にとりましてはマイナス要素も含んでいるかなあというふうに思っております。外へ気軽に出られる方々にとっては大きな利益となると思いますが、お店がそれによって縮小あるいは消滅するということは、町の中で買い物をしたい、町の中でしか買い物をできないという方々にとっては大きなデメリットというふうになるわけでございます。いずれにしても、町のそういった商業施設の機能というものは町の重要な機能でございますので、それを維持することをしっかりと計画的に進めなければならないと思っております。今、一生懸命、その商店の皆様方は日夜経営に頑張っておるわけでございますけれども、地元の方々もそういった町の機能というものを維持するために、ぜひ、その消費の滞留率、飯島町の方が飯島町で物を買おうと、こういうことで大きな力をお貸しいただきたいと、これは全体の町のためにもなることでありますので、便利になりますでしょうけれども、ぜひ飯島町の商店街で商品を、飯島町の商品を買っていただきたい、それは町がみんなで協力してやることだと、そのように思っているわけでございます。行政としましても、そういった機能を今後整備していきたいと考えております。

滝本議員 今、町としてのお考えをお聞きしましたが、商工会としては、まだ具体的な対策というか、そういうようなものを考えているということはあるのでしょうか。

産業振興課長 商工会の対応についてでございます。私のほうからお答えさせていただきます。商工会につきましても、やはり、この車の流れが変わるということで危機感を非常に持つておるというふうに聞いております。特にですね、小売りですね、それで、あとは飲食の関係が一番影響が大きいかなあというような形で、車が向こうへ通行していたのがバイパスを通っていってしまうということで、コンビニエンスストアだとか、お昼を食べていただく、そういった通行をする方の利用が減るということは非常に大きな影響があるんじゃないかと、それから、先ほど来、言っておりましたように、地元の方が地元で買い物をせずに、今度は出ていってしまうというのも、これも一つの影響があるんじゃないかということ言っております。したがって、商工会のほうでも危機感を持つて対応をすると申しておりますけれども、ホームページ等を通じて飯島町にはこういう店があるんだよというような店のPR、それから特売広告ということで、今週末とかにはこういった特売をやりますと、近隣の市町村へ行くのではなくて町内の商店に行ったほうが得ではないかと、得だよと、そういうような特売日を設けた取り組み、こういったものを通じまして町内の方に飯島町で買っていただく部分、それから、移動される、通行される方々にも魅力ある店の情報発信ということで取り組んでまいりたいというふうに聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

滝本議員 それで、②に入りますが、具体的なことでございます。「本郷道の駅」への影響に対してのお考えは。」ということでございますが、本郷道の駅は、町の特産品である五平餅販売のお店であります。田切の里へのバイパスの車の流れにより本郷への流れはますます減っ

て、飲食店としての営業は困難になると考えております。平成7年開業から23年余り、現在は民間法人となりましたが、建物とともに縁は続いております。町の特産品の普及、販売へと観光面での展開も大いに期待されますが、事業は成り立つのか、このことについて関係者からはどう聞いておりますか。お願いいたします。

産業振興課長

伊南バイパスの開通後は、国道153号線の交通量がさらに減となることが予想されますので、道の駅本郷の利用者もそれに伴って減少するのではというふうに考えておりますし、ふるさとの味のほうでもそういう認識を持っておるということでございます。現在、駐車場とトイレは建設水道課、休憩施設兼販売施設につきましては産業振興課の所管で、それぞれ指定管理制度を活用しまして管理を委託しております。バイパスの全線開通によって影響されるのは、特に休憩施設兼販売施設、こちらのほうではないかなあというふうに思っておりますけれども、現在は、今議員おっしゃられたとおり、ふるさとの味いいじま、こちらがおやきや五平餅などの加工場としての利用、これも行っております。販売以外にも、そこで加工しているという部分がございます。町としては、将来的に道の駅本郷全体の施設をどうするか、これにつきましては、所管と、また指定管理でお願いしております、管理を今やっていただいておりますふるさとの味いいじま、これも含めまして、これから検討を始めたというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

滝本議員

ぜひいい方向に向かうようにお願いしたいんですが、ちょっと小耳にはさんだんですけども、五平餅のお店が町内でどうかということもちらっと聞きましたけれども、特産品の五平餅ということは飯島町でしっかり根を下ろしていただきたいので、そんなようなことも頭に入れながら御検討をお願いいたします。

では、次の3、③田切の里のことについてですが、田切の里も同様であると考えますが、対策は特にないということで聞いております。町では、このことに対してどうお考えでしょうか。お聞きいたします。

産業振興課長

今度は道の駅田切の里の関係でございますけれども、町では、道の駅田切の里は当初より伊南バイパス全線開通を視野に入れて建設した施設でございます。利用客も増加するというふうに想定しております。また、株式会社道の駅田切の里でも伊南バイパスの全線開通によりまして利用者が増加することを当然期待しておるということで、開通時のイベントなども計画すると聞いております。現時点での構想としましては、全線開通とこれから決定します田切の橋の名称にかけまして〇〇橋記念祭というような、仮称ですけども、このような名称のイベントを毎年継続的に開催していきたいというような話も田切の里からは聞いております。開通時期がちょうど秋ということで、道の駅的には冬に向かって閑散期にちょっと入って行ってしまう季節となりますけれども、伊南バイパス開通イベントをきっかけとしまして1人でも多くのお客様に来ていただける魅力的な道の駅づくりを行政も協力しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

滝本議員

ぜひ、イベントということはいろいろな要素を含んでおりますけれども、田切の里がにぎやかくなるようなイベントも行っていたきたいと思います。

次の④にまいります。「田切の里」移動販売車の販売状況は。」ということでお聞きいたします。

産業振興課長	移動販売車の状況でございますが、昨年運休をしております、9月から再開しておりますので、その9月以降の実績を若干数字を含めましてお答えさせていただきたいと思えます。運行体制につきましては従業員2名で、月火木金の週4日、現在運行しております。昨年9月からことし4月までの8カ月間の売り上げについては約380万円、利用いただいたお客様の数は約3,000人ということで、1人当たりの購入金額を計算しますと1,300円弱というような計算になります。担当従業員の方々に聞いたその状況ですけれども、最近では、高齢者の方ばかりではなくてですね、子どもさん、小さいお子さんを持つお母さん方やお昼御飯を買いに来られる若い男性の利用というのもあるようです。徐々に認知度が上がっていることはうかがえますけれども、まだまだ周知不足の状況もございます。現在、停留する場所の周辺の御家庭のほうへポスティングを徹底して行ってPRに努めて頑張っているというところでございますので、お願いしたいと思えます。
滝本議員	承知いたしました。 では、次の⑤にまいります。「移動販売車は、利用者の要望に応えられる仕様になっているか。」ということでございます。ことしは5月から夏の陽気の日が多く、野菜、果物が取り扱える温度ではないという状況であるということです。常温保存の商品も、車内の温度は高く、陳列ができない、パンは人気商品であるが、比較的温度の低い助手席に置くということで、無理をしている状況だということでございます。商品に直接日光が当たったり、雨や雪の日は利用者だけでなく商品も濡れてしまうと、現販売車自体の問題が生じています。先ほどのお話のように利用者も増えてきている中ですが、このような課題をどう受けとめ対策を講じますか。お聞きいたします。
産業振興課長	移動販売車の仕様についてですけれども、発注の際に先進地を参考に1.5トンクラスの標準的な仕様で作成したものでございます。生もの、野菜などの保存に対応しているかということなんですけれども、車全体が保冷車ではないということで、夏場の暑い時期に車の後部のボックス内の温度が予想以上に高温になってしまうという、これは導入当時の課題がございました。一昨年、昨年の2回ですが、換気ファンを取りつけたり商品をクーラーボックスに入れるなどの対策を行ってきておりますけれども、ただ、これからちょうど暑くなってくる時期でございます、一時、クーラーボックス、今言いましたように、それに入れて持っていったということがありますので、今まではそれをやっておらないと思えます。これからは、それをやらないとやっぱり対応はできないと思えますので、そういった対応を1回やっておりますので、ことしのこれから暑くなってくる時期も、ちょっとそれをやってみていただいて、それから、また検証しながら、商品が傷まないような工夫をしていかなければならないなあというふうに思っております。今後とも課題が発生すれば、道の駅の田切の里とともにですね、町も対応について協議していきたいというふうに思っております。
滝本議員	運転免許証の返納者の方も多くなって、高齢者も多くなるという時代になってきております。そういう足のない方は、この移動販売車を心待ちにしているということも、中沢の例もありますし、ぜひ利用者が使いやすい、また食べ物が多いということでございますので、そういう点にもこれから十分気をつけていただき、対策も講じていただければと思

	ております。以上、質問を終わりといたします。
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻は 11 時 5 分といたします。休憩。
休 憩	午前 10 時 44 分
再 開	午前 11 時 05 分
議 長 5 番 橋場議員	会議を再開します。一般質問を続けます。5 番 橋場みどり議員。 では通告に従いまして 2 点の質問をいたします。「耐震シェルター等設置事業について」と「登下校の安全について」の質問です。町では、耐震補強工事補助金に次いで上伊那で初めての耐震シェルター等設置費用の補助金をつけました。地震が起こるのは夜が多いと言われる中で、建物が倒壊しても命だけは守りたいから早く対策をとらなければと考えているわけですが、費用を考えると、つい「また今度。」とか「余裕ができたらしよう。」と先延ばしし、思いはあっても 100 万円を超える耐震改修にまで踏み切れないでいる住民にとってはありがたい補助金であり、評価するものです。 それでは質問の 1－1「シェルター等設置とあるが防災ベッドのほかにもあるのか。」という質問です。耐震シェルターは、部屋型とベッド型があります。平成 30 年度飯島町予算概要では「耐震シェルター設置補助金」であり、設置事業補助金概要では「耐震シェルター等設置補助金」とあります。そうしますと、シェルターのほかにもフレームとか何か含まれるのではないかと思ってしまったわけですが、このほかにも何か含まれるものがあるのかお尋ねします。
町 長	橋場議員の質問にお答えします。町では、地震の脅威からの町民の生命と財産を守るため、国、県と連携して木造住宅の耐震改修を推進してきたところでございますけれども、県が試算する耐震補強の平均工事費は 200 万円と高額であり、工期も長いことから、特に高齢者世帯では着手が困難であることが推察されております。そこで、比較的安価で短期間に設置することができます住宅の崩壊から一定空間の確保に寄与する耐震シェルターに着目し、今年度より耐震シェルターの設置に対して補助を行う飯島町耐震シェルター等設置事業を開始したところでございます。議員からの御質問であります耐震シェルターの内容につきましては担当課長よりお答えします。町民の皆さんもですね、ぜひお聞き取りいただきまして、課長は一生懸命、きょうはセールストークをさせていただきたいと思っております。概要をこと細かに説明していただきたいなと思っております。どうぞ御期待くださいませ。
建設水道課長	御期待に添えるように頑張ります。それでは、耐震シェルター等の内容につきまして御説明申し上げます。本耐震シェルターの交付要綱におきまして、この耐震シェルター等の定義につきましては、第 2 条第 2 項にございます「既存の木造住宅内部に組み立てる箱型の耐震装置又は上部に保護機能を有するベッドで、地震発生時において住宅の倒壊に耐え得る堅固な構造を有するもののうち、町長が認めるもの」としております。したがいまし

て、種類といたしましては、部屋の一部を安全空間とする耐震シェルターとベッドを安全空間とする防災ベッドの２種類ということでございます。住宅の耐震、地震対策は、耐震補強または建てかえを行いますのが最も効果的でございます。しかしながら、大がかりな補強工事ができない場合に、住宅が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る装置として耐震シェルターがでございます。耐震シェルターは今お住まいの住宅の１室に設置しますので、例えば寝室に設置をすれば睡眠中に地震で住宅が倒壊しても生命を守ることができます。また、設置費用の点におきましても比較的安価でありまして、通常の耐震補強の平均工事費が 200 万円と試算されているのに対しまして、耐震シェルター、中には、種類によっては高額なものもありますけれども、40 万円程度のものからございます。このように、もともと安価な装置でございまして、このたび開始いたしました補助事業を活用していただくことによりまして、設置に要する費用の２分の１、上限は 20 万円でございますけれども、この補助を受けることができますので、特に高齢者世帯の方、寝たきりの御家族がいらっしゃる方には特にお勧めできる地震対策でございます。耐震対策の選択肢の一つとして、ぜひ御検討をいただきたいと考えております。以上でございます。

橋場議員 丁寧の説明していただきました。ありがとうございます。質問なんですけれども、「等」というところなんですけれども、フレームとか、そういうものが加わっていくんですか。その耐震シェルターには。

建設水道課長 現在、先進地を見る中では、空間を確保する耐震シェルターとベッドが認定をされているところがございますけれども、まだ有効な施設があれば、そこら辺のところは臨機応変に対応してまいりたいと思います。

橋場議員 それでは、この耐震シェルター等設置補助金っていうことなんですけれども、箱型と部屋型という２つということなんですね。

建設水道課長 はい。現在のところそうでございます。

橋場議員 わかりました。

それでは質問の２にまいります。「現在の進捗状況は。」どうなっているか伺います。申し込み等あるのでしょうか。その辺をお願いいたします。

建設水道課長 それではお答えいたします。今現在のところ、事業申請の実績等は今のところございません。ただ、住民の方からは、この耐震シェルターですとか事業に対するお問い合わせをいただいております。積極的に事業PRを行いまして町民の皆様への周知を図っているところでございます。また、耐震シェルターの設置の工事、こちらのほうの周知でございますけれども、町内の事業所の皆様に積極的にかかわっていただきたいということから、商工会と連携いたしまして、先週、耐震シェルターの講習会を開催いたしました。こちらにつきましては、町内事業者 10 社の方が参加をさせていただいております。当事業、本年度よりスタートした新規事業でございますので、円滑な事業進捗に努めてまいりたいと考えております。

橋場議員 問い合わせもあるということですね。はい。

質問の３にまいります。当初ですね、取扱業者は１社というふうに聞いておりましたけれども、３社出ております。建設水道課に資料をいただいたところ３社の資料が出てまい

りました。現在3社ということは、補助金概要のところに「耐震シェルター（既存の住宅の内部に組み立てる箱型の耐震装置で、地震発生時において住宅の倒壊に耐え得る堅固な構造を有するもののうち、町長が認めたもの）」とあります。部屋型で出されているこの3社の資料は町長が認めたというものでいいのでしょうか。また、防災ベッドについても同じように「町長が認めたもの」というふうに記入がされております。防災ベッドについては資料が何もなかったわけなんですけれども、まだ、これは認めたものがないということなのか。住宅の耐震補強を金銭的な問題でためらっていた人や踏み切れないでいる高齢者にとって、先ほどもそういうお話が出てきましたけれども、高齢者にとって防災ベッドを導入することで安心を手に入れることができるわけです。防災ベッドは救いとなります。この防災ベッドには重点を置いていないような感じも受けてしまったんですが、これから資料を出されて、展示もしていくのかどうか伺います。

建設水道課長

お答えいたします。ただいま取り扱いの業者が3社認定したのかということでございますけれども、この3社につきましては、あくまで、今現在実物を展示しておりますけれども、そちらへ申し出ていただいた業者さん、またはこちらからお願いして協力いただいた業者の方、それと、もう1社はカタログ上で出していただいた業者ということで、その3社ということでございますけれども、取扱業者を認定する制度そのものの自体を本制度は設けておりません。あくまでも町長が認めるものとしておりまして、例えば先進地であります東京都ですと、その中で学識経験者の会議を持ちまして申請に対して認定をしていくという運用をしております。当町では、やはりそこまでのものはできないということもありますので、そういった先進地で認定されて、成否については、その行政が認めたものということで安全性が担保できているという判断をさせていただいて、その都度、申請において町長が認めていくというスタンスでおりますので、耐震ベッドにつきましても、例えば先進の行政団体が認めたものであれば認めていくという方向でおりますので、よろしくお願いいたします。

橋場議員

そうしますとね、インターネットなんかで見ると、このうちの1社は本当に東京都がもう認めているようなものですね。問い合わせ、申請者の人が、じゃあインターネットを見て、またその資料を見て、じゃあこの会社がいいのかどうかということを言われたときに、じゃあ、その資料が出ていること自体、もう、じゃあ安心なのかなっていうふうにも思ってしまうわけで、じゃあ、これは一応町長が認定しているのか、この業者がいいのかっていうふうに思ってしまうと思うんですけど、その辺はどうなのでしょう。

建設水道課長

さっきの3社については、その先進の行政団体でも認定を受けているところでございますので、安全性については担保されているところだと認識はしておるところでございます。ここに限定をしているかどうかということは、町のほうでは全くございませんので、ここも一つの参考にしていただきながらというスタンスでございます。ですので、例えばほかの製造メーカーさんと営業、またあれば、安全性を確認した上で、そちらも随時対応していくというスタンスでおりますので、よろしくお願いいたします。

橋場議員

そうしますと、質問の4に移りたいと思いますけれども、地元業者はこの工事にかかわれるようにするというお話もあったんですけれども、今のでございますとね、例えば町にこ

の申請者が「どんなところがいいのか。」って聞いたときに、「参考にこれをしてください。」と言われて、その参考を当てにしまして、じゃあそこへ申請したとするとですね、例えば、その工事って、その業者が一括でできてしまう工事なんですけれど、それを地元の業者ができるっていうようにはなかなかちょっといいんじゃないかなと思うんですね、工事の量からいっても。地元の業者には余りよくはないのかなっていうふうにも思うんですけれども、両者がいいというふうなわけにはいかないと思いますけれども、その辺のところは、最初、地元の業者にお願いしたいというようなこともおっしゃっていましたが、内容を見るとなかなかそこまではいかないと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

建設水道課長

地元業者は工事にかかわれるのかという御質問でございます。この耐震シェルターの取り扱いの業者の中には製造から設置まで自社一貫で、一貫体制で行っているメーカーもございますけれども、設置工事は地元業者に委ねていただいて、地元の業者に向けた講習を行っているメーカーもございますので、大いに地元の皆様、業者の皆様にかかわっていただきたいと考えております。さらに、耐震シェルターの設置に当たりましては、シェルターの自重を支えるための床の補強ですとか、そういった工事が必要となる場合もございます。そういった場合には信頼できる地元の業者が担う役割は大きいと考えておりますので、ぜひ積極的に当事業を利用していただいて、営業の一環にも役立てていただいて、ぜひ地元の業者がかかわれる、そういった体制で臨んでいただけるのが一番いいのかなあと考えておるところでございます。

橋場議員

さっき聞き忘れたのかなあと思うんですけど、防災ベッドの資料というのはどういうふうになっていたんですしたっけ。

建設水道課長

防災ベッドにつきましては、現在、町のほうでもこれっていうものは現在のところありませんけれども、先進地のパンフレット等にもございます。また、ベッドも展示をしてほしいという声もございますので、これから交渉もいたしまして、展示していただけるかどうかというところも調整をしてみたいと思います。やっぱり主は、認定をしていただいたものを、安全性の高いものを探していくということが大事だと思いますので、今後そういった取り組みをさせていただきたいと思います。

橋場議員

防災ベッドなんかは、特に高齢者の方にはね、非常にいいものですので、箱型のように、ちょっと頑固なものとは違いまして、非常に高齢者の方とか障害者の方には、あれは取り入れられやすいものだと思いますので、箱形もそうですけれども、防災ベッドのほうも、ぜひ早急にですね、資料を取り寄せていただいたり、それから展示は、もう、これ絶対必要だと思いますので、していただきたいなというふうに思います。

質問5のほうに移ります。危機管理係とは連携するのかという質問です。防災ということでは危機管理にも関係すると思いますけれども、危機管理のほうに「これ連携していくのかどうか。」ということをお聞きしたときに「まだ、そういうお話は来ておりません。」ということでした。危機管理ということであれば、防災という面で危機管理との連携というのは必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、この連携というのはしていないのでしょうか。

建設水道課長	耐震シェルター、本事業の目的でございますが、地震発生時におけます住宅の倒壊から居住者の生命を守ることにございます。当然、防災を担当する危機管理係とも情報共有する中で、防災担当のほうで主催しております例えば防災研修会などにおきまして、そういった自主防災会長の防災関係者を通じて本事業のPRを行うなど、連携を図ってまいりたいと考えております。
橋場議員	わかりました。連携はしていくということですね。はい。 それでは、質問6の住民へのPRの方法を伺います。このところ栄村等ではまた地震が起きておりますけれども、いつこの地に地震が起きるかもわかりません。経済的にも検討しやすいものですし、耐震診断や耐震補強、あわせて耐震シェルター設置も急ぐ必要があると思うんですけれども、今現在、文化館とか庁舎内にもこれが、見本が展示されているわけですが、これをあとどのようにPRしていけるのでしょうか。
建設水道課長	PRの方法でございますけれども、本事業につきまして、まず既に実施したものでございますけれども、5月の広報誌によるチラシの掲載、また耐震シェルターをごらんになっていただくことが最もPRになると考えまして、役場庁舎の防災展示ホールと飯島町文化館のエントラスホールにおきまして耐震シェルターの展示を現在行っております。役場での展示につきましては9月の中旬まで、文化館につきましては8月の末まで行っております。今後のPRの予定でございますけれども、まず、これまで耐震診断をされて、まだ対策がされていない方、約300軒ほどございますので、こういった皆様に向けましてダイレクトメールによるPRをしていきたいと考えております。2つ目といたしましては、CEK、行政チャンネルを活用したPR番組を放送を考えております。そして、先ほどの防災研修会等の機会を利用したPRを考えております。PRの方法については以上でございます。
橋場議員	ほとんど広報誌ですとか、それからCEKで、あとは展示してあるのを見てくださいますということなんですけれども、町では耐震診断を無料でやっていますよね。それから、インターネット内では誰でもできる我が家の耐震診断というのがあるんですね。そういうのを使用すると、本当にどこのポイントでどうなのかっていうことがわかるんで、よくわかるんですね。そうすると、専門的な診断を受けようっていう、そういうふうと思うところにまでつながっていくので、その展示をしている間にですね、何かその無料で耐震診断をするとか、その300軒ほどある耐震診断をされた方、多分迷ってられる方がおられると思うんですけれども、そういう方に対して、やっぱり、こういう実物——実物というか、実体的に説明をしたり見せたりっていうことをすると、もっとより効果的なPRになると思うんですけれども、特に防災ベッドですね、あれは本当に高齢者の方には手に入れやすいものではないかなあっていうことを特に感じておりますし、そういうところでの後押しになるようなPRを考えていただきたいんですけれども、どうでしょうか。
建設水道課長	今議員さんから言われた、もっともでございます、特に、耐震診断されてですね、まだ対策がされていない方に対しては、積極的なPRを考えていきたいと思っております。今御提案いただきましたので、総合的に対応してまいります。
橋場議員	せっかくの本当にいい補助金ですので、ぜひ使っていただけるようなPRをしっかりしていただきたいと思っております。

	それでは、質問の 7 番目に移ります。今後、補助金額を増額する考えはあるのかということでお聞きします。先ほど来お話に出てきておりますけれども、耐震改修に踏み切れない方にも検討しやすくなったとはいえ、大きな負担には違いないお金が年金暮らしの高齢者や障害者にはかかってまいります。補助金の増額は、さらに障害者や高齢者の設置する方の後押しになると思います。障害者や高齢者に向けて増額を要望したいと思っておりますが、この点についていかがお考えでしょうか。
建設水道課長	当事業におけます補助金額につきましては、先ほど来、申しておりますけれども、設置の要する経費の 2 分の 1 で 20 万円を上額としております。この補助金額の設定に当たっては、県内で先行実施しております市町村を参考にしたものでございます。今後は、事業実績ですとかシェルター設置者の状況を分析する中で、補助金額の妥当性を検証してまいりたいと考えております。ただ、ことしからスタートした新規事業でございますので、今のところ増額の予定はございませんけれども、こういった検証を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。
橋場議員	ええとですね、この工事のその内容っていいですか、それをよく検討していただいて、40 万～50 万円というふうな金額が確かに出ておりますけれども、それ以上にやっていくとかかるということも考えられます。そういう点で、高齢者ですとか障害者の方にとっては、そのところが非常に負担になってきますので、もう少ししたいと思っても負担になってきます。この 20 万円、本当にありがたいものですが、年金暮らしの高齢者らにとっては、もう少し援助を増やしていただければ、これ、より設置しやすくなるのではないかなあと思っているんですけれども、町長は、この点どうお考えでしょうか。
町 長	できるだけ出してほしいというお気持ちはよくわかります。しかし、現場のほうですね、状況を見ながらということでございますので、そこら辺の状況の探りに委ねたいと思っております。
橋場議員	しっかり PR もしていただきましたし、このシェルター、昭和 56 年以前の本造建築での使用に本当に向いているので、利用者にとってはありがたいところですので、安全対策として使っていただけますように、PR とともに補助金の増額も追々に考えていっていただきたいと思います。 それでは、次の 2 番目の質問に移ります。「登下校の安全について」質問いたします。 1－1 の質問です。子どもを狙った犯罪事件が多い。教育現場での登下校の安全対策、対応をお聞きします。新潟市内の女子児童が殺害され線路に遺棄されるという痛ましい事件が起きました。さぞかし怖い思いをいただろうと、痛ましく、怒りがこみ上げてきます。最近は身代金を目当てにした営利誘拐だけではなく、小児性愛者により男女関係なく子どもへのわいせつ行為や社会への不満のはけ口とするなど、子どもを狙った犯罪事件が多くなっています。今回の事件でも児童は下校途中に 1 人きりになったところを連れ去られたという可能性を指摘されていまして。小学生が被害者となる犯罪は午後 2 時～午後 6 時の間に多発しているそうです。住宅地だったら安心と思っていたけれども、それも安心ではない、昔から「知らない人にはついていくな。」と言われてましたが、今は知っている人でも安心はできません。このような新潟市のような悲惨な事件が起きないよう、通学路の安全

対策は確保されているのか。また、基本的な指導、安全を守る手立て、対策などはどうされているのか伺います。

教 育 長

子どもをめぐるこの痛ましい事案というのは、最近でももちろん報道されておりますけれども、大きな話題になりましたのは、平成 17 年、2005 年ですけれども、11 月 12 月と続けて小学生が誘拐され殺害、遺棄されたという事件が二月に 2 回も続けて起きたということがありました。これを受けまして同年 12 月 6 日の文部科学省通知、登下校時における幼児、児童、生徒の安全確保について、こういう通知が出まして、基本的にはこの通知をもとに安全対策を講じているわけでございます。内容は、通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底、登下校時の幼児・児童・生徒の安全管理の徹底、幼児・児童・生徒に危険予測、回避能力を身につけさせるための安全教育、それから不審者等に対する情報の共有、5、警察との連携、基本的には安全教育の面と情報共有の面と警察との連携という組み立てになっています。こういったことがありましたことから、小学校では子どもを守る安心の家をお願いしておりますし、また子ども見守り隊とも連携して、特に 4 月には、集団下校時、子どもを守る安心の家へあいさつの活動に訪れたり、地域の皆さんへ御協力をお願いしております。子どもたちにはですね、年によって若干違いますが、飯島小学校では防犯ブザーの形態、あるいは七久保小学校ではホイッスルの携行を勧めております。また、飯島小学校では毎月 15 日を通学路を楽しむ会として、おうちの方と通学路を歩いて登校する取り組みも行っています。子どもとの触れ合いを目的としていますけれども、児童と一緒に歩いて登校していただくことで危険箇所の把握や周りの様子が保護者目線で感じただけの機会となっております。不審者の出没に関する対策としては、子どもたちに「いかのおすし」これは下敷きになっていますが、防犯協会を出している「ついていけない」とか「車に乗らない」というのが標語として載っているものですが、こういったのを絶えず使って啓発活動をしたり、保護者には、昨年度から学校メールが常備されましたので、学校メールを通じていち早く情報を伝達するというところ、あるいは情報共有をしているところです。これらについては、毎年学校から防犯安全教育について計画を出していただいて、教育委員会で確認しているという次第であります。もしそういうことがあった場合の対応ですけれども、学校と教育委員会が連絡をとって警察にちゅうちょなく連絡をしますし、学校からは保護者宛てにいち早くメールを配信し注意を促します。一昨年ですけれども、運転者に小学生の子どもが腕をつかまれるという、町内で事案がありました。その際には、子どもたちはひとりで下校しないこと、それから一定期間先生方が見守り活動をする、あるいは教育委員会の職員が青色灯をつけた車で周辺を巡視するなどの対策を行いました。今後も、この児童生徒の安全に関しては、学校、それから地域、保護者、教育委員会、警察、それぞれが連携を進めながら安全・安心な登下校になるように進めていかなければいけないというふうに考えております。

橋場議員

今、腕をつかまれたということがあったということがありましたけれども、ええとですね、部活が下校のころ不審者がいたりとか、それから不審な車がぐるぐる回っていたということも聞いているんですけれども、部活動の生徒の下校における防犯安全対策っていうのはどのようにされているんでしょうか。

教 育 長	部活は少し時間が遅くなるものですから、下校するわけですが、一般的な注意事項としては、できるだけひとりでは帰らないようにするとか、明るい道を通って帰る、親に帰る道がわかるようにするというようなことを防犯教育、安全教育の中で学校で示すようにしております。
橋場議員	先ほど安心の家っていうのが出てきたんですが、これは町内に何軒ぐらいあるんでしょうか。それと、安心の家に、じゃあ、もし何か不審者の声をかけられたりしたときには、駆け込むことをするのかと思うんですが、そうされた場合の、そのおうちの人の対応っていうのは何かマニュアルとかがあったりとか、何か対応、どういうふうになっているんでしょうか。
教 育 長	安心の家につきましては、特にマニュアルというよりは、お願いの文書で子どもたちが何か緊急時に駆け込んできたときには、一時的に保護していただくことや学校や警察に連絡をしていただくということが主になっています。それでですね、軒数ですけど、七久保小学校では子どもを守る安心の家は24軒、通学路の付近に配置しております。それから、飯島小学校は80軒、通学路上に配置されております。子どもたちが、この前、弾道ミサイルのときにもそういった話があったんですが、子どもたちが不審者に追われた場合なんかには駆け込んでいち早く助けを求めて、その家の方にいろんなところへ通報していただいたり、一時的に子どもを保護していただくっていうことはお知らせしたり、あるいは4月当初、子どもと一緒に先生方も回っていくので、あいさつをして、そんなお話をして、よろしくお願いしますという活動をしております。
橋場議員	わかりました。それでですね、通学路の交通安全というところに関しては、交通安全プログラムの中に町内の通学路の要対策箇所一覧というものがつくられていたりしておりますよね。それと似たようなもので防災マップっていうのがつくられているんでしょうか。今の安心の家の軒数を聞いていますと本当にたくさんの軒数なんですけれども、防災マップに即して配置をしているのか、その辺もお願いします。
教 育 長	配置につきましては、通学路に沿ってある程度の間隔でということですので、町内の防災マップと直接関連はしておりません。そういったどこにあるかっていうことは、子どもたちには周知してありますので、大体自分の通っている通学路であれば、こことこことここということは、子どもたちは承知しております。
橋場議員	それじゃあ、交通安全のプログラムのように防災としてのその地図っていうか、そういうものはつくっていないということですか。作成されていない。
教 育 長	自分の通学路に沿っているところは、個人は、生徒はわかっているんですけど、町内どこにあるかということまでの一覧にしたものは配布してはございません。
橋場議員	それは、学校ではつくらないんですか。
教 育 長	学校では全体としたものは持っていますけれど、それを全員に配るということではありません。
橋場議員	わかりました。全体に配れとまでは言いませんけれども、例えば交通安全プログラム等はインターネットを開けば見られるわけで、そういうところでは見られるわけですか。
教 育 長	ホームページ等には載せてございません。学校が把握している範囲ということで承知し

橋場議員 ているわけです。

橋場議員 わかりました。ただ、今本当にああいう事件が頻繁に起こっておりますので、親としては、本当にどう子どもを守ったらいいのかっていうところで、本当に携帯電話を持たせたりとかね、それからちょっとでも帰りが遅いと迎えに行くというようなことをしているんですけども、携帯電話はどういうふうになっているのでしょうか。

教 育 長 携帯電話を持っている児童生徒はたくさんいると思いますが、校内、つまり学校に持っていくことは許可されておりませんので、学校で例えば帰りのことを家と相談したりするのはできない。そのかわり電話機を中学校には置いていただいておりますので、普通の電話機を使って連絡を学校の窓口ですることはできるようになっております。

橋場議員 それじゃあ、その携帯電話を持っている子と持っていない子といるんですよね、小学生でも。それ、携帯電話は、じゃあ全員に持たせて、じゃあ不審者が出たときには何らかの注意を促すようなことまではしないんですか。

教 育 長 携帯電話は功罪両面ありまして、電話機能だけであればまだ考えられると思うんですけども、附属のいろんなことがありますので、SNSの問題等がありますので、子どもたちが学校へ持ってきて自由に使ったり、あるいは管理十分でないところに持ってくるのは適切ではないというふうに思っています。ですので、親のほう、親の携帯にはメールが行きますので、学校と親はすぐに情報共有ができる仕組みにして、子どもたちが常時携帯電話を持っていると、学校へ登校のときに持っているということはないようにしております。

橋場議員 その携帯なんですけど、そんなにね、やたらにつなげることができないようになっていると思うんですよ、今。親と通話はできますけれども、ほかのところは遮断されていて、できないと思うんですね。だから、その辺のところをちょっと調べていただいて、やはり子どもたちにも携帯電話を持つような方向を考えていただけないかなあと思うんですけど。

教 育 長 いわゆるフィルターの範囲がどれくらいかっていうことは私も詳細を存じ上げないんですけども、Wi-Fiだと割とガードが、ファイアールが下がってしまうっていう話もありまして、我々よりなれた子どもたちは、かなり都合よく使えてしまうっていう面もありますので、今お話がありましたので、ちょっとまたこのことは聞いてみたいと思いますけれど、ちょっと今の段階で子どもたちに携帯を持たせて登下校っていうことまでは考えておりません。

橋場議員 わかりました。ただ、本当に携帯電話も思った以上に結構遮断されている面もありますので、ちょっと調べていただいて、その辺も考えていただきたいなというふうには思います。子どもの安全を守るためには、本当に幾重にも幾重にも対策を考えていただきたいと思いますので、これはしっかりお願いしたいと思います。

それでは次、2番目の質問にまいります。安全対策への活動や取り組みに行政としてはどうされるのかということで伺います。通学路の状況は、利用する児童生徒の増減や通学路が通る地域の環境や交通状況の変化といった要因により変わっていくと思います。そこで、継続的な安全点検や防犯カメラの設置など必要になってくると思いますけれども、町はその辺をどのようにお考えなのかお聞きします。

教 育 長	教育委員会の関係のこととしてお答えさせていただきますけれども、登下校あるいは学校の安全・安心にどうかかわっていくかということですが、一つは先ほど申し上げましたように学校全体で行われる交通安全教育を含む安全教育、それから地域の方とかかわる子どもを守る安心の家、あるいは子ども見守り隊との連携、また、特にこの子ども見守り隊等につきましてはコミュニティ・スクールの活動の一環としても位置づけられておりますので、年に何回か集まってそれぞれの思いを共通させる中の活動としてもありますので、そういう中でも生かしていきたいと思います。それから、4月の防犯指導員会に職員が出席して児童生徒の校外での安全対策について協力をお願いしているところであります。情報共有につきましては、先ほど申し上げましたようにメールを整備してありますし、また最近では校内、学校から外に向かってというんですかね、防犯カメラ等の設置も進めているところですので、そういったことが抑止力になればいいなというふうな考えであります。学校と保護者と、そして連携しながら合意を形成して実施していくことがいいのではないかと思います。ただ、今回の新潟の事案等を見ていると、そういう対策を万全にしたとしても、悪意のある大人が1人いれば、子どもは絶えず複数でいるというわけにはいきませんので、理論的になっちゃうかもしれませんけれども、安全・安心なまちづくりというのを全体で進めていかないと、子どもがひとりで歩いていても安心なまちづくりということが求められてくるので、各方面との連携が大事なかなというふうに思っています。また、これは私感になりますけれども、子どもがですね、下校するときに、放課後、例えばかばんを放り出して学校の庭で群れて遊ぶことだとか、下校途中に何か植物や昆虫に夢中になって自分から進んで一生懸命何かを観察をするっていうことは、子どもの成長にとっては大変大切なことというふうに思います。ともすると、他人を見たらまず疑えっていうふうになってしまうところがあるんですけれど、地域の方と子どもたちがともに育っていくためには、先ほど申し上げましたが、安全・安心なまちづくりを進めて、みんなで子どもを守っていただければいいなというふうに思っています。
橋場議員	ひとりでも危ないかといえば、危なくないかもしれない、複数でいれば安全かといえば、そうでないかもしれない、本当にこれは難しいことだと思います。地域の皆さんとの本当にそれぞれの関連の中で協力して子どもたちを守り育てていかなければいけないと思いますので、どうかその辺のところをしっかりと、本当に幾重にも安全対策しても邪魔にはならない、無駄にはならないと思いますので、これでもか、これでもかというくらいの気持ちでやっていただけたらなあと思います。以上で終わります。
議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。
休 憩	午前11時51分
再 開	午後 1時30分
議 長	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。9番 坂本紀子議員。

9 番

坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。今回は高齢者の問題と、もう一つは「地域おこし協力隊の現状と課題」ということで2点について一般質問を通告しております。まず最初に1の「高齢者等の生活実態を把握し、それに伴った政策はできているか。」ということですが、なぜこのような質問をするのかと申しますと、ここ数年で地域の中の高齢化は着実に進んでいると私は感じております。私の住む家は、七久保駅から歩いて3分の昭和通りに面したところにあります。私の家を中心に歩いて8分ぐらい、東西南北に64軒の家がありますが、そのうち、この1－1の質問に当てはまらない若者家族あるいは多人数の家族は14軒しかありませんでした。これは全体の21%に当たります。歩いて8分とは、60歳の私が普通に歩いて余り遠いと感じない距離で調べた結果なのです。そして、これは車を使わないで生活の中で負担を感じずに歩ける距離だと感じております。

それでは1－1であります。65歳から75歳未満のひとり暮らし、75歳以上の1人そして2人暮らし、85歳以上の1人そして2人暮らし、ひとり親家族、子どもが50代もしくは60代の2人暮らし、障害者のいる少人数世帯、介護度4～5の高齢者を自宅で見ている少人数世帯、生活保護世帯など、町内に点在する高齢者や生活困窮世帯の現状を把握しているか、また、こういった世帯がそれぞれ自治会にどのように点在しているのか地図上に落として可視化したことはあるか、お答えいただきたいと思います。

町 長

坂本議員にお答えいたします。当町におきまして御質問いただきました世帯、幾つかの区分がございましたけれども、これらについて現状把握がすべてできているわけではございません。御質問の世帯が存在している認識は、必要に応じた訪問、相談、支援などは実施しております。担当課が実施しております。該当の世帯のうち介護保険や障害福祉サービス、生活保護を受けている場合は、町とのつながりはありますけれども、それ以外の世帯につきましては民生委員の戸別訪問などによる実態把握をさせていただいているのが現状でございます。地図上の可視化については、65歳以上ひとり暮らし高齢者分を内部用に試験的に実施した経過はございました。今後、定期更新に向けて準備してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

坂本議員

では、数値としては、この部分は余りはっきり明確には出ていないということでしょうか。

健康福祉課長

数値といたしましては、実態把握のものです。それぞれ、ですから65歳以上のひとり暮らしは357世帯を把握しております。台帳ありが260、あとのものは越百園も含みましてないという状況でございます。それから、65歳～75歳未満のひとり暮らしですけれども、こちらのほうは台帳がありまして、ひとり暮らしの高齢者台帳の更新による把握でございます。情報の入手は平成26年の台帳整備、それから内容更新、この中には台帳の提出の拒否の方もいらっしゃいます。75歳以上のひとり暮らしの方は一番の近似値で228世帯で、75歳以上のみは151世帯でございます。85歳以上のひとり暮らし、2人暮らし、介護度4・5の高齢者を自宅で見ている少人数世帯、ひとり親世帯にいたしましては、定義がなかなか難しゅうございますので、こちらのほうは定義がはっきりすれば出せる数もあるかと思いますが、こちらは、この数字はないところでございます。それから、障害者

	のいる少人数世帯についても、こちらも定義が、ちょっと少人数世帯という定義等がはっきりしませんので、こちらも世帯数の把握は申すことができません。生活保護世帯につきましては現状値が16世帯で19人ということになっています。こちらは、制度利用によって台帳化をしまして、ケースワーカー、県の担当者、町の担当者によるものでございます。生活保護の方々については、状況は常に確認と把握をしている状況です。
坂本議員	ただいまのお話だと、数字的には私が感じているよりかも把握していることができていくという感じではありますけれども、この可視化するっていう行為なんですけれども、これは、ただ単に地図上に落とすだけではなくってですね、総合的な福祉全体の政策的なことに非常に可視化するとそれが有効に使えるというふうに非常に私は思うわけで、それは循環バスとか介護タクシーの、要するに、そういう問題においてもそうですし、民生委員、今お話がありました民生委員の方たちにそういう見ていただいているという現状もありますけれども、災害においてどこに早急にこちらサイドから出向いていくかという、そういう部分にも使うことができますので、ぜひですね、お金のかかる問題ではありませんが、ただ時間と、私は、この質問では細かい形で言いましたけれども、それが、あのですね、もう少し大まかな形でもいいので、それを地図上、全町内の地図上に落としたほうが、今後の福祉、それから防災関係においても非常に有効な手段だと思っておりますので、その点、もう一度お答えをいただきたいと思います。
健康福祉課長	こちらで実験的に、内部的に試験的に実施しましたところ、やはりわかりやすいということはわかっておりますので、こちらのほうは整備に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っています。あと、災害のほうとの結びつきでございますが、こちらのほうも検討事項ということで考えております。
坂本議員	1－2であります。毎年更新される安否確認カードは、災害どきの活用だけでなく、その世帯の現状がよくわかる内容であります。住民の生活を知り福祉の手立てにする上でもっと活用すべきではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。
健康福祉課長	議員のお尋ねの安否確認カードでございますけれども、こちらは七久保の地区が独自で、災害に備えて自治会単位で情報を収集しているものと聞いております。大変前向きな取り組みであるところでごしまして、地域の情報収集というところではとても有用でございますが、全町的に実施しているものではないため、町の福祉分野への活用については、なかなか活用が難しいところでございます。地区単位でこのカードの活用について御検討いただければと思います。
坂本議員	私も、この質問を書きましたけれども、もう当然と4区が同じような状況でいるかと思いましたが、七久保区の発案のもとで行われているということでございましたが、ほかの区にもね、ぜひ働きかけをして、これは毎年更新されて、逆にいえば支え合いマップが毎年できていないより、はるかにね、効率的なものであります。それは、そこの御家庭の一年間の状況がすぐわかるわけで、安否確認っていうことで災害に使っておりますけれども、これが全町できれば、先ほど申しましたマップづくりにも非常に、内部資料としては具体的な資料となるとと思いますので、ぜひ区に働きかけをしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

総務課長 私の方でもですね、このカードをちょっと内容を確認させていただきましたけれども、世帯の名寄せというような形で、具体的にその世帯の状況がわかるというものではないように感じました。御家族に身体に障害をお持ちの方がいらっしゃるすとか、それから御高齢の方とか、そういった部分でのちょっと内容を記載するような欄がございませんで、本当に生年月日、勤務先、緊急連絡先等という形のカードでございまして、こういったものの、ちょっと防災面ではですね、すぐに使える内容ではないかなあというふうに感じておるところでございます。災害発生時に、その発生の状況を把握して報告した、確認した、報告したという部分では整理ができる部分もございますけれども、災害発生時におけるそういった支援の体制を組むようなカードではちょっとないのかなあというふうに思っております。町のほうでも毎年ですね、防災訓練やっております、その段階で、要配慮者台帳というものをそれぞれ各自治会長さんのほうにも、町のほうから、ちょっとこういった様式を使ったらどうかということで提案をさせていただいております。隣組単位に要配慮者の氏名ですとか特記事項、また昼間と、あと夜間救出のですね、支援、誰が責任を持って支援するかといった形で一覧表になってございまして、それを隣組、また自治会のほうで持っていただくような形になってございまして、こちらのほうを私どもとしては進めたいかなあと思っております。

坂本議員 ええとですね、新田においてはですね、家族名と年齢を書きまして、現実、私は組長をことしやっておりますので、書いていただいて、変更があれば、例えば大学に行っていないとなれば、その名前が消されて家族の人数と性別までわかるような形になっておりますが、ひょっとしたら、これは各自治会で内容の記載の状況が少し違うのかもしれませんが、とりあえずですね、やっていることはいいことをやっているの、それを実際として有効に使えるようなね、形を全町的に持っていくようなことをやっていただければと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

総務課長 それぞれですね、こういった自治会ですね、状況に応じてそれぞれカードをつくられておると思います。やはり、先ほど申し上げましたけれども、私どもとしては、この要配慮者台帳と、あと各自治会で整備をお願いしております地域支え合いマップと連動しながらですね、進めたいと思っております、改めて、ちょっと名簿のほうをですね、広げるという形でなくて、充実する形は考えてございますけれども、この安否確認カードをもとに見直すということは、ちょっとしばらく検討、研究させていただきたいと思っております。

坂本議員 わかりました。では検討ということで。それでですね、支え合いマップのことなんですけれども、支え合いマップも各自治会に全部つくるようにはなっておりますが、その更新しているかどうかという状態は非常によくはない状態、これは一般質問でも出ておりますが、毎年更新はできていないところもあったようで、そちらのほうが多かったという、そういうことだったと思うんですけれども、先日の社協の理事会においてはですね、民生委員の方もいらっしまして「支え合いマップの更新は毎年やっていくように私たちも努力する。」と言っておりましたので、そういう点では、支え合いマップも更新がきちっとできるような形で充実したものになっていくので、ぜひ取り組みとしてはクロスするような形で今後進んでいってほしいと思います。

そしたら1－3に行きます。先ほどの1－1でお尋ねした方たちなんですけれども、それはすべて自治会に加入しているというわけではございません。また、車を持っていなかったり、免許証を返納してしまったおうちもあると思われます。町の福祉の政策や動きがよくわかるのは広報誌であります。対象者には必ず、そういう少人数というか、大変な、自治会に入っていない方たちもですね、そういった対象者の方たちは必ず配布するよう求めていると思いますけれども、現状は、今、広報誌の状況はどうなっていますでしょうか。

総務課長

広報誌の配布につきましては、毎月自治会を通じまして住民の皆さんへお届けをしておりますが、自治会へ加入されていない世帯につきましては、現在直接配布は行っておりません。自治会未加入では、広報が必要な方への対応といたしまして、役場庁舎を初めまして公共施設、それから公民館、道の駅、町内のコンビニエンスストア等、住民の皆さんが寄りつきやすい所へですね、置き置き用といたしまして毎月300～400部を置いております。そういった形で御利用いただいておりますところでございます、月に大体200部ぐらいはけているというような状況でございます。また、ホームページにも広報誌を掲載しております、そういった部分で、また見ていただくような体制もつくっております。議員御提案の世帯ばかりではなくてですね、自治会の未加入の世帯への実態を把握しながら、町の広報誌を必要としている世帯へは、その配付につきまして研究をしてみたいというふうに思っております。

坂本議員

ええとですね、なぜ、その広報誌、町が責任を持って全戸配布するということは、当町じゃなくて、ほかの村とかは郵送までしていると、例えば職員が、担当職員がですね、その自治会の担当職員が配ったりしているとかいう、そういうところもあるわけで、そこに置いてあるから持ちに来いっていうのは、そこまで歩いて行かれる能力があるか、車を持っている能力があるか、そういうことに限られた方たちは必要なのでいくということだと思うんですが、先ほどから言っています方たちというのは、高齢者であり、ちょっと車がない人もいらっしゃるとか、歩いて行けないとかっていうおうちもあるわけで、特にですね、民生委員の方たちが回っていらっしゃるようなお宅には必ず行っているかどうかという確認とともにですね、そういうところには必ず届けるような形でチェックしていただきたいと思いますが、その点どうでしょうか。

総務課長

先ほど申し上げましたように、こういった該当世帯ばかりではなくてですね、全未加入の世帯につきまして、やっぱり状況を把握しながらですね、必要な世帯にはお配りするような方法を研究してみたいというふうに思っております。

坂本議員

では、広報誌はなるべく町の責任で渡るようにしていただきたいと思います。

1－4であります。ここでは、自治会の経費の内容について、税外負担を減らす取り組みを町が早急に自治会に提案したらどうかということになっておりますが、以前ですね、自治会に町はどうかかわるかの一般質問を私が平成29年3月議会にやっております。それから一年たっておりますが、そのとき町長答弁としては新ルールを考えるとときかというお答えをいただいております。先ほどの高齢者世帯とか少人数高齢者世帯っていうのは、本人がね、行事とか、それから花火も見に行かれないとか、そういった状況であつてもです

ね、自治会に入っているというだけで、そういうさまざまな費用を払っていただいているところもあります。逆に、もうそれ以上払えないから、もうこの部分はカットして「申しわけないけど払えない。」というふうに言われるおうちもあります。その自治会内の事業だけでなく、区会の事業もありますし、それから神社の問題もあります。自治会という組織を使いまして、それらのことをみんな代理で、全部お金も回って、頂いているわけですが、新加入された方、町外とかから来た方は、せめてね、そういう飲食関係は、誰かが、そこの自治会に入っていて、当番になれば必ず、その委員とか、各責任を持ってやる部署にはあるのだから、そういう部分で慰労会みたいなものは削減するようにしてほしいという訴えをいただいておりますが、これは自治会の経費の使い方っていうか、そういう問題なので町が介入するべきじゃないっていうふうなお答えは十分わかりますが、例えばですね、新田はですね、高齢者に優しい自治会になりたいということで平成 27 年から 3 年かけて自治会の会則検討委員会というのをつくりました。見直しを進めてまいりまして、今年度、30 年度に入りまして、また新しい役員が選出されましたけれども、今年度、30 年から見直されたことが 3 つありますね。毎月集めていた道路費 600 円というのは、既に預金があるので、もうそれは集めないことにしました。それから、75 歳以上のひとり暮らしや 80 歳以上の 2 人暮らしの方は自治会費を 250 円といたしました。それで、一般の方たちの加入者が前年度は 600 円だったのも減額して 500 円にして、それで、その半分ということで 250 円とした経過があります。これらの新田の自治会の会則検討委員会の今後の検討内容というのは、隣組というものがあるわけですが、後から入ってきた場合に隣組が離れた同士で隣組になっているところもあるので組の編成をどうしていくかという再編の問題とか、あと高齢者の労働力の軽減、出不足金とかを頂きますけど、そういうのもなしにして労働力の軽減とかも検討の内容に入っております。それから、自治会加入金なしを含む加入金の見直し、また自治会に委託され、集金している宗教的また寄附的なお金の扱いについては、払いたくない人は払わないでよいということを会則に盛り込むかどうかということも入っております。また、氏子組織と自治会とを切り離すべきかという問題もあります。それからまた委任状の扱いとか役員の削減に関する問題も入っております。これをこれからまた 30 年、今後検討していくわけですが、もう一つはですね、昨年は七久保の各自治会長の署名、捺印入りで区会の区費の軽減を区会に陳情しております。それから、もう一つ、区会と地域づくり委員会を別にせず一つの組織としてほしいという、それもその陳情書に入っておりますが、そういった内容も七久保の中では起こっております。そういう部分でですね、自治会の改革ということを突破口として新田がやっ払いこうとしているわけですが、こういったことをですね、各自治会任せに置かずにはですね、町としても今後の高齢化を見据えた中で、ともにですね、その自治会の問題は切っては切り離せない問題なので、町もですね、それにかかわっていくべきだと思うんですが、そういう点はいかがでしょう。

町 長

自治会の運営につきましては、議員御存じのとおり各自治会において行われているところでございます。議員の指摘の主要な部分は十分理解できるところでございます。各自治会において毎年事業計画や予算を検討される中で御検討いただくことが重要かと思ってお

ります。なお、現在想定されておる人口減少問題や少子高齢化などを踏まえ、自治組織のあり方につきまして4月に開催されました区長・自治会長会の中で御検討を始めていただくよう町からもお願いをさせていただきました。町としましては、区、自治会の皆様の検討の一助となるよう、他市町村の事例等の情報収集や資料提供などをして支援してまいりたいと思っております。特に喫緊では、あと7年たつと2025年、2025年問題というのが浮上してまいります。これは、一大勢力であります団塊の世代がすべて75歳以上に突入すると、こういう2025年の認識でございます。そういった中で、自治会自体の存続も危ぶまれるような部分もありますし、また組織が、まずは人数が少なくなって維持できないという問題もあります。そういったことを今から机上に乗せて、常に話題に乗せて話し合っていこうと、話し合っていっていただきたいと、こういうお願いを自治会長会の中で話をさせていただきました。先に行われました四区合同協議会の場面でも、区としてですね、そういった組織の維持について、改革についても常に念頭に入れた中でお話し合いをしていただきたいというお話をさせていただきました。また、到来します高齢化社会の中での総合事業の対応につきまして、お年寄りが元気で朗らかに生きていく社会ということが非常に介護保険の減少にもつながりますし、国民健康保険の減少にもつながるわけでございます。そういったのは、やっぱし、この地域ごとにですね、お年寄りが集まってわいわいと話し合える、そういった環境が非常に体にいい影響を与えるというお話を聞いております。これが老化せずに元気でいられるっていうデータも出ておるわけでございます。そういうような雰囲気をつくるにつきましても、これからの自治会とか区会というのは、そういった部分で大きな働きがあろうかと思えます。そういった中で、区会のメンバーあるいは自治会のメンバー同士が、それぞれそういった部分をしっかりとお話をし合っていくことが大事でありますし、また飯島町としてもしっかりと応援していきたいと、このように思っておるところでございます。

坂本議員

今町長のお話を聞きまして、さまざまな場面で提案をされているということで、一年前に言いましたけれども、それが現実としてやっていらっしゃることなので、非常にいいことだと思いますので、あとは改革、話し合って簡単に進むところでもないの、実際、そういった新田みたいにね、会則検討委員会みたいなのをつくって、やっぱり本当に加入している人たちがどうしていくかっていう、それが現実的な問題だと思うんですね。役員の人たちがどうするかっていうこともそうだけれども、各自治会において今後どうしていくか、自治会の加入している戸数の少ないところは、もう死活問題になってきている、現在でもそういう話は聞いておりますので、改革が徐々に、時間はかかるとは思いますが、進むように町も手助けしていただきたいと思えます。

次の1-5に行きたいと思えます。1-1で挙げました世帯にとりましては、交通手段のない方が多く、福祉関係とか生活にかかわることなんですけれども、相談は待っているのではなくて、1年に1度は戸別に訪問し、生活実態を見ながら安全・安心の暮らしができていくのかということを総合的に判断するよう求めたいと思えます。これはですね、2人暮らしであった連れ合いが亡くなり、ひとりになり数年たったうちにですね、認知症が進んで家中がごみ屋敷化してしまったおうちとかですね、ひとりで、すごくしっかり者で

はありますが掃除が苦手で、何年かたってお掃除ができていなくて大変なおうちにひとりで住んでいらっしゃるおうちとか、こういうケースがございます。どちらもですね、民生委員とか近所の方の通報によって健康福祉課につないだケースがありますけれども、とにかく役場の中にいて、座っていて人数把握だけではわからないということは、やっぱり現場に行って、それぞれのお宅を伺わないとわからないことが非常にあると思うわけです。なのでですね、待っているのではなく、ぜひ、こういう少人数の家族、また生活困窮世帯を訪れていただきまして、現状をですね、見て、そして話して対策を考えるということが必要だと思いますが、現在はどうなっていますでしょうか。

健康福祉課長

独居の高齢者の方々や高齢者の方のみの世帯などを初めまして、地域の中で継続的な見守りが必要と思われる世帯につきましては、現状では民生委員さんが月に1回～数回は訪問して様子をうかがってくれています。そのような状況から、先ほどの御質問にもありましたごみ屋敷としてしまったおうち等につきましては、相談をいただき、対応したという経過になっていると思います。また、既にホームヘルパーを利用している際につきましては、ヘルパーさんに訪問していただいていることで、そこからの実態把握ができる部分もあります。民生委員さんの啓発活動の一つに「お元気ですか」という広報誌を配るという取り組みがあります。そちらのほうは、毎月、生活支援広報部会の皆さんが作成して、その広報誌を持って訪問して、1軒1軒お伺いしているというような状況もあります。御質問の役場、町の職員等が1軒1軒訪問してということなんですけれども、現在のところは、相談があつたりとか、ちょっとどうなっているのかなってところの情報があつたときに対応させていただくということが主になっております。ひとり暮らし老人の方々につきましては1軒1軒訪問していたときもありますけれども、現状といたしましては、すべてのところをカバーしているという状況ではないところでございます。今後も課題といたしまして検討していきたいと思いますが、こちらのほうにつきましては、町だけではなくて、ボランティア等のことを検討していくということも今後は必要ではないかというふうに考えているところです。

坂本議員

現状はわかりました。町の職員がすべてを見るということはなかなか難しいとは思いますが、今のように民生委員の方、それからヘルパーさんを利用している方の中で情報があつたところに行くということだとは思いますが、もう少し手広くというか、考えていただいて、先ほど町長が言いました2025年の75歳以上が増えるということもあつたりして、それも念頭に入れた中での今後のどういうふうやっていくかという政策的な問題だと思いますけれども、そういうところをこれからつくっていくと、ちょっと間に合わないというふうに思いますけれども、そういう点は、今はいろんなジャンルでやっているわけです。それをもう少し複合的に考えていくという、そういうことをしていけないといけないうるわけですから、その点は今後どういうふう考えて動いていこうと思っていきたいと思いますか。

健康福祉課長

複合的に考えていくということは非常に重要だというふうに思っております。町における介護人材とか、あと、その助け合う方々の担い手の育成ということは課題でありまして、こちらのほう、総合事業も含めまして受託及び地域の社会資源を使った事業展開をすると

いうことになっておりまして、費用をかけずに地域の力、地域の人材で、介護予防とか、そのごみ屋敷がつくれないようになっていくことをしていくことは、国策でも取り上げられているところです。飯島町では、これらを支える人材であるボランティア育成とか、そのボランティアセンターみたいなところの整備がなかなか今進んでいないところが現実でありまして、こちらにつきましては、今後どういうふうに入材の仕組みをつくっていくとか、ボランティア登録を運営する、そういうセンターをどうしていくかということのを再構築する必要があるというふうに課題として思っております。これには、育成・登録・依頼・仕事の割り振りなどの仕組みを町で統一いたしまして、有償。無償の組み合わせとか、さまざまな派遣メニューの多様化・体系化をしたりとか、さまざまなことを一つ一つ積み上げていくということが必要だというふうに思っています。とにかく、2045年には飯島町は推計でいきますと2人に1人近くが65歳以上になるようなデータもありますので、こちらのほうを今から取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところです。

坂本議員

今ボランティアという形でできましたけれども、あとはですね、地域力というか、向こう3軒両隣が仲よくというわけじゃないんですけれども、何となく気を遣いながら見ていくという、核家族になってちょっと失われてしまったところもありますが、それをやっぱり今後は復活させていって、隣近所なので大体顔も知っているし家族状況もわかるという中で、お互いさままみみたいな形でできるようなことがもう一度復活してこないと、なかなか遠いところの方たちまでね、見るということは難しいと思うので、やはりそういう部分にも力を入れて、今後の高齢化の中で地域力っていうを高めていくような政策を考えていただきたいと思います。

次にですね、「地域おこし協力隊の現状と課題」について御質問したいと思います。2-1ですけれども、現在どの課の何の分野に何人が配属されているのでしょうか。その点をお答えいただきたいと思います。

副町長

2番目として地域おこし協力隊の現状と課題という御質問でございます。町長の考えます田舎暮らし日本一へのチャレンジでございますけれども、これは人を呼び込むということで、交流人口を増やしたり、あるいは定住人口を増やしたりということがありますけれども、もう一つとして関係人口を増やすというのがあります。これは、地域にかかわりしろを持っていただいて、定期的に飯島へ足を運んだりしていただいて町のいろいろな施策にかかわっていただくという方ですが、地域おこし協力隊は、このうちの、関係の人口のうちのこちらに住んでいただいて町とのかかわりを持っていただき活動していただくというのが地域おこし協力隊だと思います。長期的には定住をしていただいて町に住んでいただくということでございます。現在までに20名近くの方に飯島町に協力していただいているわけですが、現在は13名であります。所属課と活動テーマ別では、産業振興課に5人、このうち農業・農村活性化に3人、道の駅田切の里運営に2人でございます。地域創造課には7人でございます。街中活性化と飯島町営業部にそれぞれ3人ずつ、出会いサポートデスクに1人です。最後に健康福祉課の健康づくり運動として1人が活動をしているところであります。

坂本議員 ええとですね、産振に5人ということで、あと健康福祉課のほうにもいましたね。

今までですね、2－2になりますが、今まで任期満了まで続かなかった隊員がいますけれども、その原因を究明し、それが現在に生かされているのかということの質問です。以前よりですね、最初のころより勤務時間の中での自由度は高くなってきていると思いますけれども、今おっしゃったそれぞれの担当の課長、係長との対応はうまくいっているのかということをお尋ねしていきたいと思います。それは、仕事の内容は、やはりその担当の課の課長か、もしくは係長が対応していると思いますので、その点はどうなんでしょうか。

副 町 長 隊員の活動期間中におきましては、任期後の生活においてもさまざまな課題について話し合いを行いまして、本人の意思を十分に尊重しながら、それぞれに支援を行ってきたところであります。これは、それぞれ所属する課の課長、係長、それから課員の皆さんが対応を行ってまいりました。

坂本議員 それは、どの程度、どんな、具体的に1カ月に何回とか、どういうふうな感じになっているのでしょうか。実際、話のとっている時間の内容は。

副 町 長 以前は企画政策課が地域おこし協力隊については担当しておりまして、現在は地域創造課になっておりますけれども、そちらの所管する課で月に1回それぞれ対応しております。それから、各配属されます各課におきましては、それぞれ課題が発生したとき、それからまた状況を見ながらそれぞれが相談に乗っているというのが現状であります。

坂本議員 ええとですね、1カ月に1度会議があるということですがけれども、また、隊員の中には、その日常的なことだけでなく、仕事の話とかで、課にかかわることだけでなく、将来のこととかで相談するっていう時間を、何か対応の相談者っていうのがいるということを聞いたんですけど、この相談者っていうのは元協力隊員だということを聞いたんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。相談に、その1カ月に1回の会議は、全員がそろって1カ月に、地域おこし協力隊がそろって、そこでそれぞれ自分の担当する課のことで、おこし協力隊員だけでやるのか、そうじゃなく担当課長も入って相談するのか、そういう中身はどうなっているのでしょうか。

副 町 長 月1回行うものにつきましては、所管する地域創造課が中心となっていて行っているものであります。それから、先ほど今までの経験されたOBの方の話もありましたけれども、常にですね、OBの方は協力隊員と連携を持ちながら相談業務というか、日常的に相談に乗っていることがあります。自分のほうにも相談が来たりしますけれども、今までの経験に基づいて相談に乗りながら、今後の対応ですとか、あるいは日常的な悩み事について相談に乗っていただいているところであります。

坂本議員 協力隊員の方たちは町長と話す機会はあるんですか。1回だけっていう、入ったときにあっただけということはないと思いますけれども、定期的な町長との対談はどうなっているのでしょうか。

副 町 長 定期的には持っておりませんが、課題別に応じてそれぞれ隊員と懇談を持っております。

坂本議員 わかりました。やめていった方の原因っていうのは何だっていうところはお答えいただいていたんですけど、話し合いはそれなりにされているということがわかりまし

たので、そういう中で、飯島町に来たくて来た方と、たまたま仕事上、マッチングして飯島町だったという方もいらっしゃるかと思います。隊員の方たちがですね、うまく飯島に定着して根づくような方向での相談とか、仕事の相談なんかもいい方向に行かれるようにしていただければと思います。

その中でですね、2-3に行きますが、隊員が新しい企画や制作を提案しても予算がないと言われ、実現化されず意欲を失う隊員もいると聞いております。前期の質問では、身分は嘱託職員であり、給与を住居費で月額20万円以内という、そのほか年200万円弱の活動費とありました。そうすると約、月にすると16万6,000円ぐらいになりますが、これは本人がすべて自由に使えるわけなんでしょうか。それから、国から上限400万円の経費が交付されているが、これが町の運営に活用されているっていう場合もあるのではないかと私は見ておりますけれども、そういう部分では、実際、お金の部分では、その隊員の方たちの自由度というのはどの程度なんでしょうか。その点はいかがですか。

副 町 長

予算につきましては、採用する前はですね、こちらで予算を立てますので、隊員の皆さんの意に沿った予算ということにはならないということで、2年目以降は、そういった隊員の皆さんと十分に協議しながら、隊員の皆さんの意に沿った予算編成を行っているところであります。特に新しい企画ですとか、また政策への対応ということで、予算の範囲でありますけれども、予算を組み立てながら対応しております。また、その予算外でもですね、他の事業と連携できるものは十分に連携していただくということで、例えば生涯学習係でやっていますような生涯学習のいろいろな講座等々とも協力隊員は協力しながら連携して、そちらの予算も使いながら一緒にやっているという例もありまして、各協力隊員の予算の中で十分に対応できている状況かと思います。

坂本議員

そうしましたら、ええとですね、今の現在の協力隊員の方たちの部分では、12名、13名と言いましたっけ、一応皆さん満足して働いているという自信はありますか。

副 町 長

大変に難しい質問ですけれども、志を持って来て、飯島に来ていただいております。その志が十分に達成できるような支援は町としてもやっているところであります。それに十分に応えているかというところですけども、そうでない方もいらっしゃいましたし、また途中で意に反してやめられた方もいらっしゃいました。そういった点は非常に反省すべき点もあると思います。今後、隊員の皆さんのいろいろなお考えに十分に添えるような対応をしてまいりたいと考えております。

坂本議員

次に2-4に行きます。前回の質問では定住後のバックアップも町は協力するとの答弁だったんですけども、元隊員の中には非協力的だという——元隊員の中には非協力的だと感じている方もいらっしゃるようです。県内ではですね、小谷村など、終了後も積極的に活用し、つまりお金を払って町が活用してですね、その町に定住して、次の協力隊員もまた呼び込むというような、そういう市町村もあります。長期展望による協力隊員の活用を求めますが、つまり町が仕事をお金を払ってするという、そういう部分ですけども、その点は今後どのように考えていらっしゃいますか。

副 町 長

隊員の皆さんのそれぞれのお考えもあると思いますので、それぞれのお考えに沿いながら十分に支援ができるように態勢を整えていきたいと思っています。また、先ほど申し上げま

	したように、隊員の皆さんのOB、OGの皆さんもいらっしゃいますので、そういった皆さんと協力しながら隊員の皆さんの相談やいろいろな悩み事に応えながら対応してまいりたいと思います。
坂本議員	それでは終わります。
議 長 6 番 浜田議員	6 番 浜田稔議員。 それでは通告順に質問をしていきたいと思います。 まず1の第1番目の質問は「町の公文書管理の現状を問う」という内容です。公文書の隠蔽、改ざんの話題が尽きないきょうこのごろでありますけれども、別にその便除しての質問というわけではありません。一つは、飯島町の情報公開度っていうのは、他の市町村に比べてもですね、極めて高いというふうに私思っております、この点では心配ないのかなというふうに思います。また、文書規程についても拝見させていただきましたけれども、制定されて16年間に14回改定されているということですね、非常に生きた規程として使われているのかなという印象を受けました。ただですね、町的意思決定の経過を振り返ることができるのかという点についてはですね、実は多少の懸念を感じております。例えば失敗事例から学ぶような仕組みがあるかっていうふうなことですね。最近の例では三鷹のマルシェ、それから昨年議会との間でいろいろ問答がありましたグランピング事業等ですね、それぞれのその時点その時点での意思決定がどう行われて、また、その結果がどのように反映されてきたのかというあたりがですね、ちゃんと記録に残されているのかということが私としては気になるところであります。それから、3月議会では、飯島町駅の100周年についてですね、総括質疑の中で議会は議会なりの意見を申し上げたところでありますけれども、それがその後どんなふうに検討されるのかということも気になるところであります。そういった意味ですね、文書規程自身はよく整備されたものだと思いますけれども、その中で意思決定にかかわるプロセスがきちんと記録されているかということについてのみにお尋ねしたいと思います。
町 長	浜田議員にお答えいたします。町的意思決定にかかわる文書を初め町の公文書の管理につきましては、飯島町文書規程で必要な事項を定め、保管をしているところでございます。御質問にありました具体的な状況等につきましては担当課長から説明させます。
総務課長	それでは、意思決定経過にかかわり文書等につきましては関係のほうをちょっと御説明させていただきます。意思決定経過にかかわります文書は、主に起案文書、伺い文書でありまして、あと、それにつきましては所定の書式を使用いたしまして、判断に必要な事項等を記載の上、決裁権を持つ者の決裁を受けることとされております。また、意思決定の経過を記録する処理文書といたしましては、会議報告書、出張復命書を初めまして、口頭また電話等によります通知照会等で重要なものにつきましては、口頭・電話受理報告書を作成して報告することとしてございます。また、それぞれの案件につきましては、それぞれの案件ごとの簿冊につづり込んでおりまして、一連のものとして流れが追えるような形になっておりますが、それにつきましてはそれぞれの所管課のほうで管理をしておるとい

	う形でございます。それから、あと意思決定につきましては、庁議等、またそういった部分での町の方向性を設ける機会等も、会議もございまして、その部分でも所管のほうで記録として残しておるという形でもございまして、追えるものとなっております。
浜田議員	文書規程自身はですね、図書の十進分類のような形になっていて、多分その事務事業を行う場合の規程は確か保存期限5年、それから、その実行に関しては2年でしたっけ。ただ、それ非常に平面的な分類なんですよ。特に所管課で管理するっていうことになるんですよ、例えば複数の課がまたがったような場合についてはですね、トレーサビリティっていいですか、追跡がそれほど容易ではないのかなあというふうに思っています、これは時系列をもっとたどれるような保管方法があるべきではないかと思うんですけども、もう一回質問をまとめますとですね、複数の課にまたがる場合についての追跡のような仕組みがあるのかということとですね、それから、今お話いただいたのは、具体的には保管期限は何年になるんでしょう、この2点について伺います。
総務課長	複数の課にまたがるものでございますけれども、それぞれ所管課のほうでも記録として残してございますし、相手方、関係する所管につきましてそれぞれ書類として整備をされておるということでございますけれども、トータルとして押さえることができるかというのは、やはりつづりをですね、それぞれの課で保管しておりますつづりのほうをですね、集めてみないとちょっとわからない部分は若干は出てくるのかなあというふうには思っております。その部分、いつ必要になるかということもちょっとわかりませんので、その部分につきましては、それぞれ保存年数、また案件ごとのつづりという形ですね、管理をしておるという形でございます。また、文書の関係でございますけれども、町的意思決定経過にかかわります文書の関係で基本的な計画に関する重要な文書につきましては永年保存、また主な事務事業の施策に関する施策の方針ですとか計画に関するものにつきましては5年保存という形を一応定めてございます。ただ、文書の重要度ですとか利用度を勘案いたしまして、課長が永年保存とすべき文書につきましては別途定めることができるという形での管理を定めてございます。
浜田議員	それでは、先ほど具体的な事例を挙げましたが、一つは三鷹のマルシェの件ですね、これについては総括的な報告をするという話を以前、確か唐澤副町長から伺ったと思うんですけども、この作業が進んでいるのかということ、それがいつごろの予定なのかということ。それから、もう一つはですね、先ほど話した飯島駅100周年、これについては議会の意向をはっきり総括質疑で伝えてあると思います。それについて、その後どのような検討がなされるのか、それは、いずれ検討経過はいつごろ報告されるのか。この2点について伺います。
副町長	マルシェの件につきましては、以前、私がお答えを、答弁させていただきましたので、今回も答弁させていただきます。この件につきましては、まだ清算が途中でございまして、まちづくりセンターと協力しながら、最終的にまとめまして報告を申し上げたいと思います。
浜田議員	時期。
副町長	9月議会でお願います。

総務課長 100 周年の関係でございますけれども、御指摘いただきました。総務課、また新しくできました地域創造課、また 150 年の関係もございますので教育委員会を交えまして、それぞれ連携しながら、こういったイベント、事業が可能かという形で研究を始めてはおります。ただ、具体的には、それぞれ、まちの駅飯島の事業の関係、また J R 飯田線を使っての秘境の旅という計画で、それぞれ連絡調整をしながら準備を進めるという形でございます。

浜田議員 100 周年については議会の意向はかなり明確に伝わっていると思いますので、それに対する扱いも含めてですね、いずれはしっかりした経過についての報告はいただきたいと思います。ところで、今回わかったんですけれども、私は例規集を調べれば文書管理規程がわかると思っていた、これが非公開だったということがわかりましたので、これは答弁要りませんけれども、これはちゃんと例規集として公開いただくように求めてですね、次の質問に移りたいと思います。

2 つ目の質問は「上伊那広域連合の正副連合長会が県教委に具申した「上伊那地域における高校教育のあり方について」は職務を逸脱しているのではないか」かんでしまいそうな長い質問なんですけれども。しかも、その具申書がですね、議会に対して開示されなかった理由はというのが 1－1 の質問です。でも、これ余り知られていないかもしれないのでですね、簡単にいきさつをですね、私なりにまとめてみたいと思います。上伊那広域連合がですね、県教育委員会の求めに応じて具申書を提出したということであります。(資料揭示) これは正副連合長会名で 3 カ月前、3 月 15 日付に提出された書類だということでありまして、その中心的な内容はですね、上伊那の産業界が求める人材育成のために高校教育を進めるべき、これが中心的な内容だったというふうに新聞等でも伝えられています。この中には――正副連合長会というのは、上伊那 8 市町村長で構成されている組織でありまして、当然下平町長の名前もこの具申書の中にあります。この書類がですね、最近、伊那市議会で配付されたことで私も初めて知ったわけなんです、3 月 15 日といえど 3 月議会の真ただ中でですね、その後、全協もありましたし、幾らでも議会に対して報告する機会があったと思うんですけれども、まず、これをですね、議会に開示しなかった理由について町長にお尋ねしたいと思います。

町 長 具申書につきましては、社会から求められる人材を輩出するための高校教育のあり方について正副連合長会があくまで地域の事情として述べたものでございます。法的な根拠はございません。県の教育委員会を中心にこれから議論される学びの改革について、地域の有識者から聞き取りした内容を地域の事情としましてまとめたもので、議会の開示にまでは至っておりませんでした。まず、この高校教育の改革なんですけれども、平成 29 年～平成 40 年の間に高校生が 480 名減ると、そして 9 学級が減るんだと、こういうことでございます。当初、上伊那広域連合に来て、県教委の皆さんがこういう何十年以来の高校教育に挑むんだと、こういうお話をされていきました。そのときに私も意見を述べさせてもらったんですけれども、そんなに 70 年に及ぶ一度の改革であるなら、どこの学校を廃校にするとか、何学級減らすとかいう、そういう数合わせだけは、これはいけないんじゃないかなあと。今後、大きな時代、特に A I 社会を迎える中においてですね、当然、高校教育に期

待されるものも違うんじゃないかなと、いろいろあるんじゃないですかと、そういった多くの意見を聞く機会を持ってほしいと、こういうことでお話をまずさせていただきました。それで、この具申書に至ったわけなんですけれども、これは本当のこの地域の現状を県教育委員の方々に知っていただきたいということで、改めていろいろの方々にお話をし、いろいろの分野の方々から意見聴取をして、それを具申申し上げたということでございます。それがですね、長野県が学びの改革を、今知事が取り組んでいるんですけれども、こういった改革について、こういうところに注意してほしいと、こういった部分を見直してほしいという意見は、上伊那が一番最初でございました。ほかのところはまだ出てきておりません。そういったことでですね、県教委としてもですね、今後の進め方については大いに参考になったんじゃないかなというふうに思っております。実際、それをもとに協議会が先日設立されて、これからは公式的に万機公論をしていくのではないかなというふうに思うところでございます。大勢の知識者、大勢の関係者、学校関係者、業者、経済人、いろいろの方々の意見をここで吸い上げる機会ができてきて、それが正式な意向ということで正式に具申されるのではないかなというふうに思っております。今回ののは最初の最初の最初の入り口を具申申し上げたということで、この議会の皆様方に開示するというような内容、重要性はないかなというふうに判断しております。

浜田議員

そうですかと言うしかないわけなんですけれども、実際に私、これ議会中だったのですね、実は新聞記事に翌日に出ていました、信濃毎日新聞、5段抜きだったと思います。それが議会に報告するべきような中身でなかったという認識は、いかがなものかと私は思いますけれども、そういう認識だったということですね、次の2-2に移りたいと思います。

まず、法的な根拠はないとおっしゃいましたけれども、そもそも教育行政は上伊那広域連合の所管事務なんではないでしょうか。これ上伊那広域のですね、正副連合長の名前で出ています。上伊那広域連合の所管事務はですね、連合規約の4条に定められています。お手元に配付した資料のどこかにについているかもしれませんね。16項目ありましてですね、その中には「教育」の「き」の字も出てきません。もともと広域連合あるいは一部事務組合というのはですね、8市町村の上にそびえ立つ行政組織ではなくて、8市町村がそれぞれ一つの自治体では担えないような事務をですね、共同で処理する、そういうのが基本的には広域連合あるいは一部事務組合の性格だと思っています。そのために規約を設けてそれぞれの役割分担を決めている。例えばですね、13条、消防に関する事務というのがございますけれども、この中ではですね、「消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。」と、こんなふうに定義されているわけです。何が言いたいのかということですね、例えば教育委員会っていうのは各市町村に存在しているわけで、もしも上伊那広域連合が教育問題を取り扱うのであれば、一体どここの部分を分担するのかということが明確にならなければですね、二重の事務事業をやってしまうことになりますよね。ですので、例えば、この13条の消防に関する点では、消防団は除外するということをはっきり区分してですね、それぞれの事務事業が重複しないように、こういうことを丁寧に決めているわけです。だとすればですね、広域連合長は規定もされていない教育問題に口を出すべきではなかったと思いますけれども、どうお考えですか。

企画政策課長 教育行政自体は上伊那広域連合の具体的に掲げる所管事務ではございません。しかしながら、高校教育へのあり方への意見や提案など広域的な重要な課題であり、広域連合長が必要と認める事項につきましては上伊那広域連合の所管事務となってまいります。

浜田議員 いったいそれはどこに記されているんですか。

企画政策課長 先ほど町長も説明させていただきましたが、上伊那におけるこの少子化による高校生の激減、また、そのほかの課題としましては、この上伊那から外へ、中学生から高校へ入学するときに他地域へ多く行ってしまう、そんな実情、そういった上伊那の実情を踏まえている中で、首長方が重要な事柄だというふうに、もうこれは会議の中、外にかかわらず、もう議論してきたところでございます。この件につきましては、上伊那広域の事務局にも確認しましたが、本日、浜田議員さんより資料がお配りもされております。その中の広域連合の処理する事務、第4条の第16号になりますが、次に掲げる事項については、調査研究に関する事務についてはそれに当たると、そのオであります。「広域的な重要な課題」こういったもので連合長が必要と認めたものはその所掌事務に入ってくると、そういった内容でございます。

浜田議員 大変な解釈だと私思いますね。この16条を丁寧に読むとわかると思うんですけども、アイウエオという項目に分かれています。これはどういう配列になっているかというので、その前の1234っていうそれぞれの事務事業の中をくくってですね、その中の調査研究に関する事務というふうなくくりですね。つまり、それぞれは事務事業をやるんだけれども、それをさらにはみ出してですね、調査研究をやることもあるだろうということで、それをつけ加えたのがアイウエオという中身ですよ。この中に、もともとの大きな項目の中に入っていない教育をですね、こんなところの、しかも調査事務の中にですね、広域連合長の意思があるからといってつけ加えるような、そういった性格の文言ではないと思います。恐らくこれだったら、そういう解釈は飯島町の法規審査委員会通らないんじゃないですか。とんでもない私は解釈だというふうに思います。これは水かけ論になるかもしれないのでですね、それ以上は進めませんけれども、そんな解釈をしてしまうとですね、上伊那広域連合の事務事業はどんな範囲にも広げることができる、こういう解釈に私はなってしまう、これは読み違いだというふうに私は思います。

もう一つ、次の3に移ります。もし上伊那広域連合、要するに首長の集まりがですね、教育問題に口を出すんだとすればですね、それは教育委員会制度と両立する行為なのかということであります。文科省のホームページに教育委員会制度の概要というページがございます。お手元の資料にもありますけれども、まず教育委員会制度の意義っていうのが記されています。①が政治的中立性の確保、これは個人の精神的な価値の形成というのが教育の目的であるから一党一派に偏してはならない。それから2番目、継続性、安定性の確保、これも子どもの健全な成長、発展のためというのが教育の目的であるから、教育というのは、短期的な立場でですね、ころころ変えられるのではなくて、長期的、安定的に行われる必要があると、それから結果が出るまでに時間がかかって、その結果も把握しにくいという特性があるので、学校運営の方針変更などの改革、改善は漸進的、つまり緩やかに進められることが必要だと。それから③で地域住民の意向の反映、専門家のみが行うの

ではなくてですね、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要だと。もう一つの面ではですね、教育委員会制度の特性というのが書いてあります。ここが今の問題に直接絡むわけですけども、首長からの独立性、つまり教育委員会というのは、行政委員会の一つとしてですね、独立した機関を置いて教育行政を担当させることにより首長への権限を集中を防止し、中立的、専門的な行政運営を担保すると。これが教育委員会制度の基本だというふうに、特性だというふうに書いてあるわけです。今回、教育長をさておいてですよ、上伊那の8市町村、まさに分離されるべき首長の皆さんが真っ先に、教育の、しかも、その内容について口を出したと。一体これはですね、どういうことなのかということ私は大変疑問に思うわけでありまして。教育委員会を尊重しなかったんじゃないかというふうには私は思いますけども、町長はどのようにお考えですか。

町 長 教育委員会との役割分担につきましては、適切な範囲で行われたと考えております。各市町村の教育委員会も参画している上伊那教育7団体連絡協議会から各市町村宛てにいただいている平成29年度要望書の中においても「地域社会発展のため地域高校存続に尽力していただきたい。」こういった旨の要望もいただいておりますし、県の教育委員会からは上伊那広域連合広域連合長宛てに高校の将来像を地域でも考えてほしい趣旨の依頼もいただいております。高校教育のあり方については、単純に線引きをするというよりも、地域の実情を踏まえ一緒に考えていくことが望ましいと考えております。今回は、教育行政、決まった路線に手を丸々突っ込んで変革を求めたものではございません。今後変革が必要とされる、その地域の要望として政治行政が動くことは当然のことだと、このように考えております。

浜田議員 これについてはですね、当然、確か上伊那は教育長の協議会かなんかがあったと思うんですけども、こことのすり合わせは行ったのでしょうか。

教 育 長 上伊那の市町村教育委員会連絡協議会があります。ただ、その上伊那市町村教育委員会連絡協議会は、あくまでも連絡協議会で、こういった内容のことはほとんど対象となっておりませんので、特にこのことが市町村教育委員会連絡協議会の話題になったということではありません。

浜田議員 すり合わせも何にもないわけですよ。しかも教育委員会のほうは引いてしまったということなんじゃないかな。文科省が示している首長と教育委員会のあり方をですね、私は正面から踏みにじるような行為だったんじゃないかというふうに、私は思っております。そもそも上伊那広域連合が教育問題を論じるのであれば、私はやはり首長から独立した組織をつくるのが筋ではないかというふうに思います。お手元の資料、同じ先ほどの文科省の中にですね、教育委員会の設置状況という一覧表がございまして、お手元の資料の下の方にもあるかもしれませんが、教育委員会がどういう組織に置かれているかということで、市町村等について100%置かれる、こういう実情がずらっと並べてあってですね、その右のほうに一部事務組合、これは79団体ですね、それから広域連合2つ、これが教育委員会を持っています。つまり、まともにこの教育行政を考えればですよ、あくまでも教育というのは、その時々短期的な、あるいは中期的なですね、地域の行政から独立して、先ほどの文科省の資料にあるようにですね、学習機関を通じて一貫した方針のもと

で安定的に行われて、しかも、その改革は漸進的に行われるべきだと、この趣旨を尊重するためにあえて教育委員会を分離しているわけですから、その趣旨に沿ってですね、広域連合で取り扱うのであれば、教育委員会内に機能を限定した教育委員会を設けるべきであったというふうに私は思います。広域連合長が単独ですね、やるっていうのは、非常に乱暴なやり方じゃないかっていうふうに思いますけど、町長はどういうふうにお考えですか。

町 長 今回は、教育行政に手を突っ込んだものではございません。将来の高校のあり方という地域の希望を教育委員会に投げかけたものでございます。むしろ、こういった地域の意見が言えない状況こそおかしいのではないかなと、このように感じるところでございます。

浜田議員 もしそうだとすると、その地域の希望というのはどのように集められたのかという中身の問題に移るわけですが、確かに3回ですか、4回、意見聴取を求めているんですね、正副連合長は。その意見聴取をした対象はどういう方かということになるわけですが、産業団体4名、農業団体2名、教育関係者、これは多分澤井教育長だと思いますけど、あと福祉関係1名、学識経験者2名、行政1名、計11名で、しかも女性は1人、産業界は4人いてですよ、教育関係者が1人ですよ、女性1人ですよ、これが地域の意見を反映するやり方なのかどうなのかですね。町長、本当にこれで地域の意見っていうのは反映されるとお考えですか。

町 長 地域の意見を本格的に反映させるのは、これからの協議会を待つところによります。今回の具申書は、とりあえず地域の方々に御意見を聞いたということで、正式な教育に対する行政のお願いではございません。地域の考えをとりあえずまとめたものでございます。今、浜田議員のおっしゃられている、そのレベル、教育と政治の分離、そういった部分については今後展開される部分かなというふうに考えております。

浜田議員 これから議論とおっしゃいましたけれどもですね、この3月15日に配付された上伊那広域連合の書類に事務局の表書きがございましてですね、その中にはですね、こういう書き方がされていますね。「高校のあり方でなく、高校教育のあり方を聴取した。」と、つまり、もう教育の内容そのものに口を突っ込んだと言わんばかりのやり方だったというふうに私は思っています。しかも、この結論はですね、地域の産業に貢献する高校教育ということで、子どもたちにとってどうであるかという教育の主体がどこかに行ったような答申だったわけですね。まさに、教育関係者じゃないからこそ、こういう乱暴な具申書が出てきたのかなあというふうに思います。そこでですね、教育の基本に戻って、学校教育の目的っていうのは一体何か、それから、その主体は誰であるべきだっていう、この教育の基本について教育長の御意見を伺いたいと思います。

教 育 長 なかなか難しい質問ですが、教育のその主人公は子どもたちであると思います。主体は教員が担っているんだろうというふうに思っております。それは教育基本法等で示されているような独立性を持ったものでなくてはならないということは法的な問題であるというふうに思っています。

浜田議員 多分教育長のおっしゃることが一番基本的な教育に対する考え方だろうと私も思います。ところがですね、これから議論が始まるというのが町長の答弁でしたけれども、5月14

日付で高校の将来像を考える協議会というのが設置されました。ここには多くの問題が実は既に出発点から含まれていると思っています。まず第1番目、設置目的がですね、県の教育委員会に意見提案を行うことと、ただし、その意見提案は県の教育委員会が9月に策定する予定の高校改革実施方針に基づくこと、つまり、これから県が決めようとしている教育の方針に沿った目的ですね、検討を行うんだと、丸っきり初めから縛りをかけて検討しろと言っているに等しいような内容ですね。それからメンバーが18名、これは、先ほど町長は広く地域の声とおっしゃいましたけれども、全然広くなってですね、18名のうち5名は産業界、山浦さん初めですね、それから杉本市長、澤井教育長、それから地域振興局長、あとは医師会、JA1人、学校長2人、PTA2人、全然バランスが悪くありませんか、これが2番目の問題です。それから3番目はもっと深刻な中身ですね。既に大急ぎで結論を出すべくですね、5回の会合が予定されている。1回目は公開です。2回目は一部公開です。3回目は一部非公開です。4回目5回目は非公開です。一体教育の地域にかかわる議題を審議する会議がですね、なぜ非公開で行われなければいけないのか、知られて困ることは何なのか、この非公開の理由。この3点についてですね、私は問題を指摘しましたけれども、まず非公開の理由についてですね、こういう決定をしたことには何なのかについて町長の見解を伺いたいと思います。

町 長 これは、今ですね、質問のどこの部分にいつているのかを整理させていただきたいんですけれどもですね、2－5でよろしいでしょうかね。

浜田議員 はい。そうです。2－5で、失礼しました。

町 長 2－5の質問要旨をまずは確認させていただきます。「高校教育の将来像を描くには、住民の中で十分な討論を進めるのが先ではないか」という御質問にお応えしてまいりたいと思っております。高校教育の将来像について具体的に考える上伊那地域の高校の将来像を考える協議会が近々設置されて、もうおります。この協議会では、現状及び課題の共有、意見交換が行われるほか、グループヒアリングによる意見聴取、地域に出向いての懇談会も計画されております。これを機に、住民の皆さんもぜひ高校教育の将来像と一緒に考え、この討論に積極的に御参加いただければと考えておるところでございます。その会が非公開であるか公開であるかということは、私は詳細は存じておりませんが、今後多くの分野の方々に参画いただく予定で、期間も6カ月ほど延ばすというお話も聞いておるところでございます。そのぐらい慎重に取り運んでおるなというふうに感じておるところでございます。あと捕捉につきましては教育長がお話申し上げます。

教育長 正式についていうんですかね、詳細のその非公開の理由について、私も委員の一人ですがけれども把握しておりませんが、私の理解では、これ、具体的な多分校名まで出た議論になるのではないかと、そういったときに直接利害にかかわる部分も出てくるのではないかなあということで非公開にしたのではないかなというのは私の理解ですけれども、それはどこか文面にあるということではございません。

浜田議員 すみません。質問の順番を端折ってしまって申しわけなかったですけれども、しかし、今の教育長の御返事は甚だ腑に落ちないですね。メンバーで非公開等を決めたんじゃないんですか。そのときに、非公開にするなら、するなりですね、理由というのは決めたん

ではなかったんですか。それから、具体的な校名が出るからとおっしゃいましたが、これこそ、まさに逆ですね、そのことこそ住民の前ですね、議論すべき課題ではないかと私は思いますけれども、もう一度教育長の見解を伺いたいと思います。

教 育 長 成果物になるというときには、やはりパブリックコメントも必要ですし、多くの方ですかね、その委員以外の御意見も必要ですが、その煮詰めていく段階で、それぞれが誤った認識を持ってはいけないという面では、自由な議論をするときには一部非公開というのもあり得るかなというふうに思っております。

浜田議員 大変開かれた教育を目指しておられるんだなというふうに思いましたね。時期も半年延ばしたとおっしゃいますけれどもですね、そんなに短期に高校教育の方向を決めていいのかという気もいたします。実は昨年6月、ちょうど1年前のこの議会で私は教育長に教育問題をただしたことがございました。教育長の所管外ではあるけれども、卒業した中学生のその先のことを考えるとですね、高校再編の動きがあるんじゃないかということで見解を伺いました。そのときの教育長の答弁はですね、今1,800人の入学者がいるけれども、今の保育園の年長組が高校に入るところに1,400人になると。確かに、この上伊那の減少率は一番緩やかなんですね、県の中で。北信が一番激しいのかな。そういうことでですね、教育長のお答えはですね——先ほど町長もちょっとおっしゃいましたが、急速な変化ではなくてですね、あるいは数合わせ的な統合は避けるべきだと、そんなお答えでありました。であれば、なおさらのことですね、半年とか1年とかで急ぐのではなくて、十分な時間をかけて地域住民の意向の反映に努めるべきではないかというふうに考えます。先ほども言いましたが、その場合ですね、やはり中心になるべきは教育を担う教育長が組織の中心になるべきであってですね、行政の長であるべきではないんじゃないかと。先ほど言いました教育長の協議会があるのであれば、そこがむしろ積極的な受け皿になって意見の集約、住民意見の集約に努めるべきではないかと。それから、県教委の意向に縛られる必要もないんじゃないかと思います。先ほど町長が答申を出したのは上伊那だけだとおっしゃいましたが、ほかの広域連合はですね、もともと広域の所管事務じゃないからということで答えをしなかったという話も聞いております。上伊那だけが、言ってみればフライング的にですね、職務を越えてこういう動きをしたんじゃないかというふうに私には思えて仕方がないわけです。そして、産業界だけではなくてですね、小中学校の保護者、PTA、同窓会、こういった広い方々に働きかけて、あくまでも、先ほどの教育長のお答えにあるように、子どもの全人格的な成長を地域が支えるという立場で丁寧な意見の集約を進めるべきではないでしょうか。この点について教育長の見解をお伺いしたいと思います。

教 育 長 広く住民の皆さんの御意見をある程度時間をとって聞くのは当然必要だというふうに思っております。県は現在、私も新聞報道ですけれども、実施方針案を3月に出して、パブリックコメントをとって、それを9月に実施方針を決定したいと、それに合わせるように地域の協議会を立ち上げていくと。実施方針が成立したところで、それ以降にですね、実施計画を、今の予定では多分来年の3月に県は県として、例えば、旧通学区ごとでやっていますので、ここは上伊那8区として実施計画を発表するということになるかと思ひ

ますが。ええとですね、私の個人的な思いかもしれませんが、実施計画が出されるよりも前にある程度地域の要望なら要望を組み込んでいただくようなことをしないと、実施計画は出された、住民の意見は全く違うっていうのも何かうまくいかないようなふうに思いますので、そこは少し時間的なすり合わせも必要なんではないかというふうに思っています。そういった中で教育委員会が——市町村教育委員会がどれだけ役割をっていうところですが、ここはなかなか難しいところで、県の教育委員会と市町村教育委員会は、ある面それぞれ独立した主体ですので、市町村教育委員会が県教委に対しては、その連絡協議会で、そういった連絡協議的なことで話をすることはできますけれども、県教委から一方的にこうしろとか、市町村教委からこうしろっていうことは基本的に行っていないので、教育委員会が主体になって地域の声をまとめるっていうのは、現実的には非常に難しい。じゃあどこが受けるかというところで、広域連合が受ける地域もあるし、そうでない地域の懇話会といいますか、協議会ができる場合もあるかもしれませんが、上伊那は、それを広域連合が受けていただいて早目にスタートしたということではないかというふうに思っております。

浜田議員

そういうことで広域連合が受けるから変なことになるんですね。産業界の意向の反映というスタート地点ですね。私、実は電子部品の産業にかかわっていたことがあってですね、豊橋・豊川地区で就職の採用活動に回ったことがあります。当時は、なぜかあの自動車産業——あの辺は自動車産業が中心なんですけども、なぜか当時は自動車産業の採用が一時とまっていたですね、逆に我々は人材を求めているといった時期だったんですけども、そのとき就職担当の先生から非常に厳しいお言葉をいただきました。「必要なときには来るけれども、いつもコンスタントに採用してくれないじゃないか。」と、大変きついお言葉でした。ですので、地域産業っていうのは浮き沈みもありますし、そういったことも含めるとですね、10年20年の短期的な目標のための高校教育の方向づけをするべきではないというふうに私は考えます。高校を出た子どもたちというのは1世紀近く生き続けるわけですから。地域に残ってほしいというのであればですね、それは高校教育の中ですり込みをやるのではなくて、地域の産業や地域の全体の自治体等がですね、やはり戻ってきたいという地域をつくることで高校生がそこに戻ってくるんじゃないかと、考え方が逆転していませんかというふうに私は思うわけです。そうではなくて、やはり、その後の続く何十年もの人生の中でですね、さまざまな環境の変化に対して自分の頭で考えて卒業後の人生を歩み続けるような人材を育てるということがですね、教育の長期的な、しかも本来あるべき目的ではないかというふうに考えるわけです。そういう方向に沿って今回の再編もですね、十分な時間をかけて、1年とか2年でけつを切るんじゃないくてですね、1年前に教育長おっしゃいましたよね、そんなに急速な変化を求めているわけではない、今の年長組が入るころに長野県の中でも一番少ない変化率の中で高校の問題を考えるようなことになるというお話でしたのでですね、時間の調整についてももっと積極的に地域から声を上げてやっていただきたいと思うのと、今私が申し上げたようなですね、本来の高校教育のあり方に向けてですね、もっと教育の専門家、教育行政の専門家としてのですね、明確な発言をしていただきたいというふうに思いますので、これについての答弁を求めて、私の一般質問を

教 育 長	終わりたいと思います。 上伊那広域のあり方について私がここでああせえ、こうせえってなかなか難しいと思うんですけども、私は与えられた立場の中で教育的な観点でお話を積極的にするつもりでありますし、高校再編、先ほど緩やかな中でっていうのは、確かそのとおりなんですけれども、ただ、話がある前向きな方向に決まったとしても、実際に土地を取得するとか校舎を建てるというだけでも6年7年の時間で考えていかなければいけないということになると、たとえ今決まったとしても、今の中学生には間に合わないですね、やはり、今、御意見の中にありましたが、小学校低学年とか年少になってしまうと、時間をかけないのがいいわけではありませんけれども、間に合うようにしていつてあげるっていうのも一つ我々の責務かなあというふうに思っています。私は、たまたま今回、委員に選出されたので、立場は非常に複雑ですけど、教育——元教育者というようなことも含めながら教育的な観点でさまざまな発言をしていきたいというふうに思っています。
浜田議員	終わります。
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻は3時30分といたします。休憩。
休 憩	午後3時08分
再 開	午後3時30分
議 長	会議を再開します。一般質問を続けます。10 番 三浦寿美子議員。
10 番	
三浦議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に「飯島町の介護環境について」ということで質問をいたします。介護予防・日常生活支援総合事業に移行をし1年が経過いたしました。総合事業により要支援1・2と認定された人が受けられるサービスの内容も変わってまいりました。サービスを受ける側も提供する側も総合事業に移行した影響が見えてきたのではないのでしょうか。町内の介護事業所の宅幼老所が閉鎖をされました。介護保険制度が始まった当初から、少人数で家庭的な雰囲気の宅幼老所のデイサービスはかなり評価をされてきたように感じております。町内に3カ所開設され、それぞれに特色のある運営がされてきたように感じております。しかし、残念ではありますが1軒の宅幼老所が閉鎖をされました。閉鎖の理由は職員不足のためと聞いております。介護保険事業は、制度が始まって年数を経るごとにさまざまなサービスの提供が求められるようになってきました。デイサービスや訪問介護だけでなく、認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護など、現に地域の中に必要な施設となってきました。幾つもの介護事業を運営するためにはマンパワーが頼りです。しかし、どこの事業所も介護職員を募集しても応募が少ないとお聞きをしております。1万人を切る飯島町としては介護事業所の多い町との安心感がありましたが、事業所の存続にかかわる問題があるのではないかと不安になってまいりました。上伊那の中では宅幼老所が何軒も閉鎖をしているとお聞きをしております。町

町 長

内や近隣の会議事業所の抱えている問題について把握していることがありましたらお聞きをしたいと思います。

三浦議員

三浦議員にお答えいたします。町内や近隣の介護事業所の抱えている問題について把握していることはあるかということでございます。介護事業所の抱える問題につきましては、御指摘のように職員募集しても応募がない、介護職員が不足している、離職率が高い、ほかの業態に比べ給与が低いなど、人材的問題に加え、介護報酬の改定により年々収益環境が厳しくなっているということを把握しております。しかし、この中で各事業所とも経営改善に向け一生懸命努力されているというふうに認識しておるところでございます。

ただいま町長から介護事業所の抱えている問題についてお話をお聞きしました。職員の抱えている、また事業所の抱えている問題、応募が少ない理由など、状況をお聞きしたところです。この問題はこの地域だけの問題ではなく全国的な問題ではないかと、そんなふうに私は認識しているところです。根本的な問題は——根本的な問題の解決には大きな問題があり、国に対しても要望をしていかなければならないような大きな問題を抱えているというふうに感じているところです。総合事業に移行した要支援1・2の人の訪問型サービス、通所型サービスを提供する事業所の数は、飯島町の中では29年度と30年度では変わりがないのか、どうでしょうか。介護保険と総合事業では事業所の収益にかなり影響があるのではないかとというふうに捉えております。介護職員が総合事業のためにかける時間や職員の配置、人件費などから経営の面で採算が合うのでしょうか。収益がとんとんでは経営は成り立ちません。まして持ち出しになるようでは問題外ではないでしょうか。総合事業のサービス事業者から手を引きたいというような話はないのでしょうか。現状をどう見ているのかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

まず、御質問の平成29年と30年度の事業所の数でございますが、平成29年の12月に1つの宅幼老所が閉鎖をしました。施設的には、そこが1つ減ということです。あと、事業所の数自体は減っていないというふうに承知しておりますけれども、中身のサービスの量を減らしたという事業所があるということは聞いております。それから、収益のことでございますけれども、今回の介護報酬改定はプラス改定でございました。前はマイナス改定ということで非常に厳しいという状況だったんですけども、今回の改定はプラス、この30年度の改定につきましては、自立支援、重症化防止の実現及び介護人材の確保と生産性の向上、医療と介護の連携の強化ということで、改定率は0.54%のプラスです。ただし、この中を細かく見ていきますと、基本のところは、基本の報酬が低く抑えられて、加算をするとお金が、報酬が得られるというような形が結構多かったりとかしていますので、実際のところは経営が厳しくなっている、厳しくなっていくところが多いというふうに聞いておりますし、規模が小さいところはとても苦勞をしているというような声も聞いています。また、総合事業または町の単独の事業に関しまして、とても大変なので収益が上がらない、やればやるほど赤字になってしまうのでどうしようというような声も聞いています。

三浦議員

現状をお聞きいたしました。やはり職員不足、介護職員の不足もありますし、実際に介護事業所が運営をしていく中では、今の介護保険の制度の中では大変に厳しいということ

もありますし、それにプラス、総合事業に移行したということで、その総合事業を担う事業所として実際に担いながら運営ができるかという、人手が足りないとか収入も少なくなってしまうとかって課題が各事業所にあるのではないかなというふうに思っています。先ほども中村課長からも言われましたけれども、総合事業を受けることに対してためらいも事業所の中から出てきているということがあるというふうに私も受けとめているわけです。これは大きな今後の飯島町の課題になっていくのではないかなあというふうに思うわけですが、南箕輪村では宅幼老所が2カ所閉鎖したと聞いております。その理由が要支援1・2の利用者が総合事業に移行することで収益が減り、これ以上継続することは困難だと、そういう判断をしたために閉鎖をしたというふうにお聞きをしております。介護事業所が経営難に陥っては、総合事業は機能をいたしません。総合事業のサービスを担う事業所が減る可能性があるというふうに先ほどの答弁からもうかがい知ることができます。また、事業所の人手不足によって総合事業の要支援1・2の人が必要なサービスを受けられないのではないかなという、そんな事態が起きるのではないかなというふうに私は心配をするところです。介護事業所には息の長い事業展開をしてほしいと願うばかりです。サービスを提供した事業所に支払う報酬の引き上げが必要ではないでしょうか。ある会議の場で「とてもやっていけない。」と、「何とか総合事業の事業所に対する報酬を上げてもらうようなことができないか。」というような、それは飯島町の方が言ったんではありませんけれども、そういう声が出ております。やはり、どの事業所も総合事業の担い手となっていくためには、現状ではなかなか厳しいというふうに考えていると、そういう実態があるのではないかなあというふうに受けとめました。それは飯島町も同じではないでしょうか。実際にそのような声が飯島町の町内の業者さんからも上がっているのではないのでしょうか。その辺について現状をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長

総合事業に限っていいますと、そこまで町のほうにはっきりとしたお話をいただいているということはないというふうなところでございます。ただし、先ほどちょっと申しましたが、町単独でやっています事業がありますが、そちらのほうはとても無理だということで撤退を検討しているというふうなお話はございます。それは訪問のヘルプの簡単な日常生活のお世話みたいなところの事業でございます。

三浦議員

状況をお聞きしました。では、総合事業そのものについては、今のところはそういう声が上がっていないというふうに受けとめてよいのでしょうか。しかし、報酬を引き上げてほしいというふうなことはないのでしょうか。それから、町単独事業、予防事業ですけれども、やはりここに手がかけられないということになりますと、やっぱりそうすると住民の支援が必要だということになってくると思うんですけれども、なかなか飯島町、まだそこまで行きついていないというのが実態でして、これからの課題としては、住民の皆さんの協力がなくこの問題も運営できませんし、今は、ですから町内にある事業所の職員の皆さんがそこを担っていただいているというふうに思います。その担い手がとてもできないということで手を引いてしまうということになると、町内のそうした皆さん、支援が必要な皆さんに手が届かないということが生まれてくるというふうに感じているわけで、それで本当にいいのかとなれば、とても心配な話で、これからずっと先どうなっていくのか

というふうにも思うわけです。飯島町の人口動態考えますと、先ほども坂本議員からも飯島町の高齢者の流れの質問がありましたけれども、5年先10年先の介護環境の変化、これは本当に対策が必要になってくるというふうに思います。私は60代半ばです。あと5年もすると70代の仲間入りをいたします。5歳年上の団塊の世代の皆さんのピークの人たちは70代半ば、10年たてば80歳となります。どんなに健康に気をつけて介護予防に取り組んでも要支援、要介護状態にならないという保証は全くありません。万が一、支援が必要になったときに介護を誰が担ってくれるのかということが心配になってくるわけです。最近では、同年齢の女性が集まればそのようなことが話題になってきます。子どもは当てにできないというのがほとんどの人であります。そうなれば、介護事業所、介護事業と介護予防・日常生活支援事業のお世話になるということが必要になってまいります。先ほどもなかなか応募がないという担い手が必要になってくるわけです。しかし、10年後は20代～40代は高齢者人口の半分に満たない、そういう状況になってくるのではないのでしょうか。介護の担い手不足は、さらに今以上に深刻な状況が想像できます。在宅介護が進められていますけれど、本当にこれで対応がしてもらえるのか、とても不安に思います。現行の制度を維持することで飯島町の5年10年後、介護は守られると考えているのでしょうか。今危機感を持っておられるのかどうか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

危機感は大変大きいものだと思っております。ただ、介護予防をしていくことで介護保険の状況になる方なるべく後回し後回しにするというか、皆さんに健康でいていただきたいということで、介護予防の方策はずっととっていかなくてはいけないというふうに思っています。第8期の高齢者の福祉計画や飯島町の第7期の介護保険事業計画では、住みなれた地域で、いつまでも現役、生き生き楽しい暮らしというのを基本骨子に挙げております。なので、高齢化はどんどん進んでいきますが、皆さんが支え合う、助け合うという仕組みをつくりながら、これから来る、もう本当に人口の半分が65歳以上というような状況になっていくのに備えていろんなことを考えていかなければならないというふうに思っているところで、今さまざまな飯島町にある資源を情報収集をしまして、それをまとめて、さあ、どうしようということをやろうということ、今取り組んでいるところでございます。もう少ししたら、それをまとめて、どうしようということ提案していきなり、相談するなりっていうことをしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

三浦議員

先ほども言いましたけれども、介護予防、それはとても大事なことですし、今から私たち若い世代、そこそこ若い世代もそういうふうに気をつけたり、日々を、そうしたことは必要だと思います。しかし、どんなに気をつけていても「あすは我が身」ということも私の周りにも随分います。突然脳梗塞を起こしたり思わぬ事故に遭ったり、それは絶対に介護予防や健康に気をつけているからといって保障できるものではないということだと思います。そうなったときに、やはり全体を通して見ますと、やっぱり一番、5年後10年後には、そうした年齢の、嫌でも、幾ら頑張っても介護が必要になるという人たちが当然増えてくるというふうに思います。ですから、介護予防も力も入れなければいけませんけれども、実際に介護が必要になったときに誰がその介護を担ってくれるのかという問題も

しっかり町内の中での環境を考えておかないと、また、現在ある事業所が存続していても
らわないと、とてもやっていけないといって閉鎖されてしまったんでは、その介護の環境
が充実ではなくて、ますます不充実で、これから困ってしまうなあという状況が生まれて
くるのではないかというふうに心配をするわけです。担い手不足の原因については先ほど
町長が言っておられましたけれども、昨年7月に県が第7期の高齢者プラン策定のため
に行った介護サービス調査というのでは、介護職員の定着率はそんなに低くはなく70%か
80%って昨年のそれには出ていたように思いますが、人材不足が前回の調査から一層拡大
している実態が浮き彫りになったというふうにありました。その不足の理由としては、質
の高い人材確保、それから身体的、精神的な負担、賃金が安い、休日が取得しづらいとい
うのが大きな理由に挙げられていました。これは昨年7月10日の長野日報ですかね、出
ていたの。ということで、人材育成と働く環境の改善がなければ人材確保というのはなか
なか難しいというふうに思うところです。現在人材が不足しているということで、1人の
介護職員の担う仕事の量は増えるわけですね。なかなか休みがとれないとか、とてもハー
ドな仕事をされていると思います。総合事業の訪問介護、通所介護の中でも、なかなかそ
こに手が回らない事態が生まれてくるのではないかなというふうな心配もしているわけです。
ある事業所では、現在は総合事業に移り変わったけれども、デイサービスの中で一緒に要
支援1・2の総合事業の対象の方も日々を過ごしておられますけれども、職員にかかるそ
うした費用や全体を考えると、とてもではないけれども分離をしてボランティアさんに、
要支援1・2の総合事業の対象の方には離れてもらわないとやっていけないというよう
なことも1年たって言い始めています。そうなりますと、また、そうした方たちが、利用を
されている方たちの環境というのも、また大きく変わったり、それが本当に介護予防につ
ながっていくのかというふうに考えたときには、また本当にそれがそういうふうにつな
がっていくのかという不安を覚えるものです。そういう現実があるということを受けと
めていただきたいなあと思いますし、実際に、ですから、町内にある介護事業所が、そう
いう高齢化の対象者が増えて、実際に介護が必要でなくても、その要支援とか、町のそう
した事業に携わっていくのに人手がないということになれば、とても対応できないと、必
要な人に必要な支援が届かないという事態が5年後10年後には生まれてくるんじゃない
かなというふうに心配をいたします。先ほどみんなで助け合うという話もありましたけれ
ども、それだけでは介護は進まないと思いますし、素人がそこそこ手を出していても改善
するのではなくて介護度は重くなっていくっていうのは、軽くなるというのは相当な力を
入れてその人のリハビリとか何かをしなければ介護状態はよくはなっていないと思
いますので、介護度の重い人が気がついたら増えてしまうというような町にしたいは
ないというふうに思います。そういう点では、これから事業者の皆さんとも問題を明らかにして、
どんな対応をしていけばいいのか、これから人材をつくっていくには何が必要なのかとい
うことを協議、検討したり、国に対して要望をするなどしていかなければならないのでは
ないかというふうに私は思うわけです。私の思いですと、介護予防や日常生活支援事業は、
もう、始まったばかりですけど機能不全を起こしていると、こんなふうに感じます。今
いろいろ言いましたけれども、このままでは飯島町の介護の環境は危ういというふうに思い

ます。介護は、国の責任で社会保障制度として介護保険制度の発足の原点に立ち戻って、要支援も含めて改善前の制度に戻すように私は国に求めるべきだというふうに感じています。どんなに頑張っても、この飯島町の施策や事業所の努力で解決できる、そういう問題ではないのでないでしょうか。この点について所見をお聞きしたいと思います。

町 長

介護の問題は、我が町の問題のみならず、この地域、いや日本全体の問題だと、このように捉えておるわけでございます。給料等の制度設計については、お金で済む話ですから、それは国が整備をすれば片づく問題だなあというふうに思いますけれども、一番問題なのは人手不足であると、このように感じております。これは、人手不足というのは、介護、福祉の世界だけではなくて、日本の産業界すべてにわたって人手不足の問題を抱えておる現状があります。そうした中で、これはですね、私どもも本当に人手不足については、マジックでも使っても人は増えないという状況の中で、このほど政府がですね、骨太の方針の原案の中で外国就労者についての滞在要件を変更しようと、大幅緩和しようと、こういうお話が先週出ておるのをお聞きしました。今まで外国人労働者は、医師、弁護士等、専門性の高い職種 18 業種についての滞在というのを緩やかに認めていたわけなんですけれども、今の御指摘のようにですね、農業、建設業、介護、宿泊、造船、この5業種の単純労働についても、その滞在許可の緩和をしようと、こういう方針が今検討されているそうでございます。それは、いい人材が入ってその部分を補ってくれればうれしい半面、こういったものは、便利なものは「もろ刃の剣」ということがございます。こじれてくれば移民問題等につながるわけでございまして、そこら辺の調整が必要かと思っておりますけれども、政府が今後の方針としてそういう外国就労者に門戸をあけるということは一つの打開策なんだらうなあというふうに思っておるところでございます。それが今後どのような現実的な方法で我々の目の前にあらわれてくるかわかりませんが、そういった可能性も踏まえた中で、将来の介護の体制というものを飯島町も考えていかなければならないと、このように考えておるところでございます。

三浦議員

町長の所見をお聞きいたしました。それが本当にいい方向かどうかというのは、いまいち私にはよく理解できないところですが、国の方針というのがそういう方向があるというふうに、今町長が言われたことは理解をいたします。国は社会保障の財源ばかりを問題にしておりますけれども、介護の問題は、介護離職やそのための労働意欲の損失など、介護を家族が担わざるを得ない、そういう事態が深刻化しているということで、報道番組でもありました。このままでは、今在宅、介護も在宅というふうに言われていますけれども、そうした状況を考えますと、このままでは本当の意味で介護に対する持続可能な介護というものが大変な事態になるのではないかなあというふうに感じるところです。こういうあり方では、持続可能な本当の意味での介護保険制度というのは私はあり得ないというふうに感じています。目の前で介護が崩壊するという事態が起きつつあるのかなというふうにも思うわけです。私直接この報道番組じっくり見たわけではありませんけれども、親を介護するためにそこそこまだ働き盛りの方が仕事をやめて介護をすると、収入がなくなれば親の年金を頼りに介護を続けて、親が亡くなってしまっても自分ひとりになっても収入はないし、しかし介護疲れとか、もう労働の意欲もなくなるというようなことがあ

るようです。そういう方が、これから在宅だと、介護は在宅だと言われて、見る人がいない中でどうなっていくかというようなことも、とても何か将来が見えたようで恐ろしいなあというふうに思いますし、そんな事態が日本中で起こるのかと思ったらそら恐ろしいと思いますけど、実際に町内でもそういう方たちが見受けられるのではないのでしょうか。とても心配をするところです。やはり私は、今の介護保険制度、もっと国の不要不急の事業を中止しても、この人の命にかかわるこうした社会保障に対して財源をもっともっとちゃんと投入して介護を守っていくべきだというふうに考えるわけです。ぜひ、以前もよく私は町長に国にぜひ自治体として物を言ってほしいというふうに言っているわけですが、これは本当に飯島町の将来の存続にかかわるような大きな問題だというふうに私は思います。そういう点で、自治体の長として、ぜひ、この介護保険制度をもとの制度に戻して、本当に事業所も自治体も安心して介護を提供できたり住民の環境を守ったりということができるような社会保障としての介護保険制度を充実してほしいということを求めているってほしいというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

町 長 介護保険制度を充実を図るということは国民全員の願いだと、このように私も認識しております。また機会があるたびに政府にそのように申し上げたいと思っております。

三浦議員 ぜひ力を込めて強く要望をしていただきたいなあというふうに思います。ぜひ、飯島町だけでなく、多くの町村会、また全国の市町村長会などでも声を上げていって、国に対して物を言っていただきたいなあというふうに思うところです。

それでは、次にパブリックコメントの効果の検証ということについて質問をしたいと思います。昨年、一昨年とあらゆる分野で各種計画が策定をされました。今回は一つ一つの計画についての質問ではありませんので、計画そのものには触れません。計画策定に当たってアンケート調査、懇談会、協議会や審議会などさまざまな調査や意見交換、議論などを経て素々案、素案、案にまとめ上げられていく過程で住民の意見を聞き、計画に反映することを目的にパブリックコメントを実施しているというふうに認識をしております。計画の案を読み、内容を理解し、さらに内容に対する意見を提出する、このことはなかなか難しいことだと私は思います。特に普段目にしない文面で行政用語も多い、普段の生活の中では、こうあればいい、こうなったらありがたい、こんなことをしてはどうかなど思い立つときはあっても、計画に反映させるための手段としてパブリックコメントを提出するには至らないことが多いのではないかと思います。私自身が意見提出をするとなれば、相当なエネルギーを使わないとできないと思います。そのために集中する時間が必要です。思いついたからできるというものでもないというふうに感じます。そこで、ここ2年ほどで10数件の計画に対してパブリックコメントを求めています、意見は寄せられているのでしょうか、件数はどうでしょう、計画に反映されたものはどのくらいあったのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

総務課長 それでは、平成28年度、また29年度のパブリックコメントの実施状況等につきまして御報告させていただきます。平成28年度でございますけれども、4件のパブリックコメントの募集を行いました。さわやか環境保全条例、また公共施設等総合管理計画、食育推進計画、子ども読書活動推進計画、4件行ったんですが、それぞれパブリックコメントのほ

うは寄せられてはおりません。また、平成 29 年度でございますけれども、9 件のパブリックコメントの募集を行いました。飯島町地域新エネルギービジョンの一部改定、飯島町地域防災計画、飯島町アウトドアブランディング調査結果、飯島町景観計画、飯島町健康づくり計画、飯島町環境基本計画、飯島町観光基本計画、また飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例という形で 9 つの案件につきまして募集いたしました。このうちパブリックコメントを寄せられましたのが 6 件、そのうち 6 件のものでございまして、特に飯島町景観計画につきましては 19 件のパブリックコメントが寄せられてございます。それぞれ寄せられたものにつきましては内部で検討いたしまして、計画に反映できるもの、また反映できないものをですね、取りまとめた上で、またホームページ等でお示しをしてやってきておるという形で、それぞれ所管のほうで取りまとめて出していただいておりますので、御報告をさせていただきます。

三浦議員 お聞きをいたしました。28 年度は 4 件あってパブリックコメントはなかったと、また関心のあるものにはきっとパブリックコメントを寄せられたと思いますが、なかなかどれにも皆さんが関心を持ってパブリックコメント、意見を寄せるというふうにはならないというのも実態だというふうに受けとめました。そういうことですが、そのパブリックコメントの——先ほど計画に反映されたものとされないものとあったというふうに言われましたけれども、効果というのを検証しているかどうか、その点についてお聞きをしたいと思えます。

総務課長 このパブリックコメントの制度自体ですが、平成 22 年度から行っておりまして、そういった部分でですね、効果の検証、個々の計画についてのパブリックコメントをどう生かしたという検証はしてございませんけれども、先ほど申し上げましたように 29 年度につきましては、特に景観計画等ですね、そういった部分もございまして、制度開始 8 年目にしては、こういったパブリックコメントの制度が住民の皆さんに浸透してきたのではないかなというふうに思っております。それぞれ具体的なものにつきまして、個々の計画、また事業への反映において、また反映させてきているものもございまして、制度としては必要な制度であるというふうに思っております。

三浦議員 だんだん浸透してきたというふうに言われましたが、関心あるものにはたくさん意見が寄せられるけれども、なかなか難しいですね、その計画そのものの全体が案として出されて、それを見てどこに物を言う——自分の思っていることがどこにどういうふうに意見を言ったらいいかっていうところまで見て意見を上げるということは、なかなか一般的には難しいんじゃないかなあというふうに私は思います。先ほども言いましたけど、私自身がやろうと思ってもなかなかそう簡単にできることではないなあというふうに感じているので。そこでですね——パブリックコメントも必要であるというふうには思っております。このようにだんだん意見も出されてくるということもありますし、それ也不要だというふうには私は思いません。計画に必要な情報ですね、住民の普段の暮らしの中に私はたくさんあるんじゃないかなあというふうに思っているんです。先ほども言いましたけど、ふとしたことで、ああ、こうなったらいいなあとか、こういうふうにはできないかなあとかっていうふうに思ったりすること、私だけじゃなくって、多くの住民の皆さん、普段の暮らし

の中でふと思うことはあると思うんです。そういう普段の暮らしの中のことが計画に生かされると、もっと生きた計画ができるんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、なかなか、そこで思い立ったからそのことを言っておこうとか、書きとめておこうとか、そういうふうにはできません。アンケート調査もそうなんです。必要だと思います。このアンケート調査っていうのは全体の総体的な傾向とか、そういうことがつかめますから、それは必要だと思うんですけれども、アンケート調査っていうのは大概のものが設問に答えるようになっています。選択肢の中から選ぶので、実際に感じていることとか、そういうのは、具体的になってくると何か違うよなっていうような気がするというのがあるんですね。やはり本当に聞きたいことがアンケートで知ることにはなかなかないというふうに感じます。今後のパブリックコメントの活用についてどのように考えているのかなあというふうに思うんです。今と同じ方法で同じようにパブリックコメントを求めるっていうのでこれからも進めていこうと思っているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

総務課長

制度としては、やはりこういったパブリックコメントを行う制度につきましては、町のほう、また全国各市町村でも同様な制度として行っております。ただ、こういった計画を立てる段階でございますけれども、それぞれ審議会をお願いすることもございますし、また職員のほうもですね、住民の皆さんの目線に立って計画を立てるということも努めております。そういった部分で、また状況によりましては各自治会等への懇談会で出向くという形もございますので、そういった部分ではですね、それぞれまた地域の皆さんのお声もですね、お聞かせいただきながら、また町の広報誌等にもですね、こういった計画、今立てています、こういった内容ですということも計画によりましてはお示ししてございますので、そういった部分、またお寄せをいただきまして計画のほうへ反映させていきたいということで、パブリックコメントのみならず、いろいろの方法で住民の皆さんのお気持ち、御意見を聴取してまいりたいと、そういう形で進めてまいればと思っております。

三浦議員

パブリックコメントを求めるに当たって何かすごい決まりがあるのかどうかというのを思うんですけれども、例えばですね、一つにテーマに対する意見であれば意見が出しやすくなるのかなあというふうにも思うわけです。計画が具体的になる前の段階で課題となるテーマを挙げて、それに対して意見をいただくような、パブリックコメントを求めるようなことは可能ではないのでしょうかね。計画を立てる素々案になるよりもっと前の、計画がね、見直しの時期っていうのは大体早くから把握できて、当然わかっているわけですので、そうした課題について早い段階でいろんなそれに沿った中でのテーマを住民に示して、そういう中で住民懇談会だったり、そうしたパブリックコメントだったりというようなことを求めて、そういう中から計画の策定に生かしたほうが有効ではないかなあと。とにかく素々案とか素案とか案とかっていう形になると膨大なものになってきて、どこに物を言っているのかっていうのがなかなかわかりにくいですが、そうした計画を立てる中でこのことが課題だというふうに町で担当のところで考えているというか、次のテーマと思っていることについて早い段階でそうした住民の意見を聞くというようなやり方は、方法論としては違うのでしょうかね。もしできれば、そういう方法がもう少し計画

	に反映されるような気が私はするんですけれども、いかがでしょうか。
総務課長	すべての計画に対しまして、ちょっと細かいところからですね、積み上げるということは、やっぱりちょっと不可能じゃないかと思います。町の総合計画ですとか、大きいものにつきましては、住民満足度調査ですとか住民アンケート等を取りながらですね、細かい各施策の課題等を把握をしてみりますけれども、一般的には本当にそれぞれの計画についての各課題ごとのパブリックコメント、また意見をお聞きするということは、なかなか現実問題としては大変なことではないかと思います。
三浦議員	なかなか難しいんですね。そういう点では、ぜひ、先ほども課長のほうから住民懇談会とか、そういう要所要所でそんな住民の意見をお聞きしたいと、懇談会を持ちたいというふうにも言われておりますので、ぜひ住民の声が聞こえるような、そういう懇談会を持っていたいて、計画に反映できるような各種——やっぱりそれぞれにみんな違う内容の計画ですので、それに合わせたやっぱり懇談の、対象者も違うでしょうし、皆さん、住民の皆さんにも関心を持っていただくということはとても大事なことだと思いますし、せっかく計画をつくっても、住民の皆さんが計画があるかないかもよくわからないうちに次の見直しが来るというようなのは——計画をつくるだけに職員の皆さんも一生懸命だったけれど、計画をつくっちゃったら何か肩の荷が下りたような気持ちになってしまうような計画ではなくて、みんなでつくり上げた計画と、それをまたいいものにしていこうというような、そういう形になっていったほうがきっといいまちづくりになっていくんじゃないかなあというふうに考えますので、ぜひパブリックコメントで十分意見が求めることができないようでしたら、違う方法を検討していただいて次につなげて、よい計画をつくってほしいなと思うんですけれども、もう一度、その辺のこれからの取り組みについてお考えをお聞きして、終わりにしたいと思います。
総務課長	先ほども申し上げましたが、やはり細かい住民の皆さんからのですね、実際住民と相対している職員がこの計画のほうも策定しておりますので、住民の皆さんの目線に立ちながらですね、状況によりまして住民の皆さんと懇談会の開催ですとか、それから広報等によりますきめ細かな周知等、それぞれ考えていけるのではないかなあというふうに思っております。やはり、ただ、すべての計画が同じような形で立案できるかということは、ちょっと困難かと思うしますので、本当に大きな問題を重点的にという形になろうかと思いたすけれども、そういった部分でまた努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
三浦議員	終わります。
議 長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散 会	午後４時１７分

平成30年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年6月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

本多 昇 議員

折山 誠 議員

竹沢 秀幸 議員

中村 明美 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成30年6月12日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。1番 本多昇議員。
1番 本多議員	おはようございます。通告に従いまして2件の質問をいたします。1番目の質問です。「空き家等の対策について」空き家対策は、各市町村が喫緊の課題として取り組んでいます。空き家対策の質問は7回目です。協議会設置については3回目の質問です。町の空き家対策は28年度の実態調査と持ち主の今後の意向調査だけです。実態調査の結果、197軒の対象物件があり、うち35軒は特定空き家となっています。昨年の6月の答弁でも27年度の町内連絡会議の確認どおり空き家対策計画及び協議会は設けず庁内の関係部署間で連携を図り、空き家等に対応し、空き家対策等別措置法に沿って対応するとのことでしたが、この法律に基づいて処分した物件はありません。空き家対策が全く進展しませんので、またまた質問します。 1－1です。3月の予算特別委員会において同僚議員の空き家対策の質問の答弁で協議会を設置し条例を整備する方針を示しました。この方針を確認します。1、空き家対策特別措置法に基づく協議会の設置化、2、条例とは空き家の適正管理に関する条例か、3、空き家等対策計画を策定するのか、4、年度内の施行を目指すのか、この4点について一括で結構ですのでお答えください。
町 長	おはようございます。本多議員にお答えいたします。空き家対策につきましては全国的な課題となっております。当町でも大きな長年の課題となっておりますのでございます。空き家対策につきましては御質問ですけれども、協議会とは空き家対策特別措置法に定められているものでございます。また、条例につきましては空き家の適正管理に関する条例のことです。空き家等対策計画も含め現在検討中でございますので、これより以降は昨年度の取り組み並びに現在までの経過も含みまして担当課長より詳細を説明させていただきます。よろしくお願いします。
住民税務課長	それでは、私のほうから詳細を説明させていただきます。昨年12月また本年の3月でありますけれども、県の専門家派遣事業を活用しまして、過去に実態調査をしました特に危険と思われる家屋2棟でありますけれども、そちらのほうに県の派遣事業を使いまして相談また事後調査を行っております。その結果、解体の費用面につきましてはおおむね把握できました。ただ、その場合、解体をするにも、また再利用するにしても一定の基準が必要なこと、また今後のさまざまな案件に取り組んでいくためには従来の考え方を見直す必要が出てまいりました。そこで、空き家対策特別措置法に基づきます協議会の設置

また対策計画の策定の検討を要する認識に至っております。そこで、本年度になりましてですけれども、総務課、住民税務課、建設水道課、地域創造課、この4課で4局部会を立ち上げて検討をし始めたところでございます。また、本年度に入りまして、今後の利用法が未定の方、また未回答だった方につきましては意向調査を行いまして、現在回答待ちの状態でございます。先日、4局部会を開催しておりまして、そこでは、先ほど条例の話はありましたけれども、空き家の適正管理につきましては特別措置法——空き家の対策特別措置方法の中に法的措置につきまして触れておりますので、そのときには条例の制定は必要ないという認識に至っております。今後につきましては、先ほど申しました協議会、また対策計画策定につきましては検討してまいります。ただ、施行時期につきましては、この4月から検討し始めたばかりでありますので、現在のところ未定でございます。以上です。

本多議員 確認できました。できればですね、できるだけ早くやったほうが次年度のためにもいいと思いますので、年度内の施行を目指していただきたいと思います。

それでは、確認できましたので1－2です。私は、空き家対策特別措置法に基づく空き家等対策計画を策定し、空き家対策特別措置法に基づく協議会を設置し、地域の民間業者との連携体制をとって空き家対策に対応し、空き家対策総合支援事業を活用すべきで、まちづくりには絶対欠かせない協議会ですとお願いしてきましたが、協議会は設けないと2回も冷たくあしらわれてきました。協議会設置に方向を転換したのはなぜかお伺いしたいと思います。

住民税務課長 先ほど来も申し上げておりますけれども、空き家対策につきましては一定の基準が必要という認識に変わっておりますので、今後対策を進めていく中では計画の策定が必要不可欠という形と思っております。また、その計画を立てるに当たりまして、専門的な知識を要しますので、協議会の設置も含めまして、今後4局部会で検討してまいりたいと思います。以上です。

本多議員 確認なんですけれども、空き家対策総合支援事業を活用するか、しないか、それをちょっと確認します。

住民税務課長 空き家対策特別措置法に関係する、その事業ですけれども、そちらのほうにつきましては、まず一つ、計画の策定が条件となっております。また、協議会につきましては、義務ではないんですけれども、民間の方の御意見をいただければ協議会にかわるというのもございますので、計画につきましてはつくってまいりたいということで今検討しております。

本多議員 それでは一応、まだはっきりしないようなんですけれども、1－3で空き家対策計画協議会設置によって空き家対策総合支援事業の補助金が活用できるということで、一言言いたいと思いますのでお願いします。ぜひ活用するようにお願いします。空き家等対策計画に基づき実施する空き家の活用、除去などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的、効率的な支援を行うため社会資本整備交付金とは別枠で設置されたものです。補助対象費用は、空き家の改修等に要する費用、空き家の除去等に要する費用、空き家の所有者の特定に要する費用、空き家等対策計画の策定等に必要の実態把握に要する費用、空き家対策として実施する関連する事業に要する費用などです。将来を見据えた

住民税務課長

施設の整備などを空き家対策総合支援事業を活用して実施すべきです。さまざまな補助対象がありますが、まだやるとは言っていないかもしれませんが、もし仮にやるとしたら最初の事業目的はどのようにするか、ちょっとお伺いしたいと思います。

先ほど来、申し上げておりますけれども、この4月より4局部会を立ち上げて検討をし始めたところでございます。従いまして、当面につきましては、計画案の作成、また協議会に当たる機関の設置が先決だと感じております。体制が整えませば、先ほど補助事業の活用についてちょっとお話をいただきましたけれども、計画の話をちょっと先ほどしてしまっただけですけれども、補助事業につきましても、計画ができれば、また事業の内容に沿っていけば補助事業についても活用していけるかと思っております。ただ、現段階では、まだ検討し始めたばかりでありますので、今後取り組んでいく中でありますけれども、補助事業というものととらわれず、町としましては喫緊の課題に取り組んでまいりたいと思いますので、現在のところはまだ未定でございますけれども、いろいろそういうことを念頭に置きまして取り組んでいきたいと思っております。

本多議員

わかりました。

それではですね、1－4になるんですけれども、この仕事をスムーズにするために一つ提案をしますのでお願いします。現在、空き家定住促進等に関する担当部署は、住民税務課生活環境係が空き家及び特定空き家等の適正管理及び総括に関すること、地域創造課の定住促進室が空き家等の有効活用及び情報発信に関すること、総務課の危機管理係が特定空き家のうちそのまんま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる建物等の設置に関すること、建設水道課調査係が特定空き家等のうち著しく景観を損なっている建物等の処置に関すること、この4課がですね、関係部署の情報共有ではなくて、一つの課に空き家対策を集中させたほうがよいのではないかと考えております。空き家対策はですね、先ほども言いましたけれども、喫緊の課題として各市町村が取り組んでいますので、非常に重要なことだと思いますので、空き家対策の対策を1課に統合することを提案します。町長の所見をお伺いします。

町 長

空き家対策に関しまして、特措法を利用した中での協議会、また、そこに盛られているいろいろな手法の特典があるわけなんですけれども、議員は、もう3回目だと、こういう話を聞きました。そのたびに軽くあしらわれたと。私は先見性があったのではないかなあとこのように思うわけでございます。事務方はですね、なかなか口に明確に出すことが非常に慎重でございまして、片方ではそのような方法を考えていて研究していたとしてもですね、それを今やっていますという、なかなか言わないと、今現状を語ると、こういう状況でございまして、石橋を2度も3度もたたいて渡って、今回のような協議会に届きますよと、こういうことになったのではないかなあと思っております。ですから、議員さん、今後とも諦めずにですね、いろいろ先進的な御意見を私どもに頂きたいなあというふうに思っておるところでございます。そして、積極的に、その特別措置法に基づいた空き家対策に取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。ただいまの御質問の、現在4局部会で空き家対策等の研究をする中で、情報共有と所管の内容の見直しを検討中でございます。また、昨年度には専門の担当幹の配置を予定しております。次年度ですね。次

年度には専門の担当幹の配置を予定しております。議員からの提案につきましては、貴重な御意見としてお聞きし、今後研究を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

本多議員

前向きな答弁、ありがとうございます。ぜひですね、一つ案なんですけど、空き家対策に関連する、その定住促進室がある新しい課の地域創造課の中でやれば、空き家対策っていう係をつくってやれば非常にいいかなあと思っておりますので、一応、頭に入れといてください。お願いします。

それでは2番目の質問です。「人口減少対策について」飯島町総合戦略の基本方針を読みます。

まち・ひと・しごと創生飯島町総合戦略は、飯島町の人口減少に歯どめをかけ、地域経済の活性化と人々の生活の質、維持、交流のさらなる活性化により、飯島町が将来にわたって住みやすい地域であり続けられることを目指します。このためには、将来の合計特殊出生率を上昇させる取り組みや積極的な転入、定住促進等による人口の社会増減を均衡させる取り組みを展開し、緩やかな人口減少と年齢構成バランスを維持した持続可能な地域を実現する必要があります。

となっています。

2－1です。国立社会保障人口問題研究所が2045年までの日本地域別将来推計人口を発表しました。町の45年時点の推計人口は6,040人、人口減少率は36.4%で上伊那では2番目の高さです。町の将来展望では7,465人となっています。約20%も違います。この将来推計人口をどう捉えているのかお伺いします。また、人口目標1万5,000人、町長の意気込みは変わらないと思いますが、確認の意味でもう一度意気込みをお尋ねします。

町長

まず、国立社会保障人口問題研究所がこのごろ発表した新たな将来人口につきましては、依然として厳しい人口減少の実態として真摯に受けとめておるところでございます。ただし、前回2013年に発表されました同研究所の推計人口と比べ、多くの市町村で減少率が悪化しているのに対し、飯島町は減少率が0.6%改善しており、前回の発表よりも人口が増える推計となっております。上伊那の市町村で減少率が改善したのは唯一飯島町だけであり、依然として厳しい状況の中、さまざまな取り組みが少なからず功を奏し希望の光が見えたとの見方もできると、そういう数字の読み方もできるところでございます。いずれにいたしましても、これまでと同様、いや、より一層地域特性を生かし、官と民の知恵と行動力を結集させた施策で経済の活性化を図り、観光交流・定住政策を推進していかなければならないと捉えておるところでございます。私が心意気として人口1万5,000人という数字を挙げさせていただきました。この質問は、町長になったばかりの最初の議会にいっぱい御意見をいただいたところでございますけれども、今より人口の低いところを目標にして進むというわけにはいかないんだと、今よりも増やすと、こういう心意気でもって町政に取り組んでおるところで、御察しのとおり何も変わっておるところではございません。よろしくお願いいたします。

本多議員

町長の心意気はわかっていますので、よろしく、頑張ってください。

それでは2－2です。さまざまな取り組みを展開して緩やかな人口減少による持続可能な地域を目指すのが町の基本方針です。私は、自然、景観、環境がすばらしい地の利を生

かしたまちづくりを進め、美しい自然に育まれた飯島町を近隣市町村のベッドタウンとなるように整備し、住宅地は飯島町と言われるような町にし、人口の減少、超高齢社会で予測される将来を見据えて住民、高齢者が安心して暮らせる先手のまちづくりを進めるべきだと提案しています。定住促進にはハード面での政策も必要ということで、住宅地の造成の必要性、飯島町知名度アップのための施設の充実、若者・子育て世代の定住に向けた住宅対策のマイホーム応援事業と賃貸住宅建設促進事業、それから、先手のまちづくりでは、コンパクトシティーの形成、いろいろ提案していますが、全く受け入れられません。町の定住促進に向けた住宅対策は住宅資金の利子補給だけです。現在の定住促進の取り組みで人口減少に歯どめをかけることができるのか疑問です。企業誘致、観光による交流人口の増加も定住に結びつきます。住みたい町を創出し、定住促進の推進のため新しい政策が必要だと考えています。これについて、新しい政策は今のところありませんか。町長の所見をお伺いします。

町 長

はっきり申しまして人口を増やす特効薬はございません。しかしながら、この伊那谷は希望があると、9年後に開通するリニア、またその直後に開通する三遠南信道、そして伊那谷を走る伊南バイパスの整備等、こういった交通機関が整備されることによって都市との時間の短縮ができると、また、この地域間でも時間の短縮ができる、生産効率が上がるわけでございます。時間が短縮するということは空間が広がるということでございます。人口増につきましても、飯島町だけの取り組みというよりも、この地域、上伊那あるいは下伊那も含めて、伊那谷全体でこの魅力を増していくということが大事な点というふうに思っております。大きなこの伊那谷の人口増の流れの中で、飯島町も乗っていくと。企業誘致にしても、飯島町に来てくださいというよりもですね、これだけ時間短縮ができれば、どこに来ていただいてもよろしいかというふうに思うところでございます。おっしゃられたようなベッドタウンという構想も考えられるのではないかなというふうに思っております。どこでも定住促進についての対策、婚活、それと子育て支援、これ、南箕輪がですね、子育て支援で今有名だと、この間、南箕輪の村長にお話しました。「どこが飯島と違うんだ。」と、「いや、それは何も変わらんぜ。」と、「しかし俺たちはなあ、10年前からやっておるんだ。」と、こういうお話を聞かされました。今の状況では、子育て支援もほぼ同じでございます。その中でですね、全体に、伊那谷全体の魅力を高める一つの方法としては、きのうも浜田さんと議論させていただいたんですけども、この地域の教育の魅力ということも挙げられるかなあと、このように思っておるところでございます。上伊那地域、この第8通学区というのは、きのうもお話ししましたが、480人減って1校あるいは9学級を減らさなきゃいけないと、こういう状況なんですけれども、もっと厳しい数字はですね、この8学区から外へ200名が出ていると、ほかの学区へ、外の学区から70名が入ってきている、トータルで130名出ているんです。ということは、この地域の学生たちにも魅力がある高校教育ができていのかと、こういうことが大きな問題になってくると思います。ましてや今後10年、もう10年で大きく変わるのはですね、AI、人工知能による社会参画でございますね。そうしたときに、今までのように知識集約的な、そういった産業、弁護士とか税理士とかですね、そういった産業が本当淘汰されるだろうと言っており

ます。そうしたときに学歴社会っていうのは基本的に崩れるんじゃないかな、東大が一番の目標、東大社会、東大が一つの組織をつくる、こういう部分はですね、崩れて、もっともっと人間力に力を置いた、表現力とかコミュニケーション力とかですね、組織の統一力とか発想力とか、そういったものを担う、あるいは経験に基づく職能、こういった能力というものがこの地域で育てられるような、そういった環境、魅力ある日本の中でも魅力ある地域の教育ということも大きなこれからは取り組まなければならない課題ではないかなと、このように考えておるところでございます。再度申し上げますけども特効薬はございません。

本多議員 大変難しい話は、教育に関してはちょっとわかりませんので、また浜田さんと討論していただきたいと、お願いします。それでですね、今までその政策に関してですね、今まで
の答弁では、例えばですね、住宅地の造成については民間業者に任せて宅地開発には積極的に取り組まない、それから、飯島町知名度アップのための施設の充実についてはですね、費用対効果の上に立って考えなければならないということで、施設はお金がかかるからため、それから、柏木運動場の周辺整備については優先順位を決めて検討すると言って全く進んでいない、それから若者・子育て世代の定住に向けた住宅対策のマイホーム応援事業と賃貸借住宅建設促進事業については今までの人との公平性と財政状況を考えると困難だと、民間アパートとの公平性と分析が必要、公平性がないから考えていないと、そういうことで、新しい政策をですね、実行するには、前の政策とのその公平性を考えたら、もうい新規事業は全くできないという形になると僕は思っておるんですですけども、これについて、その新しい事業をやるについては、もう先の一、例えば1年後にこれをやるからちょっと待っておってくれっていう形の計画をすればですね、公平性は保てるというような気がするんだけど、そういうことについて町長はどうお考えですか。

町 長 いろいろ事業は打っていききたいというのは思うところは募るものがいっぱいあるんですけども、今までの行政の引き続きを私も担っておりますので、その順序というものが、今はだんだんそれを消化しているという状況でございます。今後新しい長期計画の中でですね、それに盛り込んで大胆な改革、進歩ができればいいなというふうに思っておるところでございます。

本多議員 定住をね、希望する人たちは、その住宅を建てる場所がどうしても要るんですよ。それで、駒ヶ根市を見るとですね、農地を5～6軒分ぐらい建てられる住宅地にぱっと造成して、すぐにうちは建つんですよ、そういう場所は幾つもあるの、っていうことは駒ヶ根市の民間業者が積極的に投資をしているというふうに考えているんですけども、飯島町の業者は全く元気がないのか、全くそんなことはしない、そういう、もし仮にですね、住宅地の造成を民間業者に任せるのであればですね、町長が建設会社に行って「ぜひ住宅地をつくってくれ。投資をしてくれ。」と、そういうお願いをすべきだと思うんですけども、町長、そんな気持ちはありませんか。

町 長 大いにございます。今後も町の全体のデザインの中で住宅地、教育環境のいい住宅地、また消費活動にも都合のいい場所というところをどこかというようなことを設定しながら、それがまた農地法には関係、外れるような、そういった場所を設定しながらですね、進め

ていくことは考えておるところでございます。目指すところは、経済も発達し、観光の方々も大勢出入りしていただけるこの地域を目指しているんですけども、最終的に、やっぱり人間ってというのは静かに暮らせる場所ということが最終的な落ち着き場所じゃないかなと、だから住環境がいいということは非常に大事だと思います。それを整えるといことは町の魅力、最終的な目標であろうと、このように考えておるところでございます。軽くきょうはあしらうんじゃないですね、片隅に常に、そういった住宅地、どの辺へいいかなと、課長たちともお話しておりますし、どこらへんを設定するか、今 3,000 坪、5,000 坪以上まとめてあかなきゃいけないんですね、この土地っていうのはね、今幾つか候補がありまして、ここは企業にするのか、住宅地にするのか、住宅地はほかにもっとないのかと、こういう課題は常に語っておるところでございます。よろしく御理解いただきたいと思います。

本多議員 よくわかりました。民間がやらなければ官がやる意気込みを期待しまして、時間がちょっと早いんですけども、質問を終わります。

議 長 8 番 折山誠議員。

8 番

折山議員 通告順に質問をしてまいります。初めに「上水道事業の長期展望を問う」ということで伺います。先ほど同一項目 7 回目という猛者がおられましたが、ちょっと私、そこまでは及びませんけれども、この質問、今回で 3 回目となります。これまでの経過を申し上げますと、1 回目は平成 25 年 12 月に、2 回目は平成 27 年 9 月の一般質問で取り上げました。1 回目の質問は、平成 32 年を見据えて策定した町の水道事業構想ともいえます町水道ビジョンにありました。ビジョンの中では「施設の老朽化対策や人口減少に伴う売上額の減少などにより、安定給水のために定期的な水道料金の値上げが必要だ。」というふうに記されております。以前から「町の水道水はおいしいが、料金は他市町村に比べて高額だ。」という町民の声が寄せられておりました。一方で、施設の浄水能力の半分しか販売していないという実態を鑑み、料金改定に頼った将来ビジョンに疑問を感じたことからの質問でございました。そこで、水道水の確保に苦慮している中川村との事業協力により、竜西地区への水の供給販売、事業提携、こういったものを提案し、できるだけ早期の中川村との協議開始を求めて検討するということの答弁をその段階では得ております。2 回目は県内 77 市町村の水道料金、これは信濃毎日の特集記事でございますが、比較で当町は 6 番目に高額であるというのが新聞紙上で報道をされ、伊南では最も高額であるというふうに報道をされました。近隣比較でしますと、中川村よりは 1 割強高い、駒ヶ根市より 3 割弱高額だ、宮田村よりも 4 割弱高額だということで、圧倒的な差が明確となったわけでございます。そこで、1 回目の質問以降の取り組みはどうなっているんだという状況についてお伺いをしたところでございます。3 回目となる今回は、改めて地域住民の声を受けたこと、また週刊ダイヤモンドという経済専門紙の昨年 7 月の特集記事で全国自治体別水道危険度ランキング、こういったものが発表されたことにより、今後の町の水道事業経営を危惧したことによる質問でございます。

質問要旨 1-1、直近の事業報告から経営の現状と課題をどう受けとめるかについて伺います。平成 28 年度水道事業決算によれば、営業収益、これは水を売って得た収入は 2 億 1,000 万円強でございます。これに対して営業費用、水道水をつくって家庭までお届けをする費用、これは約 1 億 7,000 万円で、営業収支は 4,000 万円近い黒字ということで、これは確か消費税、税抜きの数字だったかと思います。ちょっと勘違いかもしれませんが、資料には税込みと税抜きの 2 つの資料が同時進行で出ておりますので。一方で、資本的収入支出のうち主な収入は企業債、これは借り入れであります。借り入れをして 4,000 万円、対して主な支出は企業債の償還、借金払い 9,900 万円、建設改良費には 5,100 万円が充てられているという現状であります。結果、資本的収支の不足額 1 億 1,000 万円余は過年度分留保資金等で補填したというふうに報告をされております。昭和 40 年代に始まった町の水道事業でございます。施設や設備の老朽化には深刻なものがございます。今後莫大な投資が予想されるものでもあります。人口減少により販売収入が減少し、先ほど申し上げた営業収支は悪化していく一途、将来的なそういった状況から長期的展望に立った経営の課題をどう受けとめているのか、その点お伺いいたします。

町 長 折山議員にお答えいたします。水道の直近の事業報告からの経営の現状と課題をどう受けとめているかという御質問と受けとめさせていただきます。平成 28 年度の決算におきましては約 1,400 万円の黒字決算となっており、料金の回収率、ここでいう回収率というのは総費用に対する総収入なんですけれども、105%ということで、費用を上回っておるところでございます。また、平成 29 年度の決算見込みでも同程度の黒字決算となる見込みであります。このことから、経営の状態につきましては良好な、現在では良好な状態であると言えるのではないかなあというふうに思っておるところでございます。しかしながら、課題といたしまして、今後浄水場や管路施設の老朽化の対策を進める必要があります。浄水場につきましては、昭和 49 年度に竣工し、現在 40 年余り経過しております。また、耐用年数を経過した配水管につきましては約 17 キロ、全体の 11%を占める割合となっております。このために、平成 30 年度の当初予算において耐震性能のある配水管への布設が工事のスピードを加速し、浄水場については耐震診断を行ってまいりたいと思っておるところでございます。

折山議員 受けとめ方が、ちょっとざっくりいうと、おおむね私の申し上げたことを同様の内容で御答弁いただいたということで、認識は一緒かなあ、将来的に厳しい環境にあるよということで受けとめていただいているというふうにお聞きしておりました。

質問用紙 1-2、町の水道事業の危険度を全国でワースト 208、県下でワースト 2 と通告をしましたが、担当課で指摘をいただきまして、私一つずつ数えておったんですが数え忘れがありまして、県下ではワースト 3 でございました——とした経済誌があるということで、冒頭にも触れましたが、週刊ダイヤモンドが昨年特集した自治体別全国水道危険度ランキング、これは老朽した施設の改修などで財政難により将来の事業継続が困難となるなどの全国自治体危険度のランキングであります。水道に関わる自治体の危険度ランキングです。これは、水道事業計上収支比率、水道料金、もう既に高額な自治体は無尽蔵に挙げていくことに、やはり住民理解、いろんな制約があるんだろうということで、その指標

に挙げておりますが、料金回収率、先ほど町長、良好だというふうに言われていましたが、水をつくるコストと売り上げ、これの収入比率、また当該自治体の財政力指数、これは水道事業の経営の厳しいところは一般財源で補填をしている、補助している、支えているという自治体もあるということで、当該自治体の財政力指数が高いところはまだ頑張れるだろう、こういったことで、いわゆる、そんなようなそれぞれの指数を、数字を一定のルールで指数化をして、その合計値を比較したランキングで、この順位が高ければ高いほど将来的に水道事業の継続が困難になる危険性を抱いた自治体だということで、その週刊誌の見出しは「あなたの住んでいる町の水道は大丈夫ですか」こういった投げかけになっておりました。被災自治体や簡易水道を除く全国 1,219 自治体の中で、当町は危ないほうから 208 番目、県下では松川町、飯綱町に続いて 3 番目に危険な自治体であるというふうに位置づけられました。参考に、県下で最も安全な自治体は高森町であります。全国 1,219 中、安全な側から 3 番目に位置づけられております。参考に申し上げますと、月 20 トン使用の標準的な水道料金は、高森町は 3,790 円、最も危険とされた松川町は 3,716 円、3 番目に危険とされた当町は 4,168 円、資料によると、そういうことになっております。偶然にも最優良な高森町とワースト 3 の松川、飯島が、その境を接して並んでいるという状況であります。多分お互いに水源は中央アルプスに依存するものが大きいのではないかなあというふうに思うわけであります。この数字は、あくまでも民間の見方の一つであります、無視できない現状認識かと、特に移住を進める当町にとっては、こういったランキングは住んでみたい飯島町が上位のランキングに入ったことがあります、一方、好ましくないランキングに数えられてしまったという、全国に発信されたこの特集、大体お調べになったかと思うんですが、今どのようにお受けとめになっているかお答えください。

建設水道課長

経済誌のランキングに対する御質問でございます。この経済誌によります全国水道危険度ランキングにつきましては、全国の水道事業の財政状況を平成 27 年度の水道料金、計上収支比率、料金回収率、財政力指数の 4 つの指標から算出されているランキングでございまして、それぞれの偏差値を合計した値で評価をしているようでございます。このうちの財政力指数につきましては、一般会計の指標でありますので、水道事業単体の評価だけでなく、一般会計等からの経営補助の能力を含めた経済誌独自の評価であると推察されます。先ほどの御質問へのお答えでもありましたけれども、当町の水道事業会計におきましては、現在のところ黒字経営となっておりまして、料金回収率におきましても類似団体の平均では 93%でございますけれども、当町水道事業におきましては 105%と、費用に対する料金回収ができておりますことから、経営状態は良好であると考えております。ただ、しかしながら、人口減少によります収益の減少は避けて通れない課題でございます。税金につきましても水道事業の収益と同様に減少していくことを見据えて、一般会計に頼らない独立した経営を行っていく必要があると考えております。

折山議員

当町の高い理由が今わかったと思うんですが、支出を超えた収入、つまり、水道料金は高い理由はそこにあるわけですね。これが町に頼らない黒字化の大きな源でありながら、今度は投資的な部分で、これを留保していきながら、そちらの返済に充てているということで、いずれ行き詰まる、1 億、直近の決算では 1 億 1,000 万円、数千万、その留保を取

り崩しているわけですから、何年持つのか、そういったところで、危機的な状況にあることはお互いに認識ができたのかというふうに思います。

質問要旨 1－4、料金引き上げに頼らない安定経営に向け早急に具体的な取り組みが必要ではということについて伺います。私のこれまでの2回の質問に対して「おいしい水だから、料金が高いのは当たり前よ。」という声を私に寄せていただいた方もいらっしゃいました。今もあります。しかし、今後段階を踏んで6割値上げをしていかなければならないという数字があるわけですね。

そこで、質問要旨 1－3に入りますが、事業継続のために 2016 年度を起点として今後 30 年間で全国で6割の水道料金値上げが必要だという日本政策投資銀行が昨年4月に発表した試算があります。これも一つのそのサイドの試算であります。条件がついた。前述した週刊ダイヤモンドの特集記事によれば、これは、水道事業、これは投資的な部分と営業的な部分、合算してのことなのですが、値上げ後の計上利益がゼロ、つまり赤字であればゼロ、黒字であればゼロに引き戻すっていう、簡単にいえば赤字と黒字の境に、決算後、境に持っていくと、どれだけの値上げが必要かという、それを前提にした試算だそうあります。ちょっと申し上げてみますと、そのためには、2016 年度を起点とするわけですが、2021 年度から値上げを開始しなければならない。その後5年ごとに9.1%、20%、32.3%、46%、2016 年から30年後の2046年には63.4%の値上げが必要だということであります。これも一つの予測です。日本政策投資銀行の予測であります。ただ、この試算とは別に、町の水道ビジョンそのものでさえ、資金的収支は企業債償還や施設更新のために経営が圧迫され、定期的な料金改定により経営強化を図る必要があるんだ、きちんと明記しております。ですから、町長は先ほど今の経営はいいんだということに力点を置かれて言われていますが、私の申し上げているのは、今後どういう状況に至るかという部分を強く申し上げているわけであります。当町は、そう明記したということは、具体的には政策投資銀行の見通しのような改定と今後なっていくんでしょうか、その点をお答えください。

建設水道課長

御質問の日本政策投資銀行における試算につきましてでございますが、同様に当町水事業の平成 29 年度決算見込みの数値を用いまして、同じ条件で試算を行いました。その結果は、11 年後の平成 41 年度から計上損益が赤字となる結果でございました。これを解消するために今後 30 年間で約 1 割程度の値上げが必要となる結果となりました。また、値上げ後の1立方メートル、1リューベ当たりの金額につきましては、全国の推計値より、これにつきましては 50 円程度安い金額となっております。当町の水道事業におきましては、減価償却費が平成 35 年にピークを迎えます。また、支払利息につきましても減少傾向にあることから、経営費用は今後縮小していくと見込んでおりますが、人口減による料金収入の減少のほうが大きいことから赤字となると見込んでおります。今後につきましては、人口減少の社会情勢のもとでありますので、いずれ値上げは必要となると考えておりますが、値上げ幅を極力少なくできるよう経営努力してまいります。

折山議員

ビジョンでは定期的な料金改定が必要だといいますが、所管課長の御答弁は、いずれは可能性があるが、できるだけ抑えたいという、ちょっとよその視点から見るとちょっと楽観的なことかなあ、今後、よく考えてみますと浄水場の耐震、大きな改修が控えておるわ

けであります。まだ大きな起債を起こしていかなければならない状況が続くという中では、ちょっとこれ慎重に考えたほうがいいのかってということで、私は引き続き、やはりよその目から見たまだまだ厳しい状況が続いていくんだという視点で質問を続けさせていただきます。

質問要旨 1－4、料金引き上げに頼らない安定経営に向けて早急に具体的な取り組みが必要ではということで、具体的な部分でちょっと申し上げてみます。年々高齢化が進行しまして、年金暮らしの皆さん、そういった世帯が増加する中で、所得の多少に無関係な水道料金、質問要旨 1－4 に入ってます。無関係な水道料金の値上げというのは、間違いなく経済的弱者の生活を圧迫するものであります。政治が目を向けなければいけないのは、おいしいものは高いものと受け入れられる富裕層ではなくて、毎日入りたいお風呂を 2 日に 1 回とか 3 日に 1 回に節約して生活している皆さんに目を向けた政策を優先して実施していかなければならないというふうに考えるものであります。私は、これまで折に触れ、水源確保に悩む中川村と高い水道料金に悩む飯島町の協力関係構築を両町村の理事者、担当者に申し上げてまいりました。その後、協議、検討が随分進んでいるということを担当課から伺っております。特に中川村では、昨年策定した水道事業経営戦略、これは、いわゆる中期の総合計画に当たる 5 カ年の計画になるわけなんです、その中に明確な記述がなされておりました。「安定した上水道のために、配水区域の接する飯島町上水道との協議をしていく必要があります。」こういった一文がその基本計画というものに掲げられておりました。中川では 5 年以内に実現に向けて取り組んでいくんだということを村民にアピールした意思表示でございます。一方、当町ではどのような状況になっているんでしょうか、今後の料金改定を不安視する町民がおりますのは事実ですので、その皆さんに理解されやすいようにお答えください。

町 長

経営の要諦は「入るをはかり出るを制す」これに尽きるかなというふうに思っているわけでございます。水道料金の安い水をつくるか、安い水を供給するか、あるいは売り上げを伸ばすか、他市町村、飯島町よりも安い水道料金を行われているところは、箕輪のダムから水を引っ張ってきて、非常に安いということでございます。飯島町は自前で与田切川から、水道あるいは水田に引く水、すべて与田切川で賄っている、自分で賄っているという施設でございます。そういった中で、なかなかコストが将来的に上がっていくということは当然見えておるかなあというふうに思っております。でなければ「入るをはかる」というところに来るのかなと思います。町民の皆さんにできるだけ水道を使っていただきたいという思い、上水道を使わずに井戸を掘って賄っているという企業等もございます。できるだけ飯島町の水道を使っていただきたいなあと思うところでございます。それと、もう一つ、兼ねてからの懸案であります中川村の片桐地籍ですか、そこへの水の配給、あの地籍は井戸を掘っているそうでございます。そして、たびたび井戸が枯れるという状況の中で、安定した水の供給が欲しいと、こういう念願もあるそうでございます。そういったお話を中川の村長さん等から聞いておるところでございます。民意が固まれば、そういった方向性に行くのではないかと、私たちもそれを待ち望んでおるところでございます。そういった部分で、飯島町の今の利用者に御負担をかけずに、利用者を増やすことにより料

金の安定というものを保っていければと、このように思っておるところでございます。

ちょっと大事なことで、2、3点ちょっと確認させていただきますが、おおむね進めていただくという、そんな感じで受け取りましたが、その安い水をつくるかという発言なんです。駒ヶ根から北はダムから取水して、それを広域で引っ張って安い水を使っている。飯島は自前の設備できれいな水を、中川も自前なんです。しかも、うちよりも経費、コストのかかるであろうポンプアップ、井戸を幾つもつくってポンプアップでやっている。だから安いお水をつくるかどうかということよりも、お互いにおいしい水をつくり合おうという努力は一緒なんで、ちょっとよそが安い水をつくってコストを抑えとるといふ、そういう捉え方はちょっといかがなものかなというふうに、他の市町村に対してちょっと失礼かなというふうに受けとめました。あとは、「入るをはかる」御発言であります、町民の皆さんにもできるだけ使ってもらいたい、水を増やすために、人口減っていくんだから、先ほど申し上げましたが、生活が厳しくて使いたくても使えない人たちに目線を据えた政策を打ってほしいと申し上げたことを思い出していただきたいと思います。毎日お風呂へ入れることが一番いいんでしょう、衛生面でもいいですし、でも、そうでない人たちもいて、その人たちに水を使えというのは酷な話かなあということで、私の申し上げておるのは、町長が一番最後に言うていただきました。浄水能力の半分しか売っていないんですから、売れる水を増やすには、よそと連携をして協力関係を結んでいく、このことで高いコストが安いコストになり、そのことで、もしかしたら値上げをせずに済むかもしれないし、引き下げることも可能ではないのかなあということの提案でありますので、ぜひ、そこへ一点集中で全力でお取り組みいただきたいと思ひますし、全国的には、もう投資的なことが、もう控えておりますので、どこの自治体も、広域化とか近隣連携ビジョンなんていうのは県の水道のビジョンの中にも明文化されている言葉であります。もう近くと力を合わせて経営基盤を強めていこうよというのが全体的な動きでありますので、ぜひ、町長が最後に申し上げられた近隣との連携については、そこへ一点集中で、ぜひ町民のために全力投球をしていただくことを求めまして、質問事項2「農家民泊の取り組みを問う」について伺ってまいります。

これまで宿泊施設を提供するには旅館業法による宿泊施設によってまいりましたが、近年の外国人観光客増加による宿泊施設不足や人口減による空き家の増加などの社会的背景によりまして、昨年6月、新たに住宅宿泊事業法が成立をいたしました。そして、この6月15日から施行されます。町の告知放送によりまして、今夜それに関する説明会もあるようで、いい話になるといいなというふうに思ひます。これを受けまして移住してきた若者の声をもとに伺ってまいります。

質問要旨2-1、この6月から施行される農家民泊は、町長の目指す観光客受け入れの滞在基盤として期待されるが、このことについて伺ひます。昨日の一般質問の中でも触れられておりましたが、当町はさまざまな観光客を呼び込む努力をしても宿泊施設が少ないという指摘がなされております。滞在体験型観光企画が先行しておりますが、宿泊が町外では効果は半減してしまいます。空き家が多くなったということは、先ほどの議員の一般質問の中でも、その対策として、もう考えていかなければならない、こんな時代背景がご

ざいます。過日、中川村のハーフマラソンでは4,000人弱のエントリーがあったそうですが、応援者も含めると人口4,800人の中川村にほぼ匹敵する、その人口に匹敵する人が村外から中川を訪れたのではないのでしょうか。私の経営する山荘にも8名のマラソンの参加者が宿泊したことから、遠方からの参加者は飯田市から駒ヶ根市くらいまでの範囲に分散して宿泊していたんじゃないかなということが想像されます。過日、中川村長は「イベントの経済効果が近隣にまで波及した。」と振り返っておられましたが、一方では、すべて村内で受け入れられなかった残念さもあったんじゃないのかなあというふうに私は感じっております。多くの宿泊施設が町内にあれば、大きなイベントや多数の滞在体験型観光客を受け入れる基盤になると考えるものであります。当然その中にはキャンプ、グランピング、こういったものも入るわけなんです、施設的には大きな基盤になると考えています。このたびの民泊は、まさしく町民参加型の観光事業に直結するエネルギーになるというふうに期待するものなのですが、その点、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 農家民泊につきましては、昨年の9月定例会及び3月定例会の一般質問におきまして、営農センターが中心となり平成31年度の実施に向け受け入れ希望者の掘り起こしと、同時に研修会を複数回実施すると答弁させていただいたところでございます。第1回目の研修会は昨年3月19日に開催しましたが、約20名の参加状況でございました。御夫婦の出席や町外者の方も含めておりますので、実質的には町内希望者は半数の10軒ぐらいかなと推測しております。しかし、まだやってみたいという方がまだいらっしゃると思いますので、引き続き取り組み希望者の掘り起こしを行いながら、実施に向けて検討を行ってまいりたいと思っております。この農家民泊の実施は、議員のおっしゃられるとおり、滞在型で観光客を受け入れることができる有効な都市と農村の交流の手段の一つと考えておるところでございますので、町といたしましても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

折山議員 ええとですね、ちょっと町長の考えていらっしゃる、そうですね、農家民泊、今回の新しい民泊のことを言っていると思うんですが、質問要旨2-2、民泊事業参加者を増やすため企業支援が必要ではということへ入りたいんですが、20名の希望者がいたということで、これ、新しい法律ですと、こんなふうなことなんです、これを提案してくれた若者は、空き家活用の事業に意欲を持っている方なんです。しかし、空き家を活用するにしても法律の定めのある一定の、やっぱり台所、トイレ、炊事場、何々っていう設備をきちんと整えなければならないということがあります。それから、その事業主さんがそこに住んでいる、いろんな形があるわけなんです、居住ということを前提にされる、だから、そこかであいておるところを事業主になって民泊の施設としてやっていくということは不可能な、いろんな制約があるわけなんです。事業主がそこに住みながら行っていくという、それからまた、食事を提供するとすると、今度は別に飲食業の許可も必要となってくるわけでありまして。投資額も大きくなります。それから、旅館業を圧迫しないように年間の宿泊数も180日を上限に定められております。ですから、目いっぱい稼働しても稼働率はそんなに高くいけないということなんです。したがって収益も上がりにくいこの民泊という事業になっていくのかなというふうに思います。そのために、まずは受け

入れ基盤を増やすために参加者にたくさん参加してもらいたい、空き家を活用してそこに住みながら民泊をやっていただける方を1人でも増やしたい、これが先ほどの議員の空き家対策にもつながると思うんですね。今の町の制度でどのような支援があるのか、これ起業ですね、やっぱり一つの起業ですから、どのような起業支援があるのか。先ほどの議員の質問とかぶりますが、空き家対策の中で、そういった活用の支援は別枠で考えられないのか。あるいは、町独自に観光に力を入れようとする下平町長ですので、この分野に特化した支援の政策を厚くしていく思いはお持ちなのかどうか、この点について伺いをしたいと思います。

産業振興課長

農家民泊に取り組まれる皆様に対する支援ということでございますが、現在は、そういった明確にする支援策はないかというふうに思っております。しかしながら、これから検討していくということでございます。特に先進地では、保健所への旅館業法等の許可申請手続料に関する費用に対する補助、また、今議員おっしゃられました台所や風呂場、そういったものの改修補助等を実施しているところもございます。当町におきましては、まだまだこれからでございますが、取り組み希望者の皆様の御意見もお聞きしながら、支援策を前向きに検討してまいりたいと思っております。

折山議員

たまたまこのことを提案してくれた方が農業を営む若い方でしたので農家民泊ということをお願いしましたが、農家民泊でなくて民泊という一般の人たちがやることも可能な今度の法律であろうかと思っておりますので、ちょっとできたら支援の検討段階では幅広い、ちょっとってことで、1人でも多くこのことに参加してくれることが必ず町の力になると信じておりますので、ぜひそのようなお取り組みを求めて、最後の質問項目へ入りたいと思います。

質問事項3「農業人材不足克服の取り組みを問う」この地に移住して現在農業に汗している若い御夫婦の声であります。今日の農業は慢性的な人手不足になっております。シルバー人材に頼ろうとしても、屋外の農作業は敬遠されがちになっているようであります。季節的に多くの人手が必要な作業、こういったときには人材を確保することに苦労しているようであります。そこで、この方から幾つかの提案を受けて、町でこういうことにぜひ取り組んで、いわゆる農業支援、担い手不足とは違って、サポートする人間の確保という意味での支援なんです、例えば一番考えられるのは、ここの地域に余り大きいつながりはなくて、よそから来て農業をされ始めた皆さん、割合そういう方には地域の周りの人が意外と手を出して支えているものなんです、それでも町がそこにサポートに入っただけだと、かなり融通がきくのかなあということ、幾つか提案を受けております。質問要旨3-1から3、一括でお伺いいたしますので、何か可能な取り組みがあったら、ぜひお答えをいただきましたなあと思うんですが、3-1、外国人研修生の受け入れの取り組み、これを提案がありました。私の近くにも大きな農業生産をする会社がありまして、フィリピンの方なのかベトナムの方なのか、私、顔を見てもよくわかりませんが、外国の若い女性の皆さんがそこで働いております。多分研修っていう形で入っているのではないかなというふうに思いますが、個人がそういった方を受け入れるっていう体制づくりは町が何か取り組める部分はあるのかどうか。質問要旨3-2、企業等の作業研修受け入れの取り組み

なんですが、過日、町長のほうから大企業の社員研修があったっていうふうなことをお話、お伺いしたような気がいたします。社員の研修を兼ねて農業、農作業、草刈り等の農作業をしたっていう、されたっていったようなことをお聞きしたような気がするんですが、こういった取り組みが深まっていった、個人事業主のほうまでそういった研修先ということとつなげていくことが可能かどうか、そういった事業の取り組みの継続についての見通しをお伺いします。質問要旨3-3、学生などの人材バンク設立の取り組みの提案がございました。これは、農業関連の大学、例えば今東大生と筑波大の学生がフィールド調査に飯島町へ年にかかなりの時間入ってきております。こういう皆さんが自分の学費の稼ぐってというようなこと、また農業研究っていったこと、技術の習得、こういったいろんなことと農家の皆さんの人手不足解消、こういったものをバンク的なものを設立して両者が補えるもの、そういった取り組みはできないのかなという、この3点の提案がありましたので、町のお考え方を一括してお伺いいたします。

産業振興課長

それでは、まず最初に外国人の研修生の受け入れの関係をお答えさせていただきます。長野県内では南佐久郡の川上村の受け入れが大変有名でございます。目的としましては、研修生は学んだ技術を自国へ移転できること、一方、受け入れ農家は不足する労働力の補完が主なものと考えられます。外国人の研修生の多くは、厚生労働省の外国人技能実習制度というのがありまして、これを活用して行われております。農業分野でも、この制度を活用するには農業者や農業法人が直接受け入れできないようになっておりまして、中間にですね、コーディネーター役を担う管理団体、上伊那ではJ A上伊那がこれができるようになっておりますが、これが必要となっているということでございます。J A上伊那では、現在この制度で館内に20名弱の受け入れを行っており、飯島町にも1農業法人に2名の方を受け入れておるという実態がございます。必要があれば受け入れ可能という状況でございますので、また産業振興課のほうにお問い合わせいただければよろしいのかなというふうに思います。続きまして企業等の作業研修の受け入れの関係でございます。町への企業研修の受け入れにつきましては、昨年4月に一つの企業の新入社員の研修として行われまして、ことしも6月4日～6日にかけて、これは別の会社の社員の皆さんですが、ボランティア研修ということ当町に訪れていただいております。研修内容は林道や森林整備でありまして、農業関係ではございませんけれども、このような企業研修が農作業の忙しい時期などにマッチングできれば、こういうことの実施も可能ではないかなあというふうに考えられます。ただし、農業での研修の受け入れでは、来ていただく社員の方々が毎年変わっても受け入れる側が「あの企業ならいいよ。」というような信頼関係も必要だと思いますので、毎年違う企業で年1回だけというのではなくて、継続的に実施いただける企業が理想ではないかなあというふうに考えております。それから、最後の学生などの人材バンクの関係でございますが、これ鳥取県の事例が全国的には有名なあというふうに思っておりますけれども、学生などの人材バンク設立ということは、そういった仕組みができれば将来就農につながる可能性もありますので、大変いいかなと思います。また、農業部門への効果のほか、若い学生が町内で活動するということは町にも元気が出るなどの効果も期待できますので、有効な手段の一つであるというふうに考えております。人材バン

	ク的な取り組みとしまして、今年度、飯島町の営農センターでは担い手法人と懇談する中で、農作業の中で一番負担となっている草刈り、これについて非農家の方々も含めまして幅広い年代で草刈り作業を担っていただけるかというような意向調査を行いまして、意欲のある方々の情報を本人の承諾を得た上で法人のほうに提供するなどの人材バンク的な取り組みもやってみようということで計画しております。これによりまして農作業の労働力の補完を図っていければなあというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
折山議員	ちょっと要旨 2 番目の企業研修の受け入れのところなんだけど、継続的な企業が理想だということまで申していただいたんですが、こういった方向での取り組みをいただけるということでよろしいですね。
産業振興課長	受け入れ側の農業者のほうの受け入れ態勢、それから事業のニーズ、これのマッチングが必要ですので、この企業の受け入れは地域創造課のほうの営業部のほうでやっておりますので、一緒になって、そういったマッチングが可能になれば、やっていくのも農業部門としてはありがたいかなあというふうに考えています。
折山議員	ちょっと農業の人材不足、これから年々厳しくなっていく現状わかりますので、ぜひ今からいろんな角度からの取り組みをいただけるということが確認できましたので、以上で私の質問を終わります。
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻は 10 時 50 分とします。
休 憩	午前 10 時 28 分
再 開	午前 10 時 50 分
議 長 7 番	会議を再開します。一般質問を続けます。7 番 竹沢秀幸議員。
竹沢議員	それでは通告に基づき一般質問を行います。今回は 4 項目について質問いたします。まず第 1 に「千人塚水中花火大会」を町全体のイベントとして実施を。」についてであります。去る 5 月 26 日、第 11 回の水中花火大会を実施いたしました。新聞記事を配付してありますのでごらんいただきたいと思います。この水中花火大会の特徴でありますけれども、花火の大きさですけれども、野球のボールくらいの花火、2.5 号、それからソフトボールくらいの大きさのもの 3 号、この 2 つの花火をですね、導火線に着火をいたしますと 7 秒で爆発するようになっておりまして、これを煙火の従事者の皆さんが池へ投げ込むとですね、池の中で破裂して扇方に見られると、こういう花火でありまして、この花火自体は全国の各花火大会の中では見られない個性的なオンリーワンの水中花火大会であります。例えば皆さん御案内の諏訪湖の花火大会ですとか災害協定の友好関係あります鳥羽市のみなとまつりの花火大会などのスターマインなんですが、あれは、島、浮き島ですとか、あるいは船、あるいはいかだにセットいたしまして、スターマインをそれで上げるわけであります。この投げ込みの水中花火っていうのは飯島町だけのものであるわけであります。そ

	こで、先日、下平町長ほか役場関係職員にもごらんをいただいたわけでありますけれども、質問要旨 1－1 であります。町長として鑑賞いたしましての感想はいかがであったかお尋ねします。
町 長	竹沢議員にお答えいたします。過日、5月26日の千人塚水中花火大会でございますけれども、天候にも恵まれて大勢の観客の中で迫力のあるスターメインや新作花火を間近で鑑賞させていただきました。実行委員会の皆さんや七久保地区の勢いをあらわす大変見事な花火大会だったと感じております。水中花火は、近隣でも実施しているところはなく、飯島町ならではの特色のある花火大会であり、より多くの方に見ていただきたいと考えております。千人塚は最近注目される場所になってまいりまして、大勢のお客様が入りやすくなっております。その中での花火、有志が意地と根性で続けてきた花火大会だとお聞きしております。それも手で投げ込んで花火を上げるという、ほかにはない珍しい花火の打ち方だなあというふうに思いました。また、それも湖面に映って、その姿も美しいと思いましたし、また、あの花火の音をですね、近くで感じられる、この近さ加減がまた非常にいいところかなあと、場所的にも非常におもしろい花火大会だったというふうに感じて帰ってまいりました。
竹沢議員	水中花火大会について感想をいただきまして、関連でですね、我が町に地域創造課ができて、中信のほうから県の派遣でおいでいただきました下條課長のほうで感想についてありましたらお尋ねいたします。
地域創造課長	御質問ありがとうございます。感想でございます。先ほど町長が申し上げたとおりのところで同様なところがございます。私もそんなに多く花火大会に行っているわけでもないんですが、乏しい経験の中ではございますけれども、その飯島町ならではの花火大会というのは、町長先ほどおっしゃいましたけれども、そういうところはあるかと思います。また、5月という時期に行われるということは、近隣、長野県内で多くは7・8月ということで、水中花火の関係、投げ方の方法の違いはありますけれども、水中花火ってというのは大体7月8月が多く行われるところが多いというところがございますので、その辺、5月という時期は非常に注目を浴びるのではないかなと思います。それから、城ヶ池のところでコンパクトというところで非常に花火が近くて迫力があるというところは、他の水中花火大会では、諏訪湖ですとやっぱり大きいものですから、湖畔でないとやっぱりその迫力は感じるできないということですが、水中花火大会ですと、ほとんど見に来られた方がその迫力を感じることができるというところがあるかと思います。また、30分という短時間ではあったんですけども、その花火の打ち上げの紹介というのが非常に短いと思ひまして、次々と花火が打ち上げられるということで、見に来られた方を非常に飽きさせないような、そういった構成になっているのではないかなあという、そういうような感想を持ったところでございます。非常にありがとうございます。
竹沢議員	それでは、お2人から感想をいただきました。冒頭申しましたように、この投げ込みの花火は飯島町唯一のものかと思うわけでありまして、今後さらにですね、多くの方々に感動を与えられたらいいのかなあと思う次第であります。 質問要旨 1－2 であります。この水中花火大会はですね、もともとは町の行事として桜

祭りの一環として行ってきたものであります。我が飯島町は自立を選択いたしましたので、この時点で中止となりまして、その後、七久保地区の地域づくり委員会の事業といたしまして、七久保煙友会の熱い思いもありまして、連携し、区民の皆様に協賛金を毎年募って実施をしてきたところであります。実施の時期ですが、当初は桜の咲いたころということで4月開催しておりましたけれども、夜寒いということで5月の最終土曜日というふうに変更し、現在までことしで11回開催してきましたが、途中、3・11の東日本大震災があったときだけは自粛をしたところであります。私も個人的に、この間、事務局長としてかわってきましてけれども、この間、区民の皆さんの協賛をいただき開催できましたことを感謝申し上げる次第であります。ことしは七久保区長が呼びかけをいたしまして飯島区、田切区、本郷区からも協賛をいただいたわけでありまして、この方々にも当日は御案内申し上げて花火をごらんいただいたところであります。こうした経緯を受けまして、4区といたしましても町全体、町民全体で盛り上げるイベントが一つでも町全体の中に多くあったほうがいいんだということの考えに至ったわけでありまして、今飯島町といたしましては観光計画に基づく観光戦略会議を今後行うわけでありまして、与田切溪谷、千人塚を中心とした中でのキャンプやアウトドアスポーツなどの計画をするところでありまして、これを機会に、ぜひ千人塚水中花火大会を町全体のイベントとして実施することを求めるわけでありまして、さきに七久保区長より町長にこの件についての要望書が提出されてあるわけでありまして、この要望に沿って実施いただけるかどうかについてお尋ねいたします。

地域創造課長

先ほどの千人塚の水中花火大会を町全体のイベントとして実施をという御要望のお尋ねでございます。昨年度策定しました町の観光基本計画におきましても千人塚の水中花火を初めとしました町内で行われる花火大会、こういったものは町の誇る大切な観光資源として町の内外へ伝えていくべきものであるということで定めているところでございます。11回にわたる地域の皆様の御尽力で実施されておりますこの水中花火大会を町のイベントとして実施していくためにはということでございますけれども、一方で、そういった町全体で水中花火大会を盛り上げるための実施体制の整備、あるいは先ほど議員さんから御指摘ありました開催時期、当初4月から5月に移ったという経緯、それから駐車場の不足、こういったものの課題については、まだ引き続き検討する必要があるというふう考えておるところでございます。以上でございます。

竹沢議員

課題については幾つか申されておりますが、どうするかという結論はまだ出ておりませんので、もうちょっと突っ込んで話をしたいと思いますが、今後町として開催していく場合に、七久保煙友会の皆さんの意見も賜っておりますけど、ここまで来た経緯からいいますと、今後進めていく場合に主体は、七久保地区の地域づくり委員会や七久保煙友会が中核となりましてこの事業を継続していく、その上で町として資金支援や広報活動などを後方支援していただくと、こんな形で、現在は七久保の区民の皆さんの協賛した人を中心に花火を見てきていただいておりますけれども、まずは町内のほかの全地区の町民の皆さんに来ていただいて見ていただく、また外へ向かって宣伝して見ていただく、そうした形での町一体での大会になればどうかなあと思うわけでありまして。ことしの取り組みの中で、まちの駅の地域おこし協力隊の皆さんがおいでになりますけれども、この皆さん方が呼び

かけいたしまして京都から 20 名のお客さんが旧紅葉園に宿泊して花火を鑑賞していただきました。また、広報活動の中では、町のホームページにも掲載していただきましたが、これを見ていただいたテレビの長野朝日放送がこの記事を捉えまして番組として終末ガイドのほうで番組を放映していただいたりしたわけでごさいます、そういうことでの広がりも見てきている今日であります。先ほど課長のほうから答弁がありましたが、今後取り組んでいく場合の実施体制の問題、それから開催時期、それから駐車場も確かにですね、以前に桜祭りをやっておるころの段階で水中花火で大勢のお客さんが見えまして駐車場が手狭だったと、そういう経験もあるわけでありまして、現在は余りよそへはPRしないで協賛していただいております七久保区民の皆さんを中心にしてやってきたと、こういう経緯もあるわけですが、いろいろ課題もあります。改めて、この大会を町全体の大会とすべく、町としての資金援助や広報活動などを含めて町全体のイベントとしていただけるように求めるわけですが、町長の見解を求めます。

町 長

イベントとしては飯島町の特色あるイベントであるというふうに思っております。また、こういったイベントは、まずは志のある人間が、また、その趣を興じる、その同志がですね、集まって、そういう方々が始めていくと、この歴史が募っておるのかなあというふうに思うところでございます。前は久しぶりに大がかりにそれができたという段階だと思っております。町全体のという冠がつくとなるとですね、そのイベントにより多くの方々が参画する、町民にも認知される、そういった部分がまずは大事で、そのものが自然発生的に大きくなっていくということがまず欠かせないだろうというふうに思っております。今まで飯島町で町全体のお祭りというものに幾つか取り組んできたわけなんですけれども、行政が主導してこの祭りを全体の祭りにしますと言ったことはないわけでごさいます、みんなが、若者が、いろいろな方々が集まってですね、自然発生的に盛り上がって、そこへ同じ志がみんな集まってきていただいて、それで大きくなってきた。例えばあんどん市、その前のちょうちんみこし、最近では俵マラソン、そういった自然にその輪が広がってくると、こういう過程でみんなが認知する中で町全体のと、こういう冠がつくのかなあというところでございます。でありますから、私は大きな期待をするところでございますけれども、さらに多くの方々の同志を集めていただくことをお願いしたいなというふうに思っております。今後を見守っていきたいと思っております。しかしながら、今の時点でも、広告宣伝等についてですね、まちづくりの一環として、地域おこしの一環として、行政ができることはお手伝いしてまいりたいと思っております。ぜひ頑張りたいと思います。

竹沢議員

こうしたイベントは、志のある人、同志がやるべきで、そこが大切、そういう歴史があるんだと、また町全体のイベントとするには、もっと多くの人々が参画できるような、それもまた町民の皆さんが認知をいただくような、そういうものでなければいけないというお話でございました。おっしゃるとおりだと思います。今後ですね、観光戦略会議の中でも議論もされるでありましょうし、そういうところでこの課題もテーマとして取り上げていただいて、一つの町全体のお祭りとなるように願うとともに、後段、今御答弁いただきましたが、町としてできる広報支援は引き続きやっていただけるということでもあります。

ので、引き続き御支援をいただきたいと思います。

それでは質問項目2のほうに入ってまいります。これは交通安全対策についての提案であります。2-1、これ町民の皆さんから具体的に提案していただいた案件でありまして、お手元に写真を配付してありますが、これを見ればわかるかと思えます。町道広域2号線の2カ所の写真を配付してあります。道路左側のガードレールと電柱の位置をごらんいただきたいと思えます。①の写真のほうはガードレールの外に電柱があります。②の写真はガードレールの内側、車道側に電柱があります。この箇所の方は歩道の工事が完成し、歩行者には大変よい環境となったわけでありましたが、よく見てみますと、公道上、車道側に電柱があるということで、運転する側から見ると安全対策上問題があるのかなあと、こういうことの問題であります。対策としてどうしたらいいかということでありますけれども、電柱に蛍光塗料を加工してある巻き板をつけてですね、危険を知らせる、よくあるのは黄色に黒い線をした表示板ですね、あんなようなものかと思えますけれども、そうしたものを付けることによって少しは危険回避ができるんじゃないかと、自動車を運転する高齢者を含めて、交通安全対策として設置を求めますけれども、見解についてお尋ねします。

建設水道課長

御質問いただきました電柱につきましては、県営農道整備事業によりまして歩道整備に伴い支障となったため移転したものでございます。この電柱の移転先につきましては、歩道が1.5メートルということもございまして、歩行者の通行の支障とならない場所を検討する中で、この場所への移転となりました。この位置につきましては、構造令的には歩道内ではありますけれども、車道との境に設置されております。こういったことから通行車両との距離が近い状況にございますので、議員の御提案のとおり注意喚起する表示板の設置につきまして電柱設置業者と協議をしましてまいるところでございますので、よろしく願いいたします。

竹沢議員

ただいまの件は実施していただけるってことですけれども、参考にお伺いしますが、こうしたような事例が町内ほかにあるかどうか点検されているでしょうか。

建設水道課長

改めて点検ってことはございませんが、パトロールの中で見受けられた危険な箇所につきましては、表示板を設置するなどの、それが道路占用物であれば指導をしておりますし、道路管理者として必要なところがあれば、そういったものを設置をしておるところでございます。

竹沢議員

続きまして3番目の質問項目であります観光客受け入れの環境整備について2点質問いたします。質問要旨3-1であります。与田切公園の利用者が犬を連れてくることを許可して、あわせてドッグランの設置を求めるについてであります。この項目も町民の皆さんから要望がありまして、先般の飯島町営業部の総会でも出された意見でありまして、具体的には5月の連休に与田切公園を訪れた利用者からの要望であったわけでありまして、現在は、その家族同様に動物を愛護する、とりわけ愛犬家は増えておるわけでありまして、キャンプなどのアウトドアスポーツ愛好家も犬を連れて行動するわけでありまして、与田切公園は、現在は犬を連れての利用は禁止しておるわけでありまして、これを規制緩和をして許可していただきたいと、こういうことであります。それからドッグランですけれども、私が議員になって2年目のころでしたか、ある町民の方から投書をいただきまして、ドッグ

ランの設置について町へ要望してほしいということで、当時一般質問をしましたけれども、当時は、この場にもおりますが、担当の職員だったところに断られた記憶がございます。これから策定する観光計画の具体化の中でも与田切溪谷から千人塚までの一帯開発のためにも、こうした課題も時代の要請であり、規制緩和を求めるわけであります。それから、ドッグランの必要性についてですけれども、与田切公園の場合にはですね、遊具がたくさんあるわけでありまして、プールもございます。川遊びもできます。すなわち幼児などの小さいお子さんが大勢利用するわけでありまして、その犬による被害というのも想定されるわけでありまして、ドッグランを設置すればお互いに楽しく遊べると、こういうことでありますので、犬を連れてのお客様の規制緩和の許可とですね、それからドッグランの設置を求めるわけであります。要は、こうしたことによってなるべく高い受け入れ態勢の与田切公園となるように整備を求めるわけですが、実施いただけるかどうかお尋ねいたします。

地域創造課長

与田切公園にペット、特に犬を連れてくる、あわせてドッグランの設置を求めるという御質問でございます。当然、近年のペットブームもありまして、ペットも家族同様に一緒に旅行ですとか、そういったレジャーに同伴をするということの、そういった需要が高まっているということは承知をしているところでございます。また、これまでも利用者の方からですね、与田切公園の利用者の方からですが、ペット同伴の利用を望む声があるということも承知をしているところでございます。一方で、先ほど議員さんのお話にもありましたけれども、多くの子どもたちが利用される公園ですので、衛生面ですとか安全性といった面でペット同伴利用に関して慎重にという、そういった考えもあるということも事実でございます。こういった状況の中にありますけれども、住民の方ですとか利用者の御意見を伺いながら、与田切公園の利用方法について今後検討を進める、観光戦略会議ですとか、住民の皆さんに参加いただくワークショップ、こういったところでドッグランの設置も含めてですね、ペット同伴、ドッグランの設置も含めてですね、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

竹沢議員

ただいま答弁いただきまして、今後、需要の問題、それから利用方法などを含めて、戦略会議あるいはワークショップ等々を含めまして、ペットの導入についての規制緩和とドッグラン設置について検討するということでありますので、こうした利用者の皆さんの、また町民の皆さんの要望がですね、ぜひ実現できるように努力を求めまして、3-2のほうに入ります。

千人塚公園でありますけれども、拠点施設もできましてキャンプ客の増加も見込まれるわけでありまして、いろんなイベントも多いわけでありまして、そこで屋外放送施設が必要であるということでの質問であります。まずは、平成29年度飯島町観光地域づくり拠点施設が竣工いたしましてキャンプ客増大が期待されるわけでありまして。また、若手の皆さんが頑張りました遊広場を中心にした千人塚祭典や先ほど申し上げました水中花火大会もたくさんのお客様でにぎわったわけでありまして。また、今後予定されているイベントでありますけれども、ことしの秋には千人塚農園カモミールの皆さんが長野県元気づくり支援金を受けまして、この9月9日の日に懐かしのヒット曲「冬が来る前に」御存じで

しょうか、「冬が来る前に もう一度あのひとめぐり逢いたい」と、こういう歌ですけども、フォークグループの「紙ふうせん」を呼んでコンサートが予定されております。また、南信アクティビティの皆さんによるアウトドアスポーツイベントですけども「アクティビティパーク 2018 in 千人塚」と題しまして、昨年は800人ほど来たんですけども、ことしは2回目ですが9月16日の日曜日に開催が予定されておるわけでありまして。この放送施設につきましては、七久保区長さん、また南信アクティビティの代表の方からも要望をいただいておりますのでありまして、要は、このイベントも多くて、これからいろいろ観光客も増えてくる、そういう中で、いろんなイベントの折の情報を伝えることもそうですし、有事の際の緊急放送も含めて屋外放送で伝える必要があるかと思っております。大昔はそういう施設もあったと思いますが、老朽化で今使えないものでありますので更新を求めると、こういうことでの質問であります。実施していただけるかどうかお尋ねいたします。

地域創造課長

千人塚公園への屋外放送施設の設置に関するお尋ねでございます。千人塚公園に屋外放送設備を整備することによりましてキャンプをされるお客様への御案内ですとか、あるいは先ほどお話にもありましたイベントでの活用、あるいは危機管理の面においても非常に有効に活用できるのではないかというふうに考えております。また一方で、千人塚公園につきましては城ヶ池を挟みまして東西に長く、ただ、民家も近いということもありますので、騒音とならないようなスピーカーの位置ですとか向きというのを工夫する必要があるかというふうに思います。また、県立自然公園内という立地上、景観にどの程度配慮するのかということも研究する必要があるかというふうに考えております。こういった状況でございますので、与田切公園も同様でありますけれども、類似するキャンプ場や公園のこういった事例を参考にしながらですね、屋外放送設備についての研究のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

竹沢議員

いろんな意味で有効な施設であるという認識とともに、設置する場合にはスピーカーの位置だとか景観等にも配慮したことで研究していくということでもありますので、ぜひ実現に向けて研究を求めまして、最後の質問であります「中学校における運動部活動の課題は何か。」についてお尋ねしてまいりたいと思います。

去る日曜日、6月17日の日に中体連の各種大会がありまして、我が飯島中学も女子ソフトテニスや女子バレーボールなどが南信大会に進出する予定であります。私の身内ですが、3年間野球部で活動してきましたけれども赤穂中学校に7対2で負けてしまいまして、少年野球のころから続けてきた7年間の野球も終わっちゃいましたので、昨日は飯中は中体連の振りかえ休日ということでお休みでしたので、うちの身内もきょうから今度は高校進学に向けて勉強に頑張ってもらいたいと思うわけでもあります。例えばですね、中学の野球部の活動状況について考えてみますと、1週間を見ますと、月曜日はお休みですが、火曜と木曜日が社会体育の活動での部活、それから水曜日は朝練、金曜日は中学の部活、それから土曜と日曜日は社会体育と中学の部活での対外試合がしょっちゅうございまして、遠征試合など頻繁にあるわけでもあります。御指導していただいております担当の先生に対して、この努力に対して感謝を申し上げるわけではありますが、飯島中学における運動部活のですね、活動の種目がどのくらいあるのかよくわかりませんが、6つほどでしたか、あと部活

教 育 長

動に費やす1週間の時間の配分は適切なのか多過ぎるのか、参考に、その先般の飯島中学の中体連の活躍の状況も触れながら、前段、御答弁をいただきたいと思います。

中学校の運動部の件についてのお尋ねでございます。現在中学校には部活は全部で10ありますが、運動部はそのうち7つであります。野球、サッカー、男女のバレー、バスケット、ソフトテニス、あと3つは学芸系で演劇、美術、吹奏楽という状況であります。当然顧問も必要ですが、主顧問となり得る県費負担の教員は16人おります。運動部の加入状況ですが、男子は90人、72.6%、女子は41人で39.8%、全体では57.7%の生徒が運動部に加入して熱心に活動しております。この57.7%という加入率ですが、手元にあるのは県の平成25年の数字ですが、県平均が60.1%ですので若干県平均よりは低い、これは女子の率が低いということでもあります。全国は、国に比べて県が約7.7%当時低かったものですから、全国に比べても加入率は若干低いということが言えると思います。課題、大きく課題は2つあるんですけれども、1つは生徒が減ってきたことによって部員が減少したと、それとともに顧問も減少、顧問の数も当然減少しているわけで、運動部が7つあって、本来は2人ずつ顧問をつけて、大会に2人ずつ行きたいわけですが、副顧問が兼任している場合があって、どうしても1人で連れていかなきゃいけないというケースも出てきます。けが等を考えると2人いけるといいというふうに思います。また、今回の新聞報道にもありましたが、通常の運動部活動にはなくても選手登録をして出場して入賞している子どもたちが柔道、剣道等ございます。これらはですね、通常はないもんですから、大会のときに臨時の顧問が連れていかなければいけないわけですが、通常ある部活の数でも足りないもんですから、ことしはですね、近隣の学校の先生に、その部活があるところの先生に引率を頼んで、5つほど、その剣道とか柔道とかを合わせて5つほどあるんですけれども、お願いできましたが、これはいつまでも続くという保証はありませんので、場合によると顧問がついていなくて参加できないケースも今後考えられるという、そういう厳しい状況にあります。もう1点は、今お話にありました社会体育とのかかわりであります。国、県のガイドラインが示されまして、部活の延長としている社会体育については部活動に一本化するようにというのがそれらに示されております。部活が終わった後、社会体育に移行するということ、よくあるんですけれども、社会体育として組織がきちんとしていて、指導者もきちんとしていて、純粹の社会体育ということで、場合によっては部員以外も加わるかもしれないという本来の社会体育であればいいわけですが、幾つかのケースの場合は、指導者が実際にはいないので顧問の先生が熱意やボランティア的にその後まで面倒見ていただくということがあります。子どもたちの健康発達の面から考えても、先生方の働き方改革から見てもですね、いろいろ考えていかなきゃいけないという要素はございます。また保護者の捉え方も、いわゆる積極的にどんどんやってほしいという御希望の保護者もいますし、生涯スポーツと捉えたそのうちの中学生期のスポーツとして適切にやってほしいという御希望の方もいらっしゃいますので、そういったことを調整しながら今後やっていかなきゃいけないということが大きな課題であります。

竹沢議員

課題として3つほど、部員減少の問題、顧問の問題、それから社会体育との連携、ここら辺が課題であるということでございまして、飯中も大勢の生徒の皆さんがいろんなス

ポーツで頑張っているんだということの現状はわかったわけであります。

4-2、最後の質問ですけど、運動部活動は学校教育の一環でありまして、さまざまな成果をもたらしているものかと思えますけれども、このガイドラインが出てきた背景は、平成24年12月に大阪でしたか、体罰を背景とした高校生がみずからの命を絶つという痛ましい事案が発生いたしまして、この運動部活動における体罰が社会的な問題となりまして、文部科学省が平成25年5月、運動部活動での指導のガイドラインを作成いたしまして、スポーツ庁からこれは出ておると、こういうことであります。運動部活動をめぐりましては、その練習のやり過ぎが生徒だけでなく多忙な先生の働き方にも影響を与えているということが問題になっているところであります。このスポーツ庁のガイドラインですけど、1つとしては、学校の学期中は週に2日以上休養日を設けて、週末の大会参加の場合は休養日をほかの日に振りかえる、それから1日の活動時間は平日2時間程度、休みの日は3時間程度とするというようなことをガイドラインとして示しておるわけであります。一方、部活動の効果については、成果ですけれども、そのある部の所属するところのメンバーとの協力し合うことですか、競技力、技術を高めること、自己管理の力をつけること、また組織の運営を担うことなど、学び、また効果が上がるかと思うわけでありまして、そのためにどういう計画を立てるのか、部活動は生徒も先生もともに考える自主的、自発的な部活動が不可欠であると思うわけであります。国でいうこのガイドラインがすべて私は正しいとは思わないわけですが、飯島町の教育委員会はどう受けとめるかです。話はちょっと変わりますが、昨日も2025年問題が出てまいりました。我が国全体で2025年には団塊の世代の皆さんが75歳となりまして、高齢化がさらに進むと。ところで、飯島町における2025年問題というのがあります。これは認識していらっしゃると思えますけれども、少子化が加速することによって飯島小学校の学年学級が2クラスから1クラスに、そして中学校が3クラスから2クラスに減少するんじゃないかという危機的な状況があるわけであります。先ほど現状について部活動の報告もありましたけれども、この部活動においても生徒数が減ることにより部そのものの存続というものにも課題が出てくるのかなあとということで、小規模校の持つておる一つの悩みなのかなあと思うわけであります。こうした国の流れを受けまして、飯島町教育委員会としては中学校における運動部活動をどのように受けとめ、今後どう対応していくのかについてお尋ねします。

教 育 長

今御質問にありましたように、運動部のあり方というのは、練習時間の長さとか、体罰問題とか、さまざまな課題を持つておりました。また長野県としてみると、体力テストが全国で非常に下位であったとか、先ほど申しましたように運動部の加入率が非常に低いというような状況がありまして、平成26年2月に長野県の教育委員会で長野県中学生期のスポーツ活動の指針が策定されました。これは、報道されたときには朝部活をやめましょうつていうことで話題を呼んだものであります。今回、今お話にありましたのは、今年3月です、スポーツ庁が生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立って、運動部活動が地域、学校、競技種目に応じた多様な形で最適に実施されるということを求めて運動部活動のあり方に関する総合的ガイドラインというのが策定されて報道されました。このガイドラインは、その部活の内容等についてももちろんでありますし、昨今話題

になっています教員の働き方改革にも関連した内容を持っております。このガイドラインによれば、学校の設置者は、設置した学校に関してですね、国のガイドラインや県の方針を参考に設置する学校に関する運動部活動の方針を策定するということが示されております。それを受けまして当町の教育委員会では、これから、中学生期のスポーツ活動が心身の健やかな成長と生きる力を育む重要な機会、運動部活動は大変そういう面では貴重な機会ですので、効果的に実施されることを願って飯島町立飯島中学校の運動部活動等のあり方について既に検討を始めております。現在は、国、県の方針に沿った形で素案を中学校と教育委員会でそれぞれ検討をしているところであります。学校にも学校の委員会がありまして、飯島中学校スポーツ文化活動運営委員会というのがありまして、地域の社会スポーツ、特に子どもたちがお世話になっている社会体育の指導者の皆様をあわせて懇談する機会がありますので、そういったところで将来像を検討しているという段階でありますし、町の教育委員会としても中学校の意見を聞いて秋ぐらいまでに町の方針を決めていきたいというふうに思っております。その中で特に話題になっておりますのは、先ほどお話がありましたように活動時間、それから休養日等々、ガイドラインに盛られたことにつきまして中心に話をしていきます。それから、25年問題について触れられましたので若干コメントさせていただきますと、今中学校は3クラス2クラス3クラスと特別支援学級の編成になっております。通常級が3、2、3ですので8ということになります。特別支援学級が2ということです。その通常級の数がですね、来年の1年生が今限界の状況ですので2になる可能性があります。今の5年生4年生は3クラスに戻りますが、3年生から下は再び2クラスで、もう3クラスに戻ることは今のところないという状況ですので、中学校の先生の数も、今、主顧問になれる先生16人いますけれど、これは当然これからまた減っていくということですので、運動部の物理的なキャパシティというのも当然考えていかなければいけない課題ですし、先ほどありました休養日や時間等についてもこれからしっかり検討していきたいというふうに思っております。

竹沢議員

さきのガイドラインを受けまして、教育委員会として現在検討中であるということでありまして、具体的には活動の時間や休養日をどうとるか、そこら辺と社会体育との連携における運営委員会での協議等々が考えられますが、あともう一つ、大人が議論するのもいいんですけど、現場の中学の生徒の生の声もですね、ぜひ聞いていただいて方針をつくっていただきたいので、そこら辺のお考えと、先ほど冒頭触れましたが、先般の中体連の我が飯島中学の成績、ぜひいいところはアピールしていただきたいと思いますので、以上求めまして、質問を終わります。

教 育 長

貴重な御意見をいただきましたので、校長会等を通じて生徒はどう思っているかというようなこともあわせて検討させていただきたいと思います。中体連の結果につきましては、中学校がそれぞれお便りは出しますけれども、またいろんなところ、コミュニティ・スクールの協議会とかっていうところがありますので、小学校のところでもそういったことがお話しできればいいかなというふうに思います。

議 長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩再開
午前 11 時 36 分
午後 1 時 30 分

議長
11 番
中村議員
会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。11 番 中村明美議員。

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。今定例会一般質問最後の質問者となりました。午後の貴重な時間、私一人の質問者のために皆様お集まりいただきましたので、身のある答弁をいただけますよう一生懸命質問してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。今回は大きく 3 つの質問をいたします。1 「子どもたちの読書習慣向上に向けた取り組みについて」この中で 2 点質問いたします。まず①サードブック事業 2 年目に当たる本年では、読書ノート引換券がつけられ、町図書館来館時に提出するとプレゼントされる仕組みになり、評価するものです。子どもや親御さんには目的、ノートの周知と、読書ノートが効果が出るように努めることとはということで質問いたします。本年で 2 年目になるサードブック贈呈式が 5 月 16・30 日に行われ、報道紙から見えたうれしそうな子どもたちの表情を見て、子どもたちは好奇心が高い、本に対する好奇心が高いということが見て感じとれました。また、ことしは町図書館からの読書ノートがプレゼントされる仕組みができたことは、昨年 9 月の一般質問で触れており、実現したことをうれしく思う次第です。そこで、サードブック贈呈式終了後、5 月の末ぐらいになるんですけども、図書館で読書ノートの配布状況を伺ったところ十数名が受け取りに来たとのことでした。この 6 月は読書月間でもありますので、1 年生全員がですね、持てるような取り組みをしてほしいと思います。読書の習慣を身につけてほしいという思いもありますので、この機会に子どもさんや親御さんたちにこの読書ノートの目的やノート内容の周知をしてほしいと思うんですが、もう既に周知しているのか、その点をお伺いしたいのが 1 点、また、そのノートが活用されて初めて事業の効果が出る、あるものだと思いますので、その配布だけで終わるのではなく、図書館で何らかの評価を行うなど、子どもたちが頑張って読んでいることを評価していくようなことは考えているのか、教育長に伺います。

教育長
子どもの読書習慣に関するお尋ねであります。サードブック事業は、今お話がありましたように、5 カ月時のブックスタート、それから 2 歳 6 カ月のセカンドブック、それから、ひとりで読書を楽しめるようにと昨年度から小学校 1 年生を対象に始めた事業です。子どもたちは 30 冊の候補から 1 冊、親子で選んで本をプレゼントをしております。そうしたサードブックの趣旨、目的については、今年度は 4 月早々に新 1 年生の保護者と児童にプリントを配布して周知いたしました。5 月には飯島、七久保の両小学校 1 年生に 68 人分、68 冊プレゼントをしたところであります。候補本が 30 冊あるわけですけども、自分がもらわなかった本でも興味があれば学校の図書館あるいは町の図書館に全部そろっておりますので、そちらを借りております。加えて、お話がありました読書ノート、昨年度お話をいただいたもので、我々がどう活用していくかという観点で検討させていただき、自分が読んだ本を記録できるということで採用して、子どもたち、1 年生、サードブックと

もに配布をしております。興味を引くように「ドラえもん」の読書ノートということであり、サードブックを贈呈する際に引換券を渡して、希望者が図書館で受け取ることができるという、こういう仕組みです。4月配布のプリントでは、このノートの仕掛けの部分、楽しく読書習慣を身につけるといふ部分について、特に親御さんに丁寧に説明をしまして読書のきっかけづくりにしてほしいというふうに呼びかけました。サードブック贈呈式には、読書ノート本物を子どもたちに見せて、図書館に来て申し出たらプレゼントすることを伝えてあります。5月の末ですので、まだ飯島小学校の配布した子どもたちだと思いますけれども、17名ほど図書館にとりに来ております。こういった取り組みは、基本的には親子で、まだ小学校低学年ですので親子で楽しめる、親もかかわって、本はできるだけひとりで楽しめるようにしてほしいけれども、読書ノートなんかは親子で読書に取り組んでほしいという思いが詰まっております。プレゼントすることだけが目的ではなくて、これをきっかけにして親子で、だんだんにひとりで本が読めるようになってほしいというふうに願っております。

中村議員

町のほうからは、親御さんたちにも子どもにも、そのノートをしっかりと本物を見せて説明をしているということでございました。また、その目的も、プレゼントが目的ではなく、親子で本にかかわってほしいということが最大の目的であることを確認させていただきました。私も、まさしく、この事業をやっているからということだけではなく、町が本当にそのノートを活用しているということ、そして子どもがその先で読書好きになっていくというふうに導いていく、そういう活動を今後してほしいというふうに思うわけでございます。そこでなんですけれども、ノートを配布しました、あとは子どもたちが自由に親子で使っていきましょうということで終わってしまっただけで本当にいいのかなあということをおもう次第でございます。そこでですね、図書館を通じて図書館の活動の中ではないと思うんですけれども、そのノートを、夏なのか、一年後なのか、そういう時期的なことは検討していただくとして、そのノートを活用した効果、各家庭のですね、そういう効果なり、また子どもたちがそのノートを通じて楽しく本を読めるようになったとか、そんな感想、または本の中で子どもがこの本を楽しかったという感想を寄せてみんなに紹介できるような、そんなこの読書ノートを活用してさらに読書好きを増やすような、そんな取り組みも考えていってほしいなあと思うわけですが、教育長、いかがでしょうか。

教育長

お尋ねにありました活用についてであります。読書ノートを導入するときに、ノートをもったから感想文をいっぱい書かなきゃいけないっていうことは逆に子どもたちのプレッシャーにもなってしまい、面倒くさいっていうふうに思われないうにしたいっていうことは大変注意したところであります。ただ、これが生きているかどうかというのはですね、感想文のコンテストもありますので、そういったときにその読書ノートについても話題にしてほしい旨のことをお知らせしていきながら、あるいは余りそのもらった人がもらったことで活用状況をいっぱい書かなきゃいけないっていうことがないように、聞き取りとか、読書コンクールのときにそういうことをしてどんな気持ちだったかというようなこともあわせて書いていただきながら、我々がその評価っていうんですかね、活用状況を探っていくというようなことは考えております。

中村議員

なかなか大変だなあというふうにしたわけですが、でもね、書くという、または気持ちを伝えるという、そういう訓練って、こういう場も大事だと思うので、難しく捉えるんじゃないくてね、簡単にそうやって自分の読んだ感想を伝えられるような、そういう訓練っていうのも、簡単に例を挙げながら、また図書館のほう、教育委員会のほうで取り組んでもらえたら子どもたちの教育にもつながっていくと思うので、またその点は検討いただきたいと思います。

それでは②の質問に移ります。幼児期から本に親しむことが習慣づくために重きを置く取り組みはということでございます。ある書物によると、ことし2月末ごろの新聞の大学生のアンケート、読書アンケートですが、それによると大学生は「1日の読書時間がゼロ」と答えた学生が53%と、何と半分を超えたのは初めてだという、これは深刻な話ではないかというふうにありました。この数字を見て思ったのですが、昔に比べて大学生も増えたとはいえですね、半分、53%、この半分以上の人たちが1日1回も本を読んでいないということは、ちょっとショックでありました。教育長がサードブック贈呈式に「子どもたちに本をいっぱい読んで頭の中に新しい世界ができれば」と期待されていたように、本に親しむ機会は幼い時期から習慣づけることが望ましいわけですが、読書が習慣づく、このためにですね、教育委員会は今後どのように努めていくのかということをお聞きしたいと思います。先ほど教育長が当町ではファースト、セカンド、そして昨年からサードブックの贈呈式を、この事業を行っているということでありました。文面から文字で見るとですね、飯島町は子育てに大変尽力しているんだなあというふうに見えますが、その先は一体本当に子どもたちが本に親しむ、そういう子どもたちに育っていつているのかどうか、今度は贈呈とかいうことではなくして、中身の問題で、本当に本を親しむ、本から新しい世界、いろんな世界を知っていつてもらうための子育て教育に尽力していただきたいと思います。その辺を教育長に伺います。

教 育 長

平成28年、一昨年ですが、第2次飯島町子ども読書活動推進計画を立てまして、その中でも子育て支援センターや保育園との連携をかなり重視した取り組みをしていくということがうたわれております。さまざまな関係団体と一緒にやっていかないと、なかなか習慣づけということは難しい。今ありました3つのブック事業というのも小さいころからなじんでもらうということが大きな役割だと思います。特に小さいころ、周りの大人のかかわり、読み聞かせとかですね、絵本を読んであげるといようなこともかかわりが非常に重要だというふうに思っております。そういった面では、絵本を、その健診のときに絵本をプレゼントするときに司書が読み聞かせや読書の大切などもあわせて親御さんに伝えている。つまり、親御さんの意識というのがかなり子どもには影響してくるだろうと思います。それから、もう一つは、その第2次の計画の中でいいちゃん読書デーという事業を開始しまして、有線放送や広報誌で盛んに、毎月11日、いいちゃんの日にはテレビやスマホを消して少しでも本を読みましようといようなことを呼びかけたり、図書館ではロゴ入りのしおりをその日に配布したり、中学校の図書委員会はですね、その日に家族に読んでほしい本を借りていくといような運動をしています。つまり、子どもたちが将来のこの読書に関して興味を持ってもらうには、もちろん自分が好きでたくさん読んでいただけ

	れば結構ですけれども、家族を巻き込んだ形で環境づくりをしていくということがあります。一方で、高校生になると急にスマホの世界が出てきて、子どもたちの環境ががらっと変わっていってしまいますが、それまでにうまく根づくようにしてあげたいということで、幼少期の読書への取り組みにより力を入れていきたいというふうに思っております。
中村議員	大変ですね、町も努力をされていることがわかりました。それで、取り組み、そのいいちゃんの日で本を読もうとか、家族に読んでほしい本を借りていくとか、そういう取り組み、とてもいい取り組みだなあというふうにお聞きいたしました。そこで、果たして、じゃあ、それによって親御さんたちが子どもに対して本をどういうふうにかかわって読んでいるのかという親御さんのね、実践状況というか、実態というのはどの程度教育委員会としては把握しておりますでしょうか。
教 育 長	具体的に保護者がですね、どのように本に接しているとか、子ども向かって読書のことをですね、かかっているかっていう具体的な数字的なデータというのは持っておりませんし、大体子どもさんが小学校低学年くらいになるまでが勝負ですので、ずっと長く子どもさんの読書に親御さんがかかっているっていうことでもないで、ちょっと今のところ手持ちのデータはありませんけれども、先ほどの読書ノート等のところでも図書館に来たお母さん方から聞き取りをするというような方法でなら何とかこれからお聞きできると思いますので、そういったような方法も考えながら、子どもへの親御さんの読書のかかわり方について聞き取りができればなというふうに思います。
中村議員	ぜひですね、この3つのファースト・セカンド・サードブックのこの事業、町住民が一度総ぐるみでというかですね、子どもたちの成長のために行っている支援ですので、ぜひ、それを親御さんもですね、しっかりと心にとめていただきまして、子どもさんたちがそういう本を親しんでいくように、本好きになっていくようになってもらうためにも、親御さん方のね、読書感想発表とか、お互いに子どもと読んだ本のよかった本の紹介とか、また、我が家ではこんなふうに子どもたちに本を読みかせて読み聞かせをしている、または、うちの子はなかなか本を読んでくれないけど、どうやったら好きになってもらえるんだろうとか、そういう意見交換の掲示板でもいいし、そういう掲示欄でもいいんですけれども、そういうのを保育園か、そんなところからですね、せっかくやっていることですので、そんな声を拾い——拾い集めてというか、そういう声を聞いて、また専門家からですね、そんな講座をするとか、そういうふうに、ぜひこの事業が無駄にならないように、しっかりと生きていくように取り組んでいただきたいなあというふうに思います。午前中の町長の答弁でも定住促進には特効薬はないという、魅力のある教育をしていくことだというふうに、町長も町の重点課題にこの教育を挙げておられました。その一環となるのが町が力を入れているこのブックの贈呈でもあるのかなあというふうに思いますので、そういうことが本当に生きて、そして読書好きな子どもが育つまちという、そういうまちづくりの中にも一つ、魅力の何本柱になるかわかりませんが、そんなふうにですね、掲げられるように取り組んでいただきたいと思います。町長の所感、伺います。
町 長	私が全く本を読まなくなりましたんで、私の話には説得力がないと思いますけれども、小さなころから本に親しむ、パソコン、スマホの世界ですから、本当に本から離れている

かなあというふうに思っております。しかし、また活字から伝わる感性、お母さんお父さんからの一緒に読む、そういったところから伝わる感性、それは全然、それこそ人間力のつく教育のあり方かなあというふうに思っているわけでございます。今のシステムを十分有効に発揮できたらいいなと、このように思っております。

中村議員

それでは2つ目の質問に移ります。「犬・猫の動物愛護に対し町としての啓発・支援策は」について3点伺います。①「飼い主がいない「野外猫」の実態と保護の現状を伺う。」昨今のお店を見ると、というか、いろいろなデパートでもそうですけれども、行きますと、犬、猫、ペット商品は店頭売りをにぎわせ、観光土産にもペット用があり、サービスエリアなどにはドッグラン設置がされているなどを見るとペットブームを実感する次第でございます。午前中の竹沢議員の質問の中でもドッグランの設置の要望があるように、このようにペットブームでございます。一方、飼い主に恵まれない犬や猫の存在も増え、処分に至る数も少なくありません。昨今では動物愛護団体や自治体の努力により年々殺処分の数は減少していますが、環境省によると2016年度では2015年度の8万2,902匹から5万5,998匹に減少したとあります。それでも5万6,000匹もの犬、猫の命が奪われていることは許しがたいこと、私たち人間の利己主義的な考えがこのような結果を招いており、このような現状を早く変える必要があると考え、この質問に至った次第です。犬は届け出義務があり、殺処分に至る件数は猫のほうが断然多いように思いますので、初めに当町は野外猫の実態をどのようにどの程度把握しているのか、また保護した後の対応について伺います。

住民税務課長

それでは、野外猫の実態、また保護の現状についてということでお答えしたいと思います。町で把握している実態につきましてなんですけれども、昨年度、町のほうへ問い合わせというかありました野外猫ですけれども、件数ですけれども10件ございました、そのうち飼い主からのお問い合わせが2件、また住民、一般住民の方からは8件、内容につきまして、頭数というか匹、匹数というかですけれども、総数で27匹、引き取り手のあったものにつきましては2匹、また、生後間もなく死亡した、不幸にも亡くなってしまった猫が2匹、あと、伊那の保健福祉事務所ということがございまして、そちらのほうで引き取っていただいた猫の数が23匹でございました。町で把握している件数については以上でございます。あと、町を通さず直接伊那保健福祉事務所のほうへお問い合わせいただいたものについては、町のほうでは把握しておりません。また、猫につきましては、先ほど議員も言われましたけど、登録制ではありませんので、実態につきましては現在この程度でございます。

中村議員

23匹の保健所に行ったその先は、町は把握していない、どうなっていたのかは確認していないということがわかりました。

②の質問に移ります。「飼い主はもとより、住民への動物愛護に対する啓発活動はどのように行っているか、また住民の理解度はどうか。」について伺います。ペットを飼うに当たってはマナーが必要不可欠ですが、住民からは、飼い猫、野外猫などに手をやいている声を耳にすることがよくあります。また、かわいそうに思い外に餌を置き与えている家庭もあり、特に猫の数は増えてきているように思います。飼い始めはかわいがっても、愛情が続かず、飼い主としての責任を放棄するケースも悲しいことか現実起こっています。町で

住民税務課長

は、飼い主はもとより、住民への動物愛護に対する啓発はどのように実施しているのか伺います。

それでは、町の啓発というかの関係でありますけれども、町では、主としまして繁殖期を中心に広報への掲載、また文字放送、あと音声告知等で啓発を行っております。また、支援策という形になりますけれども、支援策の一つになろうかと思っておりますけれども、町主催ではありませんけれども、ことしの2月25日なんですけれども、伊那市と駒ヶ根市、そちらの2会場で県の動物愛護会の上伊那支部主催、また伊那保健福祉事務所の後援で猫の飼い方教室というものが行われております。また、本年度につきましては来る7月29日の日曜日でありますけれども、いなっせを会場としまして午前10時から11時30分までの予定で開催が予定されております。また、あと住民の皆さんの動物、ペットに対しての理解度でありますけれども、基本的なルールとして、動物の健康、また安全の保持、あと動物によります人への被害、また動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにお互いに守らなきゃいけないという観点の部分が若干浸透されていないような気がいたします。今後も行政として、先ほど申し上げた繁殖期を中心とした広報もありますし、また、それ以外に先ほど言いました町の主催ではありませんけれども飼い方教室、そういうものについても通していきたいと思っておりますけれども、住民の皆様が猫等の動物の習性をよく理解していただきまして、また飼い主の方、特に飼い主の方となると思っておりますけれども、思いやりの気持ち、また命の大切さ、命ある限り責任を持って飼っていただく、そういう意識を持っていただくことが一番大事だと思っております。

中村議員

県とか、いなっせですか、そういうところで飼い方教室とか、繁殖期に町は広報を出したり音声告知をしたりしているということをお聞きいたしました。そうしますと、飯島の中では今まで行っていないのですから、伊那で行っている、その飼い方、飼い方説明会、教室ですか、そういうところに飯島からはどのぐらいの人たちが参加しているとか、そういう数字は町として把握しているのでしょうか。

住民税務課長

ちょっと把握しておりません。

中村議員

まだまだ飯島町としてはですね、この動物愛護に対する啓発力とか、そういう、まだまだ力が弱いなあということを今の答弁からも、また町側のほうからもまだ足りないなという、そういう答弁がありましたので、そこで、再度質問をしてみたいと思いますが、動物愛護管理法は昭和48年に議員立法で制定された法律で、平成24年、同じく議員立法で改正されています。都道府県に引き取った動物について殺処分がなくなることを目指して、そして、返還、譲渡の努力義務を追加しています。そして、平成25年9月からの人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトアクションプランの発表をしており、目的では、命を大切に、優しさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目標に、殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目指す、また処分なくするためのポイントとしては、飼い主責任等に関する普及啓発を徹底し、飼い主等の意識向上を図る、飼い主等からの引き取り数を減らす、引き取った犬、猫の飼い主への返還や希望者への譲渡数を増やすとしています。また環境省は、殺処分数の課題もあることから、この殺処分というのを3つに分類しています。1として譲渡することが適切でない、例えば病気で治療が見込め

なかったり攻撃性が強過ぎるなどで譲渡ができない、2として譲渡以外の処分、3は引き取り後の死亡というふうに3つに分類しております。それで見ると、2016年度は譲渡できた可能性が高く最優先でゼロを目指すべき犬や猫、これが分類の2に当たるわけですが、こういう猫が殺処分された数は、冒頭申し上げた数から約2万5,000匹ほど減るわけなんですけれども、それでも3万1,000匹余となることです。病気、凶暴な犬になる、そのもとは、そこには人間にあるように思うと、そうなるのはですね、人間に責任があるというふうに判断しますと、殺処分の分類は必要ないと私は個人的に考える次第です。全国的に動物との共存を大事にする自治体の取り組みが活発化し始めています。当町は犬、猫をペットとしている世帯が多いと感じますが、殺処分に関して当町独自の実態把握ができていないせいか、動物愛護、殺処分ゼロに関する取り組みがまだまだ甘いと感じいたします。そこで、啓発とともに本年度行うこととして全世帯へのペット状況や動物愛護に関する実態調査を行うことを提案いたします。住民と動物が幸せに暮らす社会の実現のために取り組んでいただけるか伺います。

住民税務課長

ただいまの議員の実態調査に係る御質問の関係でありますけれども、個人情報関係とか、また先ほど申し上げましたけれども、登録制のない猫の実態把握につきましてなんですけれども、全戸の皆様をお願いするにしても、さまざまな考えの方がいらっしゃると思いますので、もし調査として、実態把握まで行くかどうかわかりませんが、方法としてはアンケートというような形であれば可能かなと思います。ただ、先ほど申し上げましたが、いろんな考え方の方もいらっしゃいますので、もし町がやるのであれば、趣旨とか目的ですかね、そちらのほうの皆様には十分御理解をいただかないとなかなか厳しいかなと思います。あとペットの問題でありますけれども、伊那保健福祉事務所という部署があるように、上伊那というか、日本的に全部そうなんですけれども、広域でもいろいろ問題に提起、問題になっていると思いますので、また担当者会議等がございますので、議員の御質問をですね、こういう御質問があったという、町としてもこういう問題にどうしていけばいいかという回答の一つの手段として、担当者会議、そういうところで提案をしながら、今後全体で考えていければなあということであります。以上です。

中村議員

ええとですね、アンケート、調査、どちらでもいいんですけども、それが個人情報にかかわるということが私はちょっと理解できないんですよ。ペット、動物たちと共存していく社会ということを掲げているわけなんです。それぞれが、ペットとか動物愛護に対する考え方っていうのは、それはよいほう、悪いほう、いろんな意見があると思いますので、それを集約してまとめていくということ、そういうことは本当に動物愛護という観点の中からはまず自治体に取り組むべきことではないかというふうに思うわけでございます。また、飯島町だけでは大変なので上伊那広域の中で連携をとってやりたいという答弁でございました。なかなか広域で一つにまとめてやるということは、時間もかかりますし、費用もかかることだと思います。こういうところはなかなか進んでおりません。やっぱり町の中で動物の顔を見て動物の命というものを見詰めながら、住民がそうやって動物たちを愛護していくという、そういう精神に至るには、やっぱり町は町としての取り組みをきちっと持っていったら、本当にどうしてもできないという理由があるのなら、それは町とし

住民税務課長

てしっかりと説明をしていく、そういう形をとっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

行政として取り組んでいくか、現在のところ全く白紙でございまして、ちょっと今すぐ、すぐ答えが出ませんので、また今後研究してまいるといふ、ちょっとお答えしかできませんけども、よろしくお願いします。

中村議員

それでは、これは課題として、また後ほど、今後伺っていくことといたします。

では③です。「ふるさと納税を動物愛護に活用することを提案する。保護猫シェルターの募集を行い、その団体へふるさと納税の寄付金を支援する仕組み。全国的にも重要視され取り組まれている自体も増え始めている。犬・猫の殺処分ゼロへの取り組みを当町も早急に実施すべきでは。」について質問いたします。提案内容は、既に先進的地域で取り組んでいる内容であります。住民理解も含め、保護猫シェルターの募集を実態調査を行う中で町民に行っていくってはどうでしょうか。そして、一番の課題は費用であります。そこで、ふるさと納税を動物愛護に活用していくことを提案いたします。幾つか取り組んでいる自治体を紹介します。ふるさと納税を動物愛護に活用した広島県のある町ですが、そこは自治体と民間で取り組んだ全国で初となる試みでした。これは、同町の公共サービスを狙っていくためには自治体と民間が協力しなければよいものがないという考えに基づいた施策とのことです。流れは、ふるさと納税制度を利用しNPO法人ピースウィンズ・ジャパンを指定して神石高原町に寄附するという、寄附金の95%が法人の殺処分ゼロ活動に、残りの5%が神石高原町の事業と分けられます。寄附をした納税者は、寄附金から2,000円を除いた額が税金から控除された上、法人からもお礼として有機無農薬の米を初めとする地域の特産品が届く仕組みとなっています。2015年は動物愛護週間開始から3週間ほどでふるさと納税からの寄附申込額は約2,250万円、そのほかを合わせると約3,200万円に達したといえます。ふるさと納税制度の利用がいかに効果的であるかわかりいただけることではないでしょうか。また、北海道の長沼町は、2016年3月にふるさと納税の寄附先指定の選べる使い道の認定にNPOしっぽの会を加え、寄附は犬、猫の命を救済するためや新たな飼い主への譲渡の推進に役立てています。県内では、長野市がふるさと納税の活用をし、殺処分ゼロで動物たちの命を大切にできるまちを目指した取り組みを行っています。環境省の調査結果では「殺処分ゼロの取り組みで成果が上がっている地域というのは官民連携がうまくいっている。」とコメントしています。以上、例を、先進的な地域を紹介しましたが、このふるさと納税を活用して動物愛護を行っていくという考え方について伺います。

住民税務課長

先ほど来、動物関係につきまして、当町に限ったことではございませんので、上伊那の実態につきまして、先ほど保護猫の関係のお話がありましたので実態を確認したところ、伊那保健福祉事務所管内ですと2団体で伊那保健事務所が管理している施設を業務補助しているという実態がございました。また、先ほど御提案ありましたふるさと納税の関係でありますけども、当町にも関係課がございますので、そちらのほうの連携ももちろんでありますけども、そのふるさと納税の趣旨に合うかということも含めまして検討してくとともに、先ほど来申しておりますけども、近隣の市町村との状況も確認しながら今後研

究していきたいと思っております。

中村議員

ぜひ、今後ですね、検討していただきたいということを要望いたしまして、3つ目の質問をいたします。

「住民の「安全・安心」のための道路整備について」3点伺います。ここで初めに訂正をさせていただきます。通告の中で1番、1番2番を入れかえさせていただいて、2番の項目を最初に1番にさせていただきます。また、その中の文面の中で「中原中央線」を「中原東線」に訂正をさせていただきます。それでは質問に入らせていただきます。「広域農道 飯島から田切の間において「中原東線」合流地点は道路がややくぼんでいるため豪雨時、雨水が溜まり車の通行において危険な状態。また道路の舗装状態も破損などあり危険な箇所が目立つ、今後の改修・補修計画を伺う。」広域農道の整備は、現在柏木信号から飯島岩間まで歩道計画がされており、既に与田切公園から豊岡まで完成、現在は与田切橋に並行した歩道が、歩道橋がですね、進められております。住民とともに完成を待ちながら安全に工事が進められるようお願い次第であります。さて、広域農道は、現在では生活・観光道路として多くの車が往来しており、農道完成時とは利用が大きく変化しているのが現状です。また、駒ヶ岳スマートインター完成により飯島町への玄関口となるこの道路は、利用者に安全・安心な環境であることは言うまでもないでしょう。しかし、現状はというと、その田切中原東線との合流地点は道路状況が悪く、雨水がたまり、運転者はハンドルがとられ危険な状況になるとの声がありました。現状を把握しているのでしょうか。また、道路の舗装状況も破損など危険箇所が大変目立ちました。今のところ、それが補修されてばんそうこう状態になって、一応でこぼこはなくなっているわけですが、その後すぐまたそこが次々と舗装が傷んでくるのではないかなあというふうに見ているわけですが、今後のですね、その補修状況等、現状の把握等を伺います。

建設水道課長

広域農道の改修、補修についての御質問でございます。この広域農道は交通量も多く、市町村間を結ぶ重要な幹線道路でございます。供用開始後20年以上が経過いたしまして舗装の損傷が進んできており、緊急を要する補修につきましては、その都度対応をしているところでございます。ただ、町全体の舗装の補修についてでございますが、平成25年に町内の13路線、これ2車線路線を中心としてなんですけれども、延長22キロの舗装点検調査を実施いたしまして、その損傷レベルの高い路線を優先に補修計画を立て、進めてきておるところでございます。この当時の調査における広域農道の損傷レベルは中程度ということでございまして、部分的な補修で進めてきておりました。しかし、ここ数年で損傷が進んできておるのも実態でございます。こうした状況から、広域農道の柏木から岩間までの間につきまして特に損傷のひどい箇所については県営農道整備事業におきまして舗装補修を実施していく計画でおるところでございます。また、岩間から田切の間につきましても補修の必要性があると考えておりますので、今後点検調査を実施し、総合的な補修計画を立ててまいりたいと考えております。なお、議員より御指摘いただいた水、雨水がたまる箇所につきましては、現地の状況を確認しておりますので対応してまいります。以上でございます。

中村議員

その雨水のたまる所の対応は、これからですね、梅雨に入って危険が予測されますので

早急な対応を求めます。

それでは②の質問に移りますが、次の質問は2つですね、関連性がありますので、質問内容を続けてにさせていただきます。「広域農道の歩道は今後の設置計画において東側、農道西の住民歩行者の安全・安心確保のため西側、特に「北上ノ原線」交差点「文化館入り口」交差点間の歩道設置をもとめるが。」について、この質問に至った経過ですが、これは、北上ノ原線との交差点は、御存じの方も多いたと思いますが、岩間側からの登り坂があり、交差点では車の発見が難しく、運転者、歩行者はかなり慎重になるところです。小学生以下の子どもたちが渡るには、車の発見というよりも、スピードが出ている車が子どもを発見した時点で停止することも危険が伴うような歩道です。したがって、PTAなど関係者からは信号機の設置要求がされましたが、信号機が短い距離に幾つもあるというのは許可できないということなどありまして、今は設置に至っておりません。ですから、現在も子どもたちが安心して渡れない魔の横断歩道となっているのが現状です。本年何とか信号機設置に向けた方向でというふうに再度住民の声を駐在所の所長さんにもお願いしたわけですが、所長さんがすぐに対応をしてくれて、駒ヶ根警察署の交通課でも現地を調査してくださいました。その結果ですね、確かに時間帯、子どもたちが通学する時間帯の車の量の多さ、そして、信号機は必要だけでも、信号をつけたとしても子どもたちが通学路として渡るには危険な道路であり、これは通学路としては認められないかもしれないということでした。そこで、それであるならば歩道橋の設置をするようにすることのほうが大事ではないかというふうに言われました。そこで、町側にこのように、既に東側に歩道設置の計画がされているんですけれども、西側への設置はできないものかということをご提案する次第でございます。3番目の質問も続けてさせていただきます。実は、この歩道が、例えば設置できないということになればなんですけれども、今の現状も、岩間の農道から西側の子どもたちは約1キロほど遠回りをして、そして役場入り口の信号を渡って学校へ通学をしております。その通学路というのは、選果場、選果場の前を通っていくわけなんですけれども、上ノ原幹線に当たるわけなんです、その道路というのは、まず歩行者が歩く舗装の道路がありません。確保されておられません。ですから、子どもたちは草の生えている路肩を歩いて通学をしております。既に今でもですけども、また収穫時期とか、ある時期には大変交通量が多くて子どもたちには危険な状況です。また、一般の人たちも多く通る道です。そこに、ぜひですね、歩道を設置してほしいというのが住民の要望であります。この2つのことに対する答弁を求めまして、質問を終わります。

建設水道課長

2つの御質問でございます。まず広域農道への歩道の設置でございます。これについては、以前から地元の皆さんと協議をする中で東側へ設置をということで計画を進めてまいりました。西側への設置の歩道の御提案を今回いただいたわけですが、歩行者の数の状況等を見ますと、なかなか東西両側への歩道の設置については、現段階では早急な実施は難しいと考えております。ただ、しかし、そういった危険な状況もございますので、広い見地に立って総合的に検討してまいりたいと思います。最後の質問でございます。上ノ原幹線への歩道の設置でございます。やはり、この路線は交通量も多いということは周知の事実でございます。特に農道から西につきましては、車道の外側、区画線から水路ま

での間の路肩を歩いてきているっていう状況でございます。この歩行者の通行の確保につ
きまして、まずは実態を地域の皆さんと共有しながら総合的に検討してまいりたいと考
える次第でございます。以上です。

中村議員 終わります。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散 会 午後２時２１分

平成30年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成30年6月19日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第9号議案 飯島町工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例

日程第3 請願・陳情等の処理について

日程第4 議員派遣について

日程第5 議会閉会中の委員会継続審査について

日程第6 議会閉会中の委員会の所管事務継続調査について

平成30年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

（平成30年6月19日）

追加日程第1 発議第4号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」
の提出について

追加日程第2 発議第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第6号 「慎重な憲法審議を求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野 一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田 浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成30年6月19日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には大変御苦労さまです。これから本日の会議を開きます。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会におきまして提出されました案件について大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。去る6月7日の本会議において各委員会へ付託をしました条例案件1件、請願・陳情案件4件につきましてそれぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議などを願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第9号議案 飯島町工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例を議題といたします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。
総務産業委員長	それでは条例の審査報告を申し上げます。 本定例会初日におきまして総務産業委員会に付託されました条例案件、第9号議案 飯島町工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例につきましての審査報告を申し上げます。去る6月13日午前9時10分より所管の産業振興課長、係長の出席のもと委員会を開催し、慎重に審査を行いました。結果、お手元の委員会審査報告書のとおり賛成4反対1をもって可決すべきものと決しましたので御報告いたします。 質疑の中で既存の企業等が実際に障害に遭った例がただされ、答えとして「緑地分を考えた場合、現地での増設が難しいという場面もあった。また、自前の用地では対応できずに隣地の買収を行った。かなり負担になった。」というような例も紹介されました。 また、意見の中で「自然豊かな飯島町のために新規に進出する企業については従来のものを適用し、既存の企業の増設のみに対応する、そういう方法はできないのか。」という質問がございまして、当局側としては「近隣の市町村も15%という中を打ち出している中で、我が町だけ企業誘致の点でも不利になるのではないかと考えてこうなった。」という御答弁がありました。 なお、説明の中で、敷地面積9,000平米、建物面積3,000平米以上というかなり大規模なものが対象だという説明も補足でありました。したがって、小規模のものに対しては適用はないんだということでございました。また、幹線道路を挟んでいなければ、隣地の山林等を取得し、それを緑地とすることで、そこの緑地換算ができるという説明もございました。実際に柏木工業団地ではそれが適用されたという説明もございました。

次に討論でございますが、反対意見としまして「緑豊かな飯島町、大いなる田舎を売り物にしている。企業誘致もよいが、住みやすさが大事だ。森林も安いので周辺の買い取りをとる取り組みを求めたい。一番低い基準に合わせるんじゃないくて、もう少し工夫がなかったか。よって反対。」と、次に賛成意見ですが「町としても誘致に力を入れて定住につなげたい、その方策には変わりがない。近隣の駒ヶ根市などに負けないように 15%にそろえたほうがよい。」との意見が出されました。

以上、総務産業委員会の条例審査報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島委員長、自席へお戻りください。

第9号議案 飯島町工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例に対する討論を行います。まず反対討論はありませんか。

6番

浜田議員

この条例に対して反対の立場から討論いたします。委員長報告の中にもございましたけれども、やはり飯島町は大いなる自然を売りにする町だということについてですね、もう一工夫必要なんではないかということで反対の意見表明をいたしました。景観条例とか、そのほかですね、さまざまな地域を守るという取り組みの真っ最中でもありますし、単なる横並びの条例でいいのかということを私は大変疑問に思ったわけです。もちろん企業の側の事情はわかりますけれども、そこには工夫の余地があるのではないかというふうに考えるからであります。具体的にはですね、先ほど柏木工業団地の例もございましたけれども、かなりの緑地化率を持っていると、それから町内の楽器企業さんですね、私もいろいろ御案内したこともございますけれども、緑に囲まれた工場が望ましいと。それから、飯島町の最大の産業は食品産業です。当然、工場の景観等も売りの一つになるわけですが、それが緑にない、何ていいますかね、無味乾燥な工場であるのか、あるいはもっと美しい環境の中の工場であるかっていうことはですね、町民にとっても、あるいは消費者にとっても大きなアピールポイントになるんじゃないか、そんなふうに思うわけです。ですので、何よりもまず緑を確保するということにもっと意を払うべきではないかというふうに思いました。それから、2つ目、他市町村との差がですね、工場誘致に不利になると、この論理はですね、セールストークとしては非常にまずいやり方だと私は思うんですよ。つまり、緑地化率が同じだということですね、場所の選定の基準からその項目を外すに等しいわけですね、一覧表をつくってやる場合に。そうではなくて、もしもセールスマンであれば、我々が売りに出るのであれば、全く逆ですね、よそは低いかもしれないけど、うちは別のやり方がありますということですね、切りかえて別の話に話を誘導するっていうのが普通のビジネスの基本じゃないかというふうに思うわけです。具体的にどういうことかといいますと、例えば過剰な緑地化率、大きな緑地化率のところには固定資産の減免を行うとかですね、さまざまな措置でもってその違いを我々の側で埋めていく、町の側で埋めていくと、そんなことをですね、もっと工夫したほうがいいのではないかと、そんなふうに思ったのでこの条例に反対したわけです。委員会で賛成された皆さんにもで

すね、ぜひ、もう一度お考えいただきたいんですけども、ここで急いでこの条例だけを単独で成立させるよりは、例えば3カ月置いてですね、もっと背景の条件を詰めて、飯島らしいもっと魅力的な条例に練り上げるべきではないかと。私、この条例を潰したいということで反対したわけではございません。ただ、余りにも横並び、よそと何の差もない、こういう条例がですね、飯島町にふさわしい条例なのかということを申し上げたかったわけでありまして。今アメリカの企業なんかはですね、実は、パリ条約からアメリカ大統領が離脱を表明しているにもかかわらず、実は、グーグルとかアップルとかはですね、ほとんど太陽光なんかで100%自家給電なんですよ。自然に優しいということが実は企業の大きな売りになっていると。また、ある企業はですね、かなり傾いていたときに、そこに戻ってきた社長がですね、シンク・ディファランスと、要するに違いを考えようということで、ほかに企業との違いをですね、この企業の売りにするんだということで、最終的には時価総額トップの会社になった、こんな例もございます。ですので、飯島町がこの条例を考えるのであれば、一旦ここは否決して、3カ月後にですね、もっと練り上げた条例として、ほかの条件も組み合わせて、決して企業の不利にならないような条例としてですね、提案するほうが前向き、建設的、しかもよそとの差別化もあり、町が目指す方向に合うのではないかと、そんなことを考えました。ぜひ、委員会で賛成された皆様も、それから、本日この席においでの方皆さんもですね、こういう考え方に御賛同いただくことを強く希望して、反対討論といたします。

議長 次に賛成討論はございませんか。——ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第9号議案 飯島町工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立多数です。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3 請願・陳情等の処理についてを議題とします。
請願、陳情等4案件につきましては所管常任委員会へ審査を付託しておりますが、お手元の配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。
ここで議事進行についてお諮りします。各請願、陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論、採決をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。
総務産業委員長 それでは陳情審査について報告いたします。
本定例会初日におきまして総務産業委員会に付託されました陳情2件につきまして審査

を行いました。

まず、30 陳情第 3 号 与田切公園に夜間照明付砂入り人工芝テニスコートの建設と地域おこし協力隊募集を求める陳情につきまして、6 月 13 日午前 10 時 20 分よりソフトテニス愛好者代表 小林茂和氏に出席を求め審査を行いました。結果、お手元の報告書のとお趣旨採択と決しましたので報告いたします。

質疑の中で「バックコート、サイドコートも狭い上に土のコートで、冬は使えない、雨が降れば使えないという不具合さがあり、改良が必要だ。しかし、現地点においてやるのであればお金がもったいないので、ぜひ移転して正規なものをつくってもらいたい。」という説明がございました。また「飯島町はテニスにおいては県下でも有力な選手を輩出している町ということで、今後も期待できる。」という説明がございまして、「そういう環境を今後も整えていく必要があるんじゃないか。」という説明もございました。また「1 面 1,000 万円ほどというふうに見込んでいるけれども、東西向きのコートじゃなく、南北のコートで、8 面あればですね、合宿、大会も利用されることが、テニスの愛好者の中でコネクションもあり、誘致の可能性が非常に大きいということで、コスト面では回収できるんじゃないか。」という話もございました。「現在、テニスの愛好者はコート探しに苦慮している。」ということでございまして「飯島町にこういったテニスコートができれば多くの人が飛びついてくることは間違いない。観光面でも大いに効果があるんじゃないか。」という説明もございました。なお、場所は与田切公園が最良として、野外ステージの東側の原林、原野、この辺を提案しておられました。しかし「早くできるのであればどこでもよい。」という話もございました。

討論の中でですね、趣旨採択とすべしとして「熱意ある陳情であるが、現実のためには課題が大きい。」と、「また、地域おこし協力隊について、町が既に動きがあるので、一みの対応、対象だというふうに考える。」と、「現状のコートの使い勝手が悪いこと、飯島町のテニスの高いポジションにあるっていうこと、その辺ありながら、条件が整っていないということにはですね、検討の余地がある。」ということで、同様の趣旨で、趣旨採択という意見の中で「早急につくってもらいたいということなので、町側とですね、十分話し合う必要があるんじゃないか。」ということで趣旨採択という方法をとらせていただきました。

委員会の協議会の中でもですね、スポーツ観光に今後取り組んでいくわけですが、安全面、また将来性も考えて、スポーツ大会を開ける正規の施設がないと、飯島町にとってテニスがいいいのか、またほかのスポーツがいいいのか、その辺の調整も含めて早急に、町でですね、対応してもらいたいというような意向もあったってということも申し添えておきます。

次に、陳情第 4 号につきまして報告をいたします。4 号 憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対する意見書提出を求める陳情についてでございます。6 月 13 日午前 11 時 20 分から提出者の「平和って何だ」伊那谷代表 角憲和氏に出席を求め、委員会を開催いたしました。結果、お手元の報告書のとお趣旨不採択となりましたので御報告いたします。

質疑では、「誰に対して何をしてほしいのかが不明瞭だ。」それに対しまして答えとして「衆参議長に意見書を提出してもらいたい。自民党案をどう評価するか、このような憲法改正でよいのかの議論をしてほしい。そもそも9条の2というような改正ではなく、2012年の自民党草案で出せばいいじゃないか。」というような答えがございました。また「項目の1と2～4については趣旨が違う。1は国民主権、立憲主義という憲法の原理についてだが、2以降は、個人の思いなどが入っており、9条や自衛隊法の関連連投のものだ。」と、「どちらに力点を置くのか。」という質問に対しまして「1だけでいいんだが、2以降に私の思いが出たものだ。本位は憲法審査会で十分な議論されることを求めたい。」と答えがございました。

討論では、「不採択とすべし。内容は理解できるが、陳情の中身が矛盾している。」と、「1が基本で、2以下は議論なされることに対しての要望である。」「不採択とはするが、当委員会として、どのような趣旨でこの陳情が出されたか、そこを受けとめて議会独自の意見書を前回同様に提出することを提案する。」等の意見が出され、全員委員が同意し、不採択といたしました。

ただし、討論でもありましたように、慎重な憲法審査を求める意見書の提出を飯島町議会独自のものとして、3度目にはなりますけれども、提出することを提案するものであります。

以上、陳情審査についての報告といたします。

議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島委員長、自席へお戻りください。
次に社会文教委員長から報告を求めます。

社会文教委員長　それでは、当委員会に付託されました案件を審議するため、6月13日9時10分より社会文教委員会を開催しました。

30 請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書、提出者は飯島町立学校教職員組合 林孝一氏であります。参考人として伊那市立西箕輪小学校 清水学氏と飯島町立七久保小学校 江口貴昭氏の出席を求め、説明を伺いました。内容を慎重に審査した結果、報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。

質疑で出された内容は、問い「飯島町の現在の状況は。」答え「国の基準に基づいて専科の先生の人数が決まってきている。現在は1人である。理科と音楽担当の先生が飯島小学校に在籍していて、七久保小学校に出向いてもらって授業をやっているが、打ち合わせの時間が少なく大変である。家庭科は、現在は担任が担当してやっている。」、問い「行き届いた教育はできているのか。」答え「家庭環境が複雑な子どもがいたり、子どもたちに学習能力の格差がある場合があり、クラスによっては大変なことも多い。また、英語教育が小学校から入ってくることになり、私たち教員も学ばなければならないことも増えてきている。」、問い「先生方の働き方改革が言われているし、部活の問題もある。現状はどうか。」答え「部活は県内では土日のどちらかは休日になっている。社会体育の方たちが部活を支えている。試合のときは部活担当の先生は出勤している。子どもが減っていく中で、

学校が一緒になり練習をするところも出てきている。持ち帰りの仕事は、小学校で月 80 時間で、中学校で月 100 時間と常態化している。働き方改革では、大町市がモデルとなって始まったばかりで、今後、検討協議会で協議し、全市町村に広げていく方向である。当町はお盆の 3 日間は完全閉庁としている。」、問い「コミュニティ・スクールや開かれた学校と言われて久しいが、先生たちがますます忙しくなっているのではと感ずるが、どうなのか。」答え「七久保小学校は地域とのかかわりが深い。校長先生、教頭先生が大変かと思う。しかし、先生方は地域の行事、学校での教育、総合的な中で子どもたちが育っていると実感しているのではないか。」。

討論では、「教育現場の大変さはよくわかったので、現状の大変さを緩和するためにも、国の責任において教育費の増額を求める請願に賛成である。」。

次に、30 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書、提出者は飯島町立学校教職員組合 林孝一氏であります。参考人として伊那市立西箕輪小学校 清水学氏と飯島町立七久保小学校 江口貴昭氏の出席を求め、説明を伺いました。内容を慎重に審議した結果、報告書のとおりに採択すべきものと決定いたしました。

質疑で出された内容は、問い「県内は臨時職員が増えているということだが、経費削減なのか。現状はどうなっているのか。」答え「採用の年代にもよるが、若い先生方が多く、臨時職員の先生の立場でも担任になる場合もある。正規職員で先生になった場合は、研修があり、サポートの先生がついてくれるが、臨時職員ということで先生になった場合、いきなり担任にされる場合もあり、大変である。」、問い「時間外手当は長野県は高くないと聞いたが。」答え「4%までは払ってもらっているが、それ以外は各自の判断に任されている。テストの採点はどうしても時間外になることが多い。部活は時給 900 円になるか。」問い「大変に感じるようになったのはいつごろからか。」答え「家庭環境が複雑な子どもたちが増え始めたことや外国語教育などが増えてきたことによって、そのための授業時間を増やすようになってきている。社会の問題がすべて学校教育に反映されるようになり、先生も子どもも大変となってきた。」。

討論では、「小泉政権のとき減らされて、現在は地方交付税の中に組み込まれている中で教育費であり、ファジーな部分もあり、その分先生方に負担が行っている。教育費はしっかり国で責任を持って負担すべきである。よって賛成である。」。

以上、社会文教委員の報告といたします。

議 長

ここで暫時休憩とします。

休 憩
再 開

午前 9 時 3 6 分

午前 9 時 3 6 分

議 長
社会文教委員長

会議を再開します。

すみません。ただいま私が読みました中で参考人として学校の名前を挙げましたけれども、飯島町立学校教職員組合からということで清水学氏と江口貴昭氏ということで、ただいま言いました学校の先生という形での出席ではございませんでしたので、その部分を訂

		正しいしたいと思います。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本委員長、自席へお戻りください。 以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから案件ごとに順次討論、採決を行います。 最初に 30 陳情第3号 与田切公園に夜間照明付砂入り人工芝テニスコートの建設と地域おこし協力隊募集を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。
6 番	浜田議員	この陳情を趣旨採択とする立場から討論を行います。本来、飯島町議会は、論点をぼかして議会として結論を出さないという、いわば逃げの手段としての趣旨採択やですね、あるいは継続審査ということはやらないということをこれまできちんと守ってまいりました。ただし、今回、この陳情に関しましてはですね、一つは、小さな問題ですけども、2 番目の地域おこし協力隊の件がですね、1 番との関連性が極めて不明確であるという意味で全体を採択するわけにはいかないだろうということが1点、それから、もう一つは、陳情の内容がですね、テニスコート8面と、かなり大規模な要望でもあってですね、確かに飯島町のテニス、スポーツは非常に劣悪な環境の中で、しかも優秀な選手もいる中でという事情は十分に理解できますけれども、ほかのさまざまなスポーツ全体のバランスの中で検討すべきだというふうなことからですね、これのみを単独で取り上げるのはふさわしくないだろう、そんなふうに考えます。よってですね、この重要性を町にも十分認識していただきながら、その一方でスポーツ施設全体、あるいはスポーツのあり方について十分な検討を求めるという意味で趣旨採択にすべきだというふうに考えます。以上です。
議	長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 30 陳情第3号 与田切公園に夜間照明付砂入り人工芝テニスコートの建設と地域おこし協力隊募集を求める陳情について採決をいたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情は委員長報告のとおり趣旨採択することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、30 陳情第3号は趣旨採択することに決定しました。 次に、30 請願第2号 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について討論を行います。討論はありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 30 請願第2号 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。したがって、30 請願第 2 号は採択することに決定しました。
	次に、30 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	30 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について採決を行います。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。したがって、30 請願第 3 号は採択することに決定しました。
6 番	次に、30 陳情第 4 号 憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対する意見書提出を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。
浜田議員	この陳情を不採択とすべき立場から討論いたします。数多くの項目が書かれているわけでありすけれども、内容的に精査しますとですね、この全体を丸ごと取り上げることはですね、内容的に非常に無理があるっていうふうに考えております。具体的に言いますと、第 1 項はですね、国民主権の尊重するもとで憲法の審査を行えと、要約するとそういう内容になるわけです。第 2 項以降はですね、自民党の憲法草案の矛盾点について、その理論的な内容を主張するという、こういう内容になっておりまして、1 番目の慎重に審査するということとですね、同時に議論すべき内容ではないというふうに考えます。よって、全体として率直に言いまして陳情としての体をなしていないと言うと陳情者に失礼でありますけれども、全体としての整合性がとれていないと、そういう内容かというふうに思いまして、この陳情は不採択すべきだというふうに考えます。 ただ、一方、これまで飯島町議会はですね、国民主権に基づいて憲法議論を慎重に行うべきだっという意見書を独自に、かつて 2 度ほど上げてまいりました。ですので、陳情というのは議会が上から目線で採択、不採択ということではなくて、やはり住民の意見を吸い上げるという点からいってですね、この中に含まれている最小限の趣旨は取り上げるべきだろうというふうなことをつけ加えまして、不採択の討論といたします。
議 長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 30 陳情第 4 号 憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対する意見書提出を求める陳情について採決いたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択ではありますが、議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。 〔起立者なし〕

議	長	起立者ゼロでございます。したがって、30 陳情第 4 号は不採択とすることに決定しました。
議	長	日程第 4 議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。会議規則第 124 条の規定によりお手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。
議	長	日程第 5 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり社会文教委員会における陳情等の処理について議会閉会中の継続審査について申し出があります。お諮りします。申し出の案件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。
議	長	日程第 6 議会閉会中の委員会の所管事務調査についてを議題とします。会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。 ここで暫時休憩とします。
休	憩	午前 9 時 4 8 分
再	開	午前 9 時 4 9 分
議	長	会議を再開いたします。ただいまお手元へお配りしましたとおり、折山議員から 2 件、浜田議員から 1 件の計 3 件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第 1 ～第 3 として議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案 3 件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。
議	長	追加日程第 1 発議第 4 号 「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
8 番	
折山議員	提案趣旨の説明を申し上げます。 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算増額を求める意見書。 全国一律の教育環境充実に向け、義務教育標準法の改正による義務教育全学年の 35 人学級実現と国の複式学級定員基準の引き下げにより必要な教員定数と伴い増加する教育予算を国の責任において確保することを求めるものでございます。 少子化の進む本町の将来には複式学級の編成も危惧されます。参考に申し上げますと、多くの都道府県では 1 年生を含むときは 2 個学年の合計が 8 人以下とし、それ以外では 16 人以下という国の複式学級の基準を採用しておりますが、長野県では、2 個学年合わせた児童数が 9～16 人のときには県費負担で講師と教員を派遣し、複式解消を独自に行っております。このことにより県財政を圧迫しているという実態もございます。 こういったようなことを踏まえ、全議員の御賛同をもって本意見書を採択されますようお願い申し上げます、提案趣旨の説明とさせていただきます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 4 号 「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第 2 発議第 5 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
8 番	
折山議員	提案趣旨の説明をさせていただきます。 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。 暮らす場所で教育環境に差がつくべきではなく、全国一律の義務教育環境の充実整備は国民として当然の要望でございます。そのためには、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充は必要であり、国庫負担の一部交付税化により財政力のある自治体とそうでない自治体間の教育環境に格差を生じさせている実態は早期に解消しなければなりません。例えば、

		2020 年度からの本格実施に向け本年度から小学校 3・4 年生の導入された英語教育では、専科の教員や A L T を配置できる自治体もあれば、担任が苦手を克服しながら乗り切る自治体もあるなどの教育環境の質に差が生じております。日本の未来を担う子どもの全国一律の教育環境の充実を求めるため、全議員の皆様の御賛同により本意見書採択されますようお願い申し上げて、陳情趣旨の説明とさせていただきます。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 5 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第 5 号は原案のとおり可決されました。
議	長	追加日程第 3 発議第 6 号 「慎重な憲法審議を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		(議案朗読)
議	長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
6 番 浜田議員		それでは、慎重な憲法審議を求める意見書の趣旨説明を行います。 憲法の議論については、時間をかけて熟議していくことで期限を切らずに合意形成を図ることが求められておりまして、それが国民理解を得る上で重要であろうというふうに考えております。よりまして憲法審査会は、憲法及び憲法に関連する事項について広範かつ総合的に調査を行い、憲法の基本理念を生かし、その実現に努めること、また憲法改正については、国民と方向性を共有していくことが重要であり、慎重な熟議を行っていく、このことが憲法を論ずる上での基本であろうというふうに考えます。この趣旨を御理解いただきまして、皆様の御賛同を求めたく、御理解をお願いするものであります。以上、趣旨説明といたします。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 6 号 「慎重な憲法審議を求める意見書」の提出についてを採決いたし

ます。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町 長 6 月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、皆様御承知のとおり、昨日の早朝、大阪におきまして震度 6 弱、マグニチュード 6.1 という地震が起きました。それによりまして 4 名の死者、また 400 名になんなんとする負傷者、1,300 人を超える避難者が出ておるところでございます。これらの皆様に対しまして心からのお見舞いと御冥福と、また一刻も早い復旧を心よりお祈り申し上げるところでございます。

当町におきましては震度 2 ということで、大きな被害はございませんでした。しかしながら、教育長にあっては、各学校長におきまして通学道路の再点検等指示をいたしました。また、町内に向けてページング放送で家具の固定等の注意喚起をしたところでございます。いつ何どき災害が起こるかわかりません。日ごろの準備が大切だというふうに思う所でございます。

さて、去る 7 日から本日まで 13 日間の会期をもちまして開催されました 6 月議会定例会でございますけれども、議員各位におかれましては、慎重審議をいただきまして、上程いたしました 12 案件、全案件につきまして提案のとおりそれぞれ議決、承認をいただきまして、まことにありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

また、今議会での議案審議や一般質問を通じて数々の貴重な御意見や御提案をいただきました。これらもあわせて町民の皆様の負託に応えるべく、私以下、職員一丸となって、今後も町政運営に慎重かつ全力で取り組んでまいり所存でございます。

さて、政府は、この 15 日に 2018 年の経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針を閣議決定いたしました。その概要は、消費税に関しましては 2019 年 10 月に消費税率を 10% に引き上げること、そのための経済対策といたしまして 18 年末に取りまとめ 19 年・20 年度予算に反映させること、また教育の無償化につきましては 3 歳～5 歳の幼稚園、認可保育園の無償化、人手不足対策では外国人労働者の受け入れ拡大のための新たな在留資格の創設、また財政健全化につきましては、基本的財政支出の黒字化の目標を 25 年度とし、5 年先送りすることなどを決定しております。経済成長を優先する姿勢を明確にしておると感じるところでございます。今後も国の動向に注目しながら、町政の推進と重要課題への取り組みを進めてまいりたいと思っております。

さて、少し先のことになりますけれども、来月 19 日には任期満了に伴う長野県知事選挙が告示され、8 月 5 日に投票日を迎えます。選挙権年齢が満 18 歳に引き下げられてから初めての県知事選挙となるわけでございます。有権者の皆様方はもとより、若い世代の皆さんには、これからの長野県をどうしていきたいか、日ごろから県政に対して関心を持っていただき、みずからの 1 票が自分たちの未来、地域をつくっていくんだというかたい信念を

持って投票に臨んでいただくことを期待するものであります。

今週になってようやく梅雨らしい天候となってまいりましたが、気象関係のホームページでは、既に梅雨明け予報が掲載されております。それによりますと、関東甲信越のことしの梅雨明けは、何と7月6日と予想されているところでございます。しかし、暖かく湿った空気や寒気の流入などの条件次第では大雨となるおそれがあるとのことでございます。この先、平年並みの降水量があり、かつ災害の少ない梅雨であってほしいと思うところでございます。

終わりに、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御注意いただき、一層の御活躍を心からお願い申し上げ、6月議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさついたします。今定例会、まことにありがとうございました。

議	長	以上をもって平成30年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。
---	---	--

閉	会	午前10時06分
---	---	----------

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員